

ISSN0549-365X

日本経済政策学会編

# 人口動態と経済政策

日本経済政策学会年報XLI

1993



日本経済政策学会編

勁草書房発売

日本経済政策学会編

# 人口動態と経済政策

日本経済政策学会年報XLI

1993



日本経済政策学会編

勁草書房発売

## 本年度共通論題

### 『人口動態と経済政策』

日本経済政策学会第四十九回全国大会は、一九九二年五月三十日（土）、三十一日（日）の二日間にわたって、近畿大学において開催された。

大会直後の六月三日から、ブラジルにおいて「地球サミット（国連環境開発会議）」が開催されることになっており、環境問題に各方面の関心が集まっている感があったが、当学会はすでに前回第四十八回大会において「地球環境問題と経済政策」を共通問題として綿密な検討を済ませている。そこでプログラム委員会は、「環境」を取り上げた前大会を受けて、第四十九回大会では「人」の問題を何らかの形で取り上げること考えた。

日本経済の将来を展望すると、今後人口高齢化が他の国には例を見ない急速度で進むことはほぼ間違いない事実である。それに伴う人口構成の変化が、日本経済に大きなインパクトを与えることになろう。そのような状況下における経済政策はいかにあるべきか、というのがここでの問題意識である。

この場合考察の視野を長期に置くなら、なるべく広い角度から取り扱うことが必要であろうし、またグローバルな視点からの考察も必要となることはいうまでもない。しかし限られた時間でのシンポジウムではすべての問題を取り上げることが困難である。そこでプログラム委員会では問題を「一九九〇年代の課題」という比較的近未来に限定することを考えた。ただ、当初はこれをサブ・タイトルとすることを考えたが、報告者の考え方を尊重する意味からそれは取りやめることにした。例年通り共通論題は三報告お願いすることとし、その三つの柱として「人口動態と労働力政策」、「高齢化と社会保障政策」、「人口動態と医療問題」をたてることにした。三つの柱をこのようにしたのは、先にのべた比較的近未来の問題を中心に行うと考えたからである。ただこれは後に報告者との協議の結果プログラムに掲げられたタイトルのように若干の変更が行われた。

第一報告は今後急速に進むであろう人口高齢化と低出生力が労働供給にどのような効果を及ぼし、それが消費、貯蓄、労働生産性などどのように影響するかを考察し、その政策的含意を探ることを意図したものである。第二報告は人口高齢化

が社会保障にどのように影響するかを考察しようとするものである。第三報告は特に医療問題を取り上げて考察しようとするものである。医療問題は社会保障と関連するが、比較的近未来の問題として考えるときには特に重要な課題であるので、あえて一つの柱とした。

基調報告者については、できるだけ会員のなかから選ぶこととし、本部部会等にも御相談しながら人選を進めた。幸い今回は報告者、討論者ともすべて会員の中から選ぶことができ、しかも現段階では最強力のライン・アップができたのではないかと考えている。

自由論題については、はじめからテーマを決めず、自由に応募していただいた上でそれらを分類し、それぞれのグループに適当な名称を与えようということになった。その過程で、共通論題に関連する報告を集めて「準共通論題」のセッションをつくることにした。その結果、二日目の午前・午後にわたって六つの報告が準共通論題として報告され、共通論題決定の過程で指摘された考察の範囲が狭すぎるのではないかとこの点がかかりカバーできなかったのではないかと考えている。しかしもちろん、すべての問題点が考察されたとはいえず、今後にかんがりの課題を残していることはいうまでもない。

自由論題については、今回予想以上に多くの応募をいただいた。しかし学会本部から年報の収容力などの点から報告数を限定する必要があることを指摘され、プログラム委員会としては苦渋に満ちた決定であったが、結局いくつかの報告は辞退をお願いすることになった。学会の規模が大きくなり、会員数が増えれば今後ますます問題となることが考えられる。申し込めば必ず報告できる学会はないであろうが、どのような原則で報告を決めるかを学会として考えることが必要であろう。自由論題はプログラムにあるように第二日の午前・午後それぞれ四つのセッションで行うという編成になった。

このようにして出来上がったプログラムの下に、本年度大会が開催された。共通論題をめぐる大会当日の報告と討論についての総評は座長総括を御覧いただきたい。問題を限定したとはいってもかなり広範囲にわたる問題を取り上げただけに、もう少し時間が欲しかったという声もあったが、報告者・討論者に人を得、さらに多数の会員の参加を得て実りのある議論ができたのではないかと考えている。見事に取りまとめて下さった座長の先生方にもお礼を申し上げたい。

また、本年度の大会を大過なく終えることができたのは、会長はじめ多くの会員の方々のお礼によるところが大きい。プログラム委員会として、これらすべての方々々に感謝の意を表したい。

一九九三年一月

第四十九回全国大会共通論題プログラム委員会

## 目次

本年度共通論題『人口動態と経済政策』	第四十九回全国大会共通論題プログラム委員会	1
△会長講演▽		
変革期の経済政策の課題	柏崎利之輔	7
——市場経済のグローバル化とリージョナル化の中で——		
△共通論題▽		
今後の人口動向と労働力政策	大淵 寛	18
人口高齢化と社会保障への影響	丸尾 直美	28
人口動態と医療問題	西村 周三	39
コメント	山口 三十四	49
コメント	藤 田 晴	52
コメント	牛 丸 聡	55
総 括	加藤 井 藤 壽 延 隆	58
△自由論題▽		
出生促進政策と税制の関係	小 島 宏	61

ソ連の人口動態と投資政策 一九七〇—八〇年代	保坂哲郎	65
人口動態・高等教育・経済政策	森田寿一	68
——対極にある日本・スウェーデンの比較——		
第一次石油危機以降の日本における失業の深刻度の動向	清水勝	73
地球森林再生計画と経済政策	福岡克也	78
競争と産業間資源配分	箱田昌平	82
——参入・退出と資源配分——		
二一世紀の株式会社と反独占理論	白川清	87
公正取引委員会の審査活動とその成果・昭和二二—二六三年	増田辰良	91
人口動態と家計消費支出からみた米国自動車市場	沖山充	99
利潤分配・リスク回避と企業内福利厚生	岸智子	108
情報財の複製と報酬請求権(賦課金)制度に関する経済分析	神隆行	112
専売公社の経済分析	竹島正男	116
高度情報通信網構築と国際競争力強化目指す米国電気通信政策	関秀夫	120
——AT&T分割政策の検証——		
フィルタリングと住宅政策	駒井正晶	124
地価税と経済政策	桜井良治	132
——東京一極集中を背景として——		
制度選択過程に関する一考察	羽田亨	137
——ゲーム論を中心として——		
ヨーロッパ企業の構造改革と経営戦略	樺木航三郎	141
ユーゴスラヴィアの市場経済化とショック・セラピー	阿部望	145
——MFの果たした役割——		
市場社会主義の理論と現実	福田亘	150
——ハンガリーの「新経済メカニズム」の経験——		
ソ連「ネップ」期における総合的要素生産性向上率	丹羽春喜	154
中国計量経済モデルによる中国第八次五カ年計画の評価	小坂弘行	158
アングラ経済をふまえての経済援助政策	鳥飼行博	163
植草益著『公的規制の経済学』	土井教之	168
稲毛満春著『マクロ経済政策の研究——石油ショック・変動相場制・対外不均衡』	田中康秀	170
永安幸正著『経済学のコスモロジー』	郡  寛  孝	172
学会記事		174

Why Dose MITI Work So Effectively?—The Outside Conditions for the Successful Industrial Policy of MITI.....Hideki Hirota..... xvi

Summary..... xiii

Presidential Address ..... xii

Historical Perspectives of Population Problems.....Yoshitkuni Ishi..... iv

学会紹介(英文)..... i

〈会長講演〉

変革期の経済政策の課題

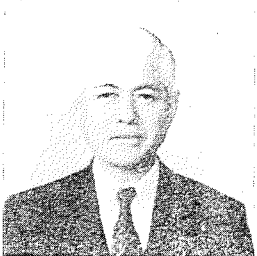
——市場経済のグローバル化とリージョナル化の中で——

柏崎利之輔  
（早稲田大学）

一 はじめに

(1) 講演にあたって

青山学院大学での大会で会長の大役を仰せつかってから、ちょうど三年の月日が経過致しました。その間、不慣れなため会員各位にご迷惑をおかけすることも多かったことと存じます。今大会をもって何とか無事に任務を終了できますことは、微力な身にとりまして真に有難いことであります。会員各位から寄せられた多大なご協力・ご支援に対しまして、心より感謝申し上げます。



過去四〇年にわたり、私はこの学会の会員として量り知れないほど大きな学問上の刺激を受けて参りました。それにもかかわらず、会長として十分お役に立てなかつたことを、甚だ申し訳なく存じております。また本日は会長講演をさせていただきますが、その内容も遺憾ながら決して斬新とは申せません。しかし、この講演の主題は、わが国の将来に深く関わるものでありますので、この機会にあえて取り扱わせていただく次第でございます。

## (2) 講演の主題

世界経済の仕組みは、今日、変革期を迎えております。旧東側の諸国では、計画経済体制から市場経済体制への移行が進められております。それにつれて、旧東側の経済も、旧西側の国際経済関係の基礎にあったIMF・GATTの枠組みに組み込まれる過程にあります。この意味では、世界経済は自由市場・自由貿易を基調とした体制への一元化、別な言葉で言えば、自由市場経済のグローバル化の傾向をもっております。

しかしながら、そのような傾向と対立する動きが二つあります。一つは、世界の中の特定地域の経済的利益を優先するという意味での、リージョナル化の動きであります。もう一つは、国際取引に関する問題を多国間交渉ではなく二国間交渉で処理するという意味での、二国間主義の台頭であります。このような状況の中で、わが国の経済政策、とくに対外経済政策のあり方を考察することが、この講演の主題であります。

## 二 自由市場経済のグローバル化

### (1) 旧東側諸国での経済体制の転換

東西の冷戦構造は、第二次大戦後、長期間にわたり世界の政治・経済構造を規定してきましたが、一九八九年マルタでの米ソ首脳会議で終焉を迎えるに至りました。その後を生じた旧東側の諸国での劇的な変化は、いわば現在完了進行形の状態にあります。それにもかかわらず、一つだけ明白なことは、旧ソ連・東欧の国々がいずれも、中央集権的な計画経済から分権的な市場経済への転換を目指していることでもあります。

しかし、経済体制の転換は多くの摩擦や障害を伴うものであり、それらを克服することは決して容易ではありません。旧ソ連を中心としたコメコン(経済相互援助会議)はすでに崩壊しております。旧東側の諸国は自力で困難を乗り越えるに十分な経済力をもっておりません。したがって、それらの国で未経験に近い経済体制への移行を円滑に進めるには、旧西側の

技術的・金融的支援が必要不可欠であります。

### (2) 旧西側の経済的枠組みへの一元化

旧西側の諸国は、GATT・IMF体制の中で、多角的で無差別な自由貿易の実現を目指してきました。この体制は、米国の経済力の相対的な低下とともに変容しましたが、それでもなお、今日まで旧西側の国際経済関係の基本的枠組みとしての機能を果たしてきております。旧東側の諸国は、すでにIMFと世界銀行への加盟を認められましたが、やがてGATTの枠組みに加わることが予想されております。

こうして、旧東側の諸国も旧西側の基本的枠組みの中で市場経済へ移行することになりますと、世界経済は市場経済を基調とした自由貿易体制のグローバル化に向かって大きな前進を遂げる可能性をもっております。しかし、旧西側の世界では、リージョナル化の動きと二国間主義の台頭という、二つの要因が、自由貿易体制のグローバル化の前に立ちはだかっております。

## 三 自由市場経済のリージョナル化

### (1) 地域的な経済統合の進展

旧西側の諸国の中では、欧州共同体(EEC)の市場統合が一九九二年末に完成する運びになりました。EECの順調な発展に刺激されて、ECに隣接する旧西側の国々に次ぎにECへの加盟を申請し、旧東側の東欧諸国や旧ソ連邦の国々にも、拡大された欧州の家の構築を模索しております。ECは、当面、欧州自由貿易連合(EFTA)とともに欧州経済圏(EEA)を形成して、域内市場の実質的な拡大を目指しております。

また米国とカナダは、既に米加自由貿易協定により自由貿易圏を形成し、現在メキシコを加えた北米自由貿易協定(NAFTA)の締結に向けて交渉を進めております。米国は将来的には、カリブ海地域・中米地域・南米地域での経済統合との

連携により、自由貿易圏を南北アメリカ大陸全体に拡大することを模索しており、その第一歩としてチリと自由貿易協定の締結交渉を開始するところであります。

さらに、東南アジア諸国連合(ASEAN)でも、経済協力の強化を目指して加盟国間で、あるいは日本を含む東アジアの国をも加えて、自由貿易圏を形成する構想ができております。この構想は明らかに欧州や北米における地域的な経済統合の進展に触発されたものであります。この意味で、現在進行中の市場統合や自由貿易圏が、今後とも世界経済全体をリ・ジョナル化の方向に向かわせるインパクトを与えることが予想されます。

#### (2) 地域的統合優先主義の挑戦

特定地域における経済統合は、障壁のない域内相互間での経済的取引を増加し、生産の効率化を促進して、域内全体としての経済規模を拡大することができます。経済統合は、この域内の経済規模の拡大を通じて域外との取引規模を拡大するという意味で、域外の国にプラスの影響を及ぼす可能性をもっております。しかし、このようなプラスの効果は経済統合により直ちに生じるものではありません。

一方、域内取引の自由化は、域外との取引を相対的に不利にし、域外との取引規模を縮小する傾向をもつ点で、直接的に域外の国にマイナスの影響を及ぼします。その上、地域的な経済統合が進む過程では、一般に域内相互間の経済協力の推進を超えて、域内経済の保護を助長する傾向が生じます。こうして無差別・多角的な自由貿易体制のグローバル化は、地域的経済統合優先主義からの挑戦を受けるに至っております。しかも、経済統合は加盟国にとって目に見える利益をもたらす点で、極めて強力な挑戦であります。

### 四 経済ブロック化の危険

#### (1) 地域的経済ブロックへの道

地域的経済統合は、一般には、当該地域の利益を優先する考えに立っており、そこでは域内の国々への雇用水準を高く維持し、経済成長率を高くすることの方が、資源を効率的に配分することよりも、優先されることとなります。その結果、域内の国にとっては、域外の低費用製品の価格を関税の賦課で高くし、域内の高費用製品の輸入を引き合うようにすることは、資源の配分効率の面でなく労働の雇用の面で是認されることとなります。この意味で、地域的経済統合は当該地域を要塞化する傾向をもっているといえます。

その上、地域的な経済統合を優先する立場は、当該地域内での経済協力の強化だけに努めるわけではありません。地域的な経済統合加盟国には、当該地域に隣接する域外国をその他の域外国から区別し、前者を重視する誘因があるからであります。たとえばEC加盟国の場合、隣接する旧東側の諸国からの経済難民の大量流入により、経済・社会的混乱が生じないように行うことが、極めて重要な関心事であります。この意味で、ECは隣接国を考慮に入れた経済圏の形成を目指す傾向をもっております。

#### (2) 地域経済圏の拡大

ECは、一方で現在の加盟国間の結びつきを強化する欧州連合(EU)への道を歩みつつ、他方で隣接する旧西側諸国を包摂する経済圏の形成を進めております。しかし、ECを中心とした西欧経済圏は、北欧だけでなく、中欧や東欧の諸国にも拡大する方向性を示しております。それは、旧東側諸国が市場経済化を進める過程で、旧西側諸国とくにECからの大規模な技術・資本面での支援を必要とするからであります。

そのさい、ECは旧東側諸国での雇用の維持に役立つ支援形式を優先する可能性がでてきます。もし旧東側諸国での産業



の生産性の引き上げに役立つ支援に力点がおかれるならば、大規模な雇用調整が不可避となり、EC加盟国への経済難民が大量に流入するという事態が発生しかねません。このような事態を避けるためには、EC加盟国は近隣の旧東側諸国との非効率的な取引を拡大するという犠牲を払っても、旧東側諸国での雇用の確保に役立つ支援方法を選択することになります。

その方法は、域外の遠い国で低い生産費で生産された低い価格の生産物の輸入を、何らかの非関税障壁あるいは制限的措置で差別し、その代りに、近隣諸国で高い生産費で生産された高い価格の生産物の輸入を促進することです。その結果、ECを中核とした地域経済圏が拡大し、その経済圏の中で相互依存関係が深められる反面、その経済圏の外にある国々にとの相互依存関係が弱められることとなります。こうして、地域的経済統合が進行するにつれて、経済ブロックが形成される傾向が強まることとなります。

## 五 二国間主義の台頭

### (1) 多国間均衡主義から二国間均衡主義へ

GATT体制の下では、国際取引に関する問題は多国間協議に委ねられるのが原則であります。しかしながら、近年、二国間の収支不均衡の是正を当該二国間協議の対象とすることが、慣例化してきております。これは、国際収支の赤字国が、対外収支の改善を自国の失業率の引き下げや成長率の引き上げの手段としてとらえるだけでなく、二国間の相互利益の確保という二国間相互主義にたつて、赤字の削減のために自国側の努力に加えて相手国側の協力も必要である、と主張するからであります。

この種の二国間協議で問題なのは、二国間の国際収支の不均衡を当該二国間の収支均衡主義に立って是正すべきであるという主張が、その協議に付きまとうことでもあります。このような二国間の収支均衡主義は、明らかにGATTの多国間主義の理念と両立しにくい側面をもっております。それにもかかわらず、わが国は、近年巨額の貿易黒字が定着し、米國やECなど対日赤字国との二国間協議に応ぜざるをえなくなっております。その結果としてわが国は、国内市場を開放して輸入を拡大するために経済構造の調整を進める一方、個別の生産物について管理貿易に近い輸出自主規制措置をとるに至っております。

### (2) 特定産業毎の収支均衡主義

いずれの国の対外経済政策も、基本的には国益重視型であります。したがって、ある国の「重要」産業が外国との競争で打撃を蒙る場合、海外からの競争圧力を軽減する手段をとることは、国内的にはしばしば正当なことと見做されます。そこで、特定の重要産業の生産物について、赤字収支国が相手国の輸出自主規制や自国の輸入制限により自国市場を保護するだけでなく、相手国市場に自国の特定生産物の輸出を増加するために、自国の産業の側の努力に加えて、相手国の産業の側の努力をも要請するに至っております。

このような特定産業毎の収支均衡主義は、二国間相互主義の非常に危険な拡大解釈であり、もしそれが貫かれると、二国間での交易は大幅な縮小均衡の道を進むこととなります。国際間の取引は、もともと、異なる生産物間の取引を前提とするものであり、特定産業毎の均衡をはかることを前提にしておりません。この意味で、特定産業毎の収支均衡主義は、輸入数量制限の撤廃と関税の引き下げを通じて、多角的に世界貿易の拡大をはかろうとするGATTの目標と、明らかに対立するものであります。

## 六 わが国の対応策

### (1) 基本的視点

経済政策の決定が主権国家の枠内で行われる限り、政策目標や手段が諸国間で必ずしも相互に整合的ではありません。経済協力開発機構(OECD)加盟国のうち、とくに先進七カ国(G7)の財政当局や金融当局は、ある目標に関して合意し

ても、それを達成する手段に関して合意できないことがあります。また、マクロ経済、金利水準、為替レート調整について政策協調を行う場合でも、そのための負担割合について合意がえられないと、協調の程度は限られ、したがってその成果も限られることとなります。

今日、わが国は、G7の一員として、マクロの世界経済の安定的な発展に責任をもっております。そればかりでなく、ミクロの経済活動に関しても、相互依存関係を強化する必要があります。したがって、わが国が経済小国のな行動をとることは、もはや適切ではありません。わが国は島国ではあっても、孤立国ではないという視点、言い換えれば、世界の中の日本という視点を基本として、わが国の経済政策、とくに対外経済政策のあり方を考える必要があります。

## (2) 相互依存関係の強化

OECD加盟国、とくに米国・EC・日本の三極は、世界経済全体の円滑な運行に重要な地位を占めています。これら三極のうち、欧州と北米ではそれぞれ地域的な経済統合が積極的に進められております。しかも、わが国の対米黒字と対欧黒字の大きさからして、米・欧からの輸入を増加しない限り、わが国からの輸出を増加しにくい段階にきております。このような状況の中で、わが国の側での特別な努力なしには、わが国と他の二極との経済関係を深めることが難しくなっております。

そこで、わが国は自由貿易体制の維持に向けて、現在継続審議中のウルグアイ・ラウンドを成功に導くよう、積極的な役割を果たさなければなりません。そのために、相手国からの要請ではなく、自国の自主的な判断に基いて、わが国は内需の拡大と市場の開放を進める必要があります。そのさい、対外競争力の劣る国内産業については、積極的な産業調整を進めなければなりません。これこそ、閉鎖的な地域的経済統合の域外にあるわが国にとって、それらの経済統合が及ぼすマイナスの影響を最小化する道であります。

## (3) アジア・太平洋の中の日本

ECや北米経済圏と同様な閉鎖的な経済圏を、東アジア・東南アジア地域に形成することは、その必要がないだけでなく、マイナスの効果をもたらします。まず、東アジアの国や地域は、それぞれ発展段階が異なっており、EC型の閉鎖的な経済統合するには必ずしも適しておりません。また、わが国を含む東アジアの諸国は、対米貿易の拡大を通じて経済成長を遂げてきたので、米国を除いた経済圏の形成には貿易面で大きなデメリットが生じます。さらに、そのような閉鎖的な経済圏の形成は、世界的な規模での経済ブロック化を助長し、世界貿易の縮小という極めて危険な結果を招くこととなります。

これに対して、開放的なアジア・太平洋経済協力(APEC)の枠組みの中で、東アジア・東南アジアの諸国との経済協力関係を強化するほうが、はるかに良い結果を生むこととなります。APECは、太平洋を囲むアジア・オセアニア・北アメリカの諸国間での経済協力関係の推進であり、閉鎖的経済圏を形成するものではありません。これは、アジアにおける閉鎖的な経済ブロックの形成を阻止することだけでなく、アジア・太平洋地域以外の他の地域との相互依存関係を深めることにも役立ちます。

世界の中で異なる地域にある複数の国が相互依存関係を強化できるのは、それによってそれぞれが便益をえることができる場合であります。そのために、生産工程を分割できる産業では、アジア・太平洋圏だけでなく、他の地域の多くの国々との間で、国際分業を積極的に進めることができます。また、規模の大きい各種のプロジェクトについては、多国間の企業が連合を組み、補完し合うことができます。こうして、いずれの国・地域も、他の国・地域との経済交流を深めることなしには、生産・消費の水準を高められないように、多国間での相互依存関係を強化する必要があります。

## 七 ちすび

以上の議論は次のようにまとめられます。

(1) 旧東側の諸国で計画経済から市場経済への移行が順調に進行する場合、世界経済が自由市場・自由貿易体制のグローバル化へ向かう可能性があります。しかしながら、そのような可能性が現実化するのを妨げる要因が二つあります。一つは、世界の中の特定地域の経済的利益を優先する地域的経済統合の進行であり、もう一つは、二国間収支の均衡化を主張する二国間主義の台頭であります。

(2) 地域的経済統合は、域内取引の自由化を通じて、域内での市場メカニズムを活性化するように作用します。従って、それは、域内の国の利益を優先し、域外の国を差別する点で、基本的には無差別・多角的な自由貿易体制と両立し難いものであります。しかもそれは、統合される地域の拡大とともに、経済ブロック化への傾向を助長します。事実、欧州と北米における経済統合は、その傾向を示しております。

(3) 二国間相互主義は、国際収支の赤字国が、赤字幅を縮小して自国の雇用水準を高めるために、黒字国に協力を求める方式を作り出し、その結果、黒字国側での自主的でない自主規制措置を生むに至っております。その上、特定産業毎の収支均衡論が、二国間相互主義の延長として、登場することさえあります。これは、G A T Tの多国間主義の理念と両立しにくい側面をもっております。

(4) こうした状況の中で、欧州・北米・日本の三極は、マクロ経済の運営にだけでなく、ミクロの経済活動に関しても、相互依存関係を強化することが必要であります。わが国は先進工業国とも開発途上国とも相互依存関係を強化することによって、はじめて生産・消費の水準を高めることができます。したがって、経済協調や経済協力は関係国が相互に便益をえるようなものでなければなりません。

(5) しかし、欧州と北米がそれぞれ地域的経済統合を進めており、わが国での特別な努力なしには、日本と他の二極との相互依存関係を深めることが困難であります。そこで、わが国は自国の側でG A T Tに違反する制限措置を撤廃して市場を開放することにより、相手国の側でのルール違反について、その是正を求めてゆかねばなりません。そうすることによって、

わが国は、欧州と北米での閉鎖的な経済統合が域外の国に対して及ぼすマイナスの効果を最小にすることができます。

(6) 欧州や北米で進行しているのと同じような、閉鎖的な地域的経済圏を東アジア・東南アジアに形成することは、世界的な規模での経済ブロック化を助長し、極めて危険な結果を招くこととなります。むしろ、開放的なアジア・太平洋経済協力の枠組みの中で、東南アジア諸国との経済協力関係を強化する方が、アジア・太平洋以外の地域との相互依存関係を深めることができます。

(7) わが国の場合、開放的な枠組みの中で諸外国と相互に競争しながら、利益を分かちあう方式が、長期的に望ましいといえます。そこで各種の大型プロジェクトについては、多国間の企業連合を組むことが有用であります。また生産工程を分割できる産業については、アジア・太平洋圏の多くの国々との間で、国際分業を積極的に進めることが重要であります。これらにより、多国間での相互依存関係を強化することができます。

(一九九二年五月三〇日、於近畿大学一月ホール)

今後の人口動向と労働力政策

大 淵 寛  
〈中央大学〉

一 問題と分析の枠組み

現在の日本でもっとも注目される人口現象は超低出生力である。一九六七―七三年は第二次ベビーブームであったが、その頃合計特殊出生率は二・一をわずかに越えて、人口の置換水準を辛うじて維持していた。しかし、一九七四年以降それは年々低下を続け、一九九一年にはついに置換水準をはるかに下回る、一・五三まで落ち込んだ。これはベビーバーストと呼ばれ、ヨーロッパのいくつかの国々でも同様の現象が現れている。その人口の帰結は第一に人口高齢化であり、わが国でも現在急速に進行しつつある。第二の帰結は来たるべき人口減退であり、二〇年後には大問題となるであろう。

ところで、日本人口は一九七〇年前後から急速な高齢化を開始した。老年人口係数（総人口に対する六五歳以上人口の比率）はかつては五〇前後であったが、一九七〇年には七・一％となり、一九九〇年には一二・〇％まで上昇している。その原因は、過去の経験から主に出生力の低下であるが、最近では死亡率低下も高齢化を加速する要因として重視されている。厚生省人口問題研究所による一九九

二年九月の将来人口推計（中位推計）によれば、合計特殊出生率は一九九四年の一・四九まで低下した後、反転上昇するが、置換水準は回復しない。人口増加率も低下し、やがてマイナスとなって、総人口は二〇二一年の一億三〇四万をピークに減少に転ずる。この間にも人口高齢化は着実に、しかも急速に進行する。老年人口係数は二〇二〇年代に二五％台に達するが、欧米諸国に比べて高齢化の速度は著しく早く、その到達水準も高い。

本報告の目的は、低出生力の結果である人口高齢化と人口減退が日本経済に与える影響、および人口高齢化が社会保障負担に与える影響を数量的に明らかにすることである。分析の対象期間は一九九〇―二〇二〇年の三〇年間である。

二 労働力不足と日本経済

(1) 労働供給の縮小と高齢化  
低出生力はまず、近い将来に労働供給を確実に減少させるであろう。ここでは通常の方法に従って、男女年齢別人口と男女年齢別労働力率から将来の労働力人口を推計する。前者は人口問題研究所に

よる中位推計を用い、後者については石油危機後の動向を考慮した二通りの仮定を設けて、高低二通りの労働力人口を算出した（表1参照）。それによると、労働力人口は高位推計の場合、男女とも二〇〇五年にピークが訪れて、以後減少に転ずるが、とくに男子の伸びが鈍い。一方、低位推計では女子の伸びが鈍く、ピークも男子の二〇〇〇年に対し、女子のそれは早くも一九九五年にやってくる。

この予測値を年齢（四区分）別に見ると、男女とも若年層（一五―二九歳）が一九九五年以降急減する一方、高年齢層（六〇歳以上）は二〇一〇年まで着実に増加する。そして、中年層（三〇―五九歳）は循環的に増減を繰り返す。この結果、労働力人口の年齢構成

表1 労働力人口の将来予測：人口ベース  
(1990~2020年) (1000人)

年次	高位推計			低位推計		
	総数	男	女	総数	男	女
1990	6373	3778	2595	6373	3778	2595
1995	6721	3944	2777	6520	3351	2670
2000	6890	4026	2864	6529	3874	2655
2005	6920	4026	2894	6405	3310	2595
2010	6800	3945	2854	6200	3682	2518
2015	6631	3825	2306	5957	3522	2435
2020	6545	3747	2798	5806	3414	2392

(資料) 総務庁「国勢調査」：人口研「日本の将来人口推計」  
(注) 1) 人口はすべて中位推計値。  
2) 高位推計は、労働力率について蓋率的に1975―90年の傾向値を外挿した場合。  
3) 低位推計は、原則として1990年の労働力率を不変と仮定。

表2 シナリオD：需要主導型成長 (1990~2020年) (成長率、%)

期 間	高 位 推 計					低 位 推 計				
	実 質 GNP	総人口	1人当 りGNP	就業者	労働 生産性	実 質 GNP	総人口	1人当 りGNP	就業者	労働 生産性
1990-95	4.00	0.27	3.72	0.78	3.20	3.00	0.27	2.73	0.63	2.36
1995-2000	3.50	0.27	3.22	0.71	2.77	2.50	0.27	2.22	0.55	1.94
2000-05	3.10	0.26	2.83	0.64	2.44	2.10	0.26	1.83	0.49	1.60
2005-10	2.80	0.12	2.67	0.60	2.19	1.80	0.12	1.68	0.44	1.35
2010-15	2.60	-0.09	2.70	0.57	2.02	1.60	-0.09	1.69	0.41	1.19
2015-20	2.50	-0.30	2.81	0.55	1.94	1.50	-0.30	1.81	0.40	1.10

(資料) 「日本の将来人口推計」  
(注) 実質GNP：1975―1990年の実績にもとづいて、通減的な率を仮定した。

は今後急速に中高年化を進めるが、男子では高位推計で、女子では低位推計でその傾向が著しい。こうした動向は作業仮説の当然の帰結であり、多少の誤差は不可避であるが、中長期的にこの予測の蓋然性はかなり高い。

(2) 労働需要の見直し  
戦後日本の急速な経済成長が昂大な労働需要の源泉をなしてきたことは疑いない。この両者の関係は過去において比較的安定していたので、ここではこの関係を利用して労働需要量を推計することにした。ただし、一九九〇年以降については、近年の動向の延長線上で通減的な経済成長率を高低二通り仮定している。これは供給条件をま

表4 シナリオS：供給制約型成長（1990～2020年）  
（成長率，%）

期 間	高 位 推 計					低 位 推 計				
	実 質 GNP	総人口	1人当 りGNP	就業者	労働 生産性	実 質 GNP	総人口	1人当 りGNP	就業者	労働 生産性
1990—95	4.29	0.27	4.01	1.06	3.20	2.81	0.27	2.54	0.44	2.36
1995—2000	3.26	0.27	2.98	0.48	2.77	1.95	0.27	1.67	0.01	1.94
2000—05	2.51	0.26	2.24	0.07	2.44	1.19	0.26	0.92	-0.40	1.60
2005—10	1.82	0.12	1.70	-0.36	2.19	0.68	0.12	0.56	-0.66	1.35
2010—15	1.50	-0.09	1.59	-0.51	2.02	0.38	-0.09	0.47	-0.80	1.19
2015—20	1.66	-0.30	1.97	-0.27	1.94	0.57	-0.30	0.88	-0.52	1.10

（注） 実質GNP：就業者増加率と労働生産性、上昇率により算出。  
総人口：人口研の中心推計による。  
就業者：表1による。高低にそれぞれ対応する。  
労働生産性：シナリオDに同じ。

日本経済の成長潜在力を表している。表4に示されているように、シナリオSにおける一九九〇—二〇二〇年の経済成長率は年平均二・五〇%（高位）から一・五八%（低位）であり、シナリオDよりも、年率で〇・五ないし〇・六%低くなっている。これが労働供給の制約による経済成長の減速分であることはいうまでもない。

シナリオDとシナリオSの差は大きく、国内労働市場の開発だけで供給制約を緩和することはほとんど不可能である。したがって、シナリオDは労働市場の国際化、すなわち外国人労働者の導入なしには実現しえないが、それがまったく別個の困難を伴う問題であることは言をまたない。

### 三 人口高齢化の経済的帰結

人口高齢化は低出生力、低死亡力の必然的結果であるが、それはまた人口減退と相俟って、経済成長に対してマイナスの効果を与え、るといわれる。たとえば、高齢化は労働供給の縮小と高齢化、消費需要、投資需要の縮小と貯蓄率の低下、年金財政や医療保険の負担増大などをもたらして、来るべき高齢化社会を危機的な状況に陥れると主張されることが多いけれども、そうした議論は必ずしも十分なデータの裏付けなしに行なわれることが多かった。

ところで、人口高齢化が経済的に意味をもつのは、高齢者が他の年齢層の人々と異なる行動様式をとる場合であり、したがってある経済行動の年齢パターンがまず問題となる。つまり、ここで取り上げる諸要因の多くは年齢の関数と考えられるもので、それらが人口高齢化とともに変化していく過程が本節の直接の関心事である。

ここで扱う高齢化は人口一般の外、関係する要因によっては労働力と世帯にもかかわっている。そして多くの場合、多要因の現在の年齢パターンが将来にわたって不変のまま持続すると仮定される。これは、高齢化の効果を純粹に抽出するための措置である。年齢パターンの変化を想定する場合にも、シナリオは原則として過去の趨勢の延長線上に描かれる。

表3 労働需給バランス：2つのケース（1990～2020年）  
（万人）

年次	人口ベース			時短ベース		
	総数	男	女	総数	男	女
労働需要低位：労働供給高位の場合						
1990	52	-47	99	158	43	116
1995	191	0	191	266	80	186
2000	173	-23	196	242	55	187
2005	36	-115	151	118	-36	154
2010	-233	-277	44	-95	-176	80
2015	-543	-474	-68	-342	-350	8
2020	-769	-627	-142	-520	-482	-38
労働需要高位：労働供給低位の場合						
1990	52	-47	99	158	43	116
1995	-54	-121	67	77	-13	90
2000	-280	-233	-47	-96	-104	8
2005	-623	-422	-201	-351	-255	-97
2010	-1033	-666	-367	-643	-441	-201
2015	-1475	-937	-537	-975	-663	-312
2020	-1827	-1157	-669	-1236	-838	-398

（注） 1） -符号は労働の超過需要（労働不足）を表す。  
2） 労働需要はシナリオDによる。  
3） 労働供給は表1による。  
4） 時短ベースは、男女別、産業別労働時間に調整した後、時間短縮が2005年の1800時間まで一定の率で進むと仮定して算出された。

く顧慮しない需要主導型経済成長であり、ここでこれをシナリオDと呼ぶ。表2にその概要が示されているが、一九九〇—二〇二〇年を通じての経済成長率は年平均三・〇八%（高位）ないし二・〇八%（低位）であり、労働需要（就業者数）も仮定によって通減的に推移する。

（3） 労働力不足の激化  
先に労働力人口を推計したが、そのすべてが労働供給として有効なわけではない。摩擦的失業は完全雇用と両立しうるし、労働時間

は産業、男女によってかなり異なるので、前者はこれを控除し、後者についても調整する必要がある。さらに、最近の顕著な労働情勢として労働時間の短縮があり、これも考慮するのが現実的である。これらの諸要因を勘案して得られたのが有効労働供給であるが、ここで雇用の摩擦的失業率は三%と仮定され、時短については二〇〇五年までに一律一八〇〇時間を達成すると想定している。

労働需要についても時間調整を行なった上、有効労働供給と突き合わせる時、労働の需給バランスが明らかとなる。推計結果は表3に示されているが、それによると今後の労働市場における需給の基調は超過需要であり、労働需要が大きい場合、今世紀末には労働力不足が激化し始める。最悪の場合、期末には人口ベースで一八〇〇万、時短ベースで一〇〇〇万を越える不足が生ずる。もともと、ここで需給は独立的に推計されており、現実にはこれだけの不足が現れるわけではない。需給の逼迫は賃金上昇圧力を高め、労働力化を促進するといった形で労働市場に影響を与えるであろう。

### （4） 経済成長の減速

以上のように、労働供給は中長期的に明白な縮小傾向を示しているため、労働需要の伸びが多少鈍くても、労働供給源を国内の労働市場に依存する限り、経済成長も減速を余儀なくされることになる。いま労働供給だけが制約され、他はシナリオDと同じケースをシナリオSと呼ぼう。これは一種の完全雇用成長であり、

(1) 労働生産性

労働生産性は基本的に年齢の関数であるといえるが、その態様は職業によって異なる。一般的には、加齢とともに体力が衰え、作業能率や適応力が低下すると論じられる。このため、高齢化の進行は労働生産性を低めるであろうと考えられている。

ここで労働生産性は時間当たり賃金率で測られ、その年齢プロフィールを労働力人口の年齢別割合に適用することによって、労働生産性におよぼす高齢化の影響を測定した。結果は、男女とも高齢化の影響がきわめて小さいというものであった。

(2) 労働力の流動性

経済発展過程における産業構造の変動は、低生産性部門から高生産性部門への労働力移動によって起こり、国民経済全体の生産性を引き上げるといった効果をもった。これは労働力が十分に流動的である場合に発揮される効果であるが、高齢者はしばしば長年慣れ親しんだ土地や職業に執着するため流動性に乏しく、したがって人口高齢化の進展は産業間、職業間あるいは地域間の流動性を阻害するであろうと主張される。

ここで、職業間移動の代理変数として常用労働者の男女年齢別入職率をとり、これを年齢別労働力人口割合に適用すれば、労働力の流動性に対する年齢構造変動の影響が明らかになる。図1に見るように、男子の流動性は当面あまり下がらないが、今世紀末から大幅に低下した後、二〇一五年頃から再びやや上向きとなる。落差は五%から一〇%とかなり大きい。女子のそれは期間を通じて着実な低下を続け、一〇ないし一五%という一層大きな落差を示す。

このように、高齢化は通説が示す通り、労働力の流動性を著しく阻害するであろう。労働力不足の激化が予想される中で、この傾向は必要な構造変動を妨げ、生産性の向上を抑制することになる。

(3) 失業のリスク

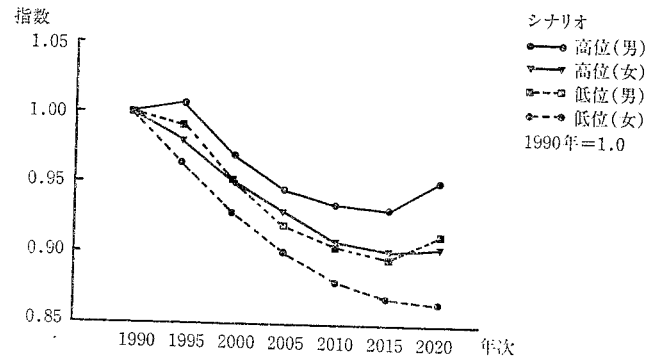
労働力の流動性が低下すると、労働市場が硬直化し、労働の需給間におけるミスマッチが増大することは確実である。とりわけ適応力に乏しい高齢者の失業や不完全就業のリスクが高まるであろう。

ここで、失業のリスクの代理変数として求職期間一年以上の求職者割合をとり、これを年齢別労働力人口割合に適用した。その結果得られた指数は失業のリスクに対する年齢構造変動の影響を示しているが、男子の指数はすべてのケースで着実に上昇し、二〇一五年に最高八%のピークを迎えた後、横這いとなっている。一方、女子の高位推計では、男子よりも急速に上昇し、最高は一〇%を上回るが、低位推計では四%程度の上昇にとどまっている。この結果は、前段における労働力の流動性に関するものと完全に整合的である。

(4) 従属負担

高齢化論の中でもっとも一般的なのが従属負担の問題であろう。医療費や年金などの社会保障負担もその系論である。従属負担は軽いほど経済的には有利とされており、実際わが国では戦後一貫して低下を続け、高度経済成長に寄与したと考えられてきた。しかし、一九七〇年を底として反転し、今後も上昇すると予測されている。しかも、その負担増大が専ら高齢者のそれであることに注目が集まっており、それがいわゆる「高齢化社会危機論」の背景にある。従属負担は多くの場合、従属人口指数によって測られる。これは

図1 労働の流動性におよぼす高齢化の影響 (1990~2020年)



(資料) 労働省「雇用動向調査」：表1。

(注) シナリオの高位、低位はそれぞれ、労働力人口の推計値にかかわっている。

生産年齢人口に対する従属人口(年少人口と老年人口の和)の比であるが、経済的には労働力と非労働力の比率を用いた方がよい。これを労働力従属人口指数といい、それはたしかに今世紀中はあまり上昇しないが、労働力人口の推移いかんによっては大きく上昇する可能性がある。

いずれにしても、上記の議論は年齢による負担の格差を考慮していない点に問題を残している。外国では高齢者負担が子供のそれより多いという観察事実があるけれども、わが国には同種の直接的データがない。そこで、われわれは近似的に全国平均の生活保護基準を年齢別消費支出の代理変数とし、それにもとづく実質的な従属負担の大きさを推計してみた。これを経済的従属負担と呼ぶが、その推移は図2に描かれている。それは労働力従属人口指数の場合と異なり、明白な上昇傾向を示している。とくに時短が進めば、負担はきわめて重くなるのがわかる。

(5) 医療費負担

高齢化社会危機論のうち、年金負担の増大と並んで強調されるのが医療費、とりわけ老人医療費の負担増である。国民医療費は人口増加、人口高齢化および一人当たり医療費上昇の三者から影響を受ける。ここでまず、年齢階級別一人当たり医療費を不変と仮定し、これを将来推計人口に適用すると、人口増加の効果と高齢化効果とを分離することができる。次に、年齢階級別一人当たり医療費の増加を仮定に追加する。過去における一人当たり実質診療医療費は全体として増加傾向にあるが、多くの年齢階級において伸びは鈍化している。したがって、それらについては上限をもつ傾向線を当ては

図2 経済的従属負担率の推移（1950～2020年）



(資料) 厚生省「生活保護手帳」：「日本の将来人口推計」

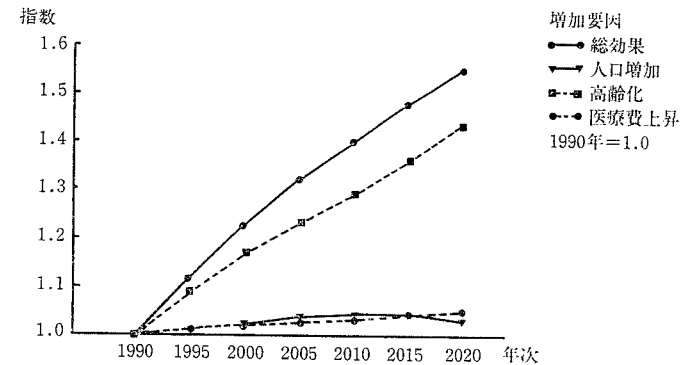
(注) 指数の定義は次の通り。

経済的従属負担率 = 非労働人口 (消費指数換算) / 労働人口 (消費指数換算) × 100  
 人口はすべて年齢別消費指数によって消費人口に換算されている。消費指数は「生活保護基準」に依拠して、下記のように仮定された。男女の別はない。

0-4歳	0.5	20-39歳	0.9
5-9歳	0.7	40-59歳	0.85
10-14歳	0.9	60歳以上	0.8
15-19歳	1.0		

また労働人口については、人口ベースと時短ベースの両方で計算が行われている。

図3 医療費負担の増加要因（1990～2020年）



(資料) 厚生省「国民医療費」：「日本の将来人口推計」

(注) 医療費負担の増加要因は、人口増加、人口高齢化および1人当たり医療費上昇に分解されている。

め、年齢階級別一人当たり実質診療医療費を推計する。これを将来推計人口に適用すると、医療費上昇の効果が測定できる。

こうして、国民医療費の増加要因は人口変動の効果と医療費上昇の効果に分けられ、前者は人口増加と年齢構造変化に分離される。結果をまとめた図3によると、国民医療費の総額は予測期間中に五五%増大するが、そのほぼ九〇%が人口変動の効果である。しかも、その七七八五%が年齢構造変化、すなわち人口高齢化に帰せられる。人口増加が与える影響は比較的小さく、当初は一二ないし一三%に上がるが、二〇一〇年以降は人口減退が高齢化による増大効果を減殺し、寄与率も五%程度まで大きく下落する。他方、医療費上昇の効果は一〇%前後にとどまり、しかも漸減していく。

ここで、国民総生産に対する国民医療費の比率を見ると、予想に反して比率はあまり上昇せず、一般的には経済成長の速度に依存するといえることができる。すなわち、シナリオSの高位推計では、その比率はむしろ漸減し、現在の約四・五%から三・三%に低下するが、低位推計では来世紀に入ってから反騰し、一九八〇年代の水準まで戻るであろう。

#### (6) 社会保障負担

人口高齢化は社会保障（年金、医療費）負担の増大を通じて財政基盤を揺るがし、国民経済を危機的な状況に追い込むであろう、というのが高齢化社会危機論の典型である。前段の医療費負担に加えて、年金負担にも範囲を広げるが、ここでは世帯レベルでの社会保障負担が問題の焦点である。

まず、厚生省の「所得再分配調査」によって世帯主の年齢階級別

一世帯あたり社会保障関係費を求める。世帯の拠出額は税金と社会保障料からなり、支給額は年金、医療、その他（雇用保険など）から構成される。一世帯当たり拠出額、支給額を不変と仮定して、これを通常の世帯主率法によって予測した世帯主の年齢階級別世帯数に適用すると、今後の社会保障関係拠出額と支給額が推計できる。それによると、拠出額は二〇〇〇年をピークに、期末に向けて徐々に減少し、支給額は着実に増大していくが、その原因はともに世帯構成が高齢化するためである。その結果、拠出・支給額バランスは、世帯当たりで見れば今世紀末に崩れ始め、期末には総額で二〇%余の拠出額不足が生ずるのである。

この推計結果の意味するところは明白である。すなわち、現在の世帯当たり支給額を確保するためには、拠出額を大幅に引き上げなければならない。つまり、世帯レベルでの負担増が不可避であり、ひいては国家財政に影響する。逆に、負担増を回避しようとするれば、当然の結果として給付水準が低下することになる。ちなみに、給付水準を不変とした場合、拠出額の所要増加率は二〇〇〇年までに世帯当たりで四・六%、総額で七・五%であり、期末の二〇二〇年にはそれぞれ二二・九%と二六・四%となる。

#### (7) 福祉・保健マンパワー

最後に、従属負担の側面として、老人福祉・保健にかかわるマンパワーの問題に焦点を当てることにしたい。人口の高齢化は本質的に相対的概念であるが、わが国では高齢者の絶対的増加も顕著に進んでいる。高齢人口を年齢別に分けて今後の増加率を見ると、高齢になるほど増加率が高いことが分かる。これは、老人患者、ねた

きり者、あるいは痴呆症老人の増加に他ならず、老人福祉・保健マンパワー（医療、保健、看護および介護のための人員）の需要が今後急速に増大していくことを意味する。

ここで、将来における老人福祉・保健マンパワーの需要・供給予測を試みてみよう。現在、看護婦の深刻な不足が問題になっているが、その程度は地域によって異なっている。そこで、予測の手掛かりとして、老人福祉・保健マンパワーの諸指標のうち、老年人口千人当たりの老人家庭奉仕員数、老人福祉施設従事者数および看護職員（助産婦を除く）数の三つを選び、それらの都道府県別データを偏差値に変換して、地域の現況を把握する。

今後の需要予測は、算出されたマンパワー偏差値の高い地域の指標を全国に適用し、これを需要の基準値とするという方法によって行われる。これは、少なくとも現状ではよりよいと認められる地域の状態まで全国の福祉水準を引き上げようとすることを意味する。低位推計は、総合偏差値がもっとも高く、各指標のバランスがよくとれた宮崎県の値を老年人口の将来予測値（中位推計）に適用して得られる。また高位推計では、各指標の最高値が用いられる。

他方、マンパワーの供給予測は上記偏差値の全国平均値を老年人口の予測値に適用して与えられる。しかし、この予測は労働力の供給制約を考慮しておらず、したがって労働力人口に占める老人福祉・保健マンパワーの比率は次第に高まっていくであろう。それによると二〇二〇年のマンパワー不足率は、高位推計の場合で三四・六%、低位推計で二三・九%となる。

以上の苦い経験に照らして、完全自由化は考えられない。

最後に、人口高齢化の急速な進展に備えて、現在不足の甚だしい福祉・保健マンパワーの確保は緊急の課題である。公的部門の人材養成を中心とした、民間部門の福祉サービス（いわゆるシルバー産業）充実にも目を向ける必要がある。そのために、看護婦の専門職化などの法制的整備、労働条件の改善、退職者や高齢者の活用、学生や社会人のボランティア活動の充実、相互扶助システムの推進など、政府や企業の果たすべき役割は今後ますます大きくなるであろう。

#### （後記）

本報告に対しては、討論者の山口三十四氏（神戸大）をはじめ、フロアの先生方から多くの質問や意見を頂戴した。必ずしもそのすべてを本稿の内容に反映させることはできなかったが、指摘の諸点は今後の研究に生かしていきたいと考えている。

#### 参考文献

- Clark, R. L. and J. J. Spengler, *The Economics of Individual and Population Aging*, Cambridge, 1980.
- Espenshade, T. J. and W. J. Serow (eds.), *The Economic Consequences of Slowing Population Growth*, New York, 1978.
- Johnson, P. and Jane Falkingham, *Ageing and Economic Welfare*, Sage Publications, London, 1992.
- Palmer, J. L. and S. G. Gould, 'The Economic Consequences of an Aging Society,' *DEDALUS*, Winter 1986.
- Schultz, J. H., et al., *Economics of Population Aging: The "Graying"*

#### 四 政策的合意——労働力政策を中心に

本稿では、労働力の需給見通しとそれにもとづく経済成長予測に続いて、人口高齢化の経済的効果について、労働力ならびに従属負担に関連する諸要因を取り上げて分析してきたが、その多くはやはり成長抑制的に作用するとの結論を得た。これらの分析結果を総合的に評価すれば、今後の日本経済はきわめてきびしい人口状況に直面しているといわざるをえない。そこで最後に、労働市場の側面から政策的課題に接して締めくくりとしたい。

労働力政策、あるいは労働市場政策は「労働市場に対する国家の積極的介入」と定義され、内容的には多岐にわたるが、本稿で取り上げる政策課題は次の三点に限定される。すなわち、(a) 国内労働市場の開発、(b) 外国人労働者の導入、および(c) 福祉・保健マンパワーの確保という中長期的な重要課題である。

まず国内労働市場の開発についていえば、量的な供給余力はもはや女性と高齢者にしか存在しないが、前者は出生力、後者は年金財政などとの関連でむずかしい問題を含んでいる。それにもかかわらず、将来の深刻な供給制約を考えれば、女性の能力開発や高齢者の経験や技術を活用する努力が今後とも強く求められるであろう。

第二に、外国人労働者の導入問題は、国内の労働需給や国際環境を顧慮した場合、長期的に不可避の政策課題である。経済大園としての国際貢献や技術移転の観点からも、開発途上国の人材育成に力を貸す必要がある。そのためには、明確な法整備を進めて、適切な受け入れ態勢を整えなければならないが、いずれにしてもヨーロッパ

- of Australia, Japan, and the United States, New York, 1990.
- Spengler, J. J., 'The Economic Effects of Changes in Age Composition,' in J. J. Spengler and O. D. Duncan (eds.), *Demographic Analysis: Selected Readings*, Glencoe, Ill., 1956.



# 人口高齢化と社会保障への影響

丸尾直美  
（慶應義塾大学）

## 一 人口高齢化の進行とその影響

厚生省の人口問題研究所が一九九二年の一月に発表した人口予測の中心推計によると、人口高齢化のピーク期の二〇二〇年代には、六五歳以上の人口は総人口の二五・三八％（二〇二五年）にまでなり、生産年齢人口（一五～六四歳）に対する比率は二〇二〇年代には四二～四三％になると予測されている<sup>1)</sup>。

人口高齢化の進行は少なくとも次の三点で、経済に重要な影響をもたらすであろう。

- 第一は、将来の労働力供給への影響である。
- 第二は、貯蓄率への影響である。
- 第三は、社会保障財政への影響である。
- 第四は、以上の相乗効果としての経済成長率への影響である。

日本経済は他の先進諸国に対して相対的高成長を続けてきたが、それを可能にした主な要因は、①比較的若い労働力の増加、②高い貯蓄率、③高い勤労意欲、④比較的低い高齢者比率のお陰で低かった社会保障の費用負担であった。ところが、これらのいずれも人口高齢化の進行にともない失われる可能性が強いので、日本経済の活

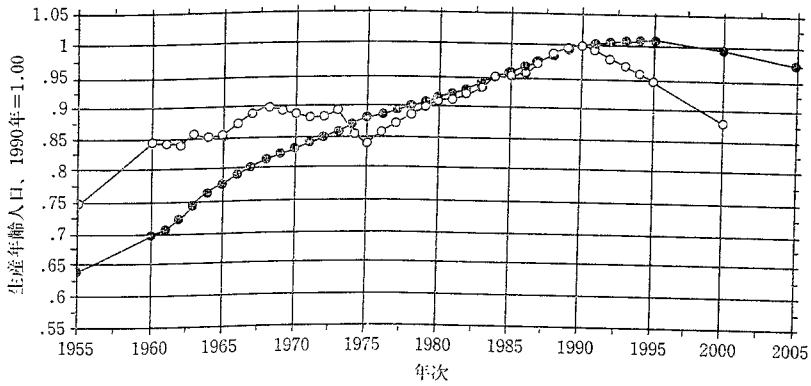
力と成長率の低下は避けがたいと思われる。後に見るように、経済成長率を少なくとも二％以上に維持し続けないと、国民負担率（税金と社会保障負担の対国民所得比）が高くなり過ぎて勤労世代の手取り所得が低下するおそれがある。そうなるおそれへの影響も悪くなるし、世代間の所得分配の公正という観点からも好ましくない。それゆえ経済の安定成長と両立するように社会保障の給付と財政を計画することが必要である。

本稿はこのような問題意識に基づいて、①社会保障費用と国民負担率の将来を予測するとともに、②国民負担率の動態的適正基準を示唆した。③また政府支出増加の原因として人口高齢化の影響と共に政府支出のデフレータ（価格）がGNPのデフレータに比べて相対的に大きいことも国民負担率を高くする一因であることを計量的に示した。

## 二 労働供給と福祉マンパワーへの影響

人口高齢化は、労働人口への影響を通じても社会保障に影響する。厚生省の人口問題研究所の人口の中心予測によれば、生産年齢人口（一五～六四歳）は、日本史上最高になる一九九五年を境に上昇趨

図表 1 生産年齢人口と延べ労働時間でみた労働供給（1990年=1.00）



●.....● : 生産年齢人口指数, 1990年=1.00  
○.....○ : 生産年齢人口×就業率×平均労働時間の指数, 1990年=1.00  
就業率 = 労働力率 × (1 - 完全失業率)

勢から減少傾向に転ずると予測される。しかもこの時期には労働者の平均労働時間が減少する。図表1の●.....●は、一九九〇年を基準とする生産年齢人口の指数を、○.....○は、生産年齢人口に就業率を乗じ、さらに年平均労働時間が一九九〇年の年平均二、〇一〇時間から二〇〇〇年に一、八〇〇時間へと指数的に減少していくと想定して算出した各年の年平均時間を乗じた値を、ともに一九九〇年=一・〇〇とする指数にして表したものである。一九九〇年以前は実際値に基づき、一九九〇年以降の生産年齢人口は厚生省の中心予測を用い、就業率はこの図表の場合には一九九〇年当時と同じと想定して計算した。生産年齢人口の減少が始まるのは一九九五年からであるが、この図が示すように、延べ労働時間で計った労働供給は既に減少しはじめていたのである<sup>2)</sup>。

もっともこの図は便宜上、就業率一定を想定しているが、女子の就業率の上昇などで、平均就業率が高まっていかないと、延べ労働力は人口高齢化の進行過程で今後減少する。そうなるおそれへの面からのボトルネックで潜在経済成長率がかかり低下する。経済の安定成長を続けようとするれば、労働力不足は深刻になる。福祉関係のマンパワーの供給不足をもたらすという点でも社会保障にとっても深刻な問題となる。それだけに完全雇用を維持することも、高齢者の就業率の上昇を促す高齢者雇用政策と、女子の就業率の上昇と出生率の回復を両立させるために、スウェーデンなどにみられるような家族政策と職場環境政策を進展させることが期待される。

### 三 人口高齢化の貯蓄率への影響

——貯蓄過剰型から不足型経済へ——

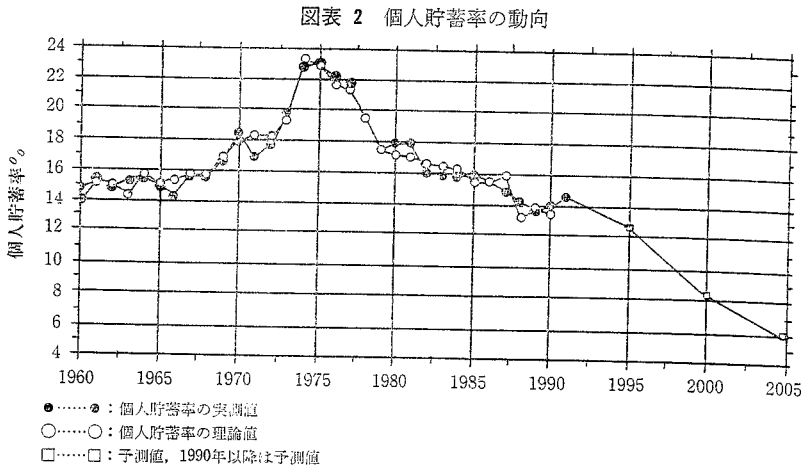
人口高齢化は貯蓄率にも影響を与える。

第一に、個人貯蓄率が次のような理由で低下する蓋然性が大きい。  
 (1) 人口高齢化にともない、平均貯蓄額の高い世代が高齢化して、高齢者になっていくにつれて、全家族の個人貯蓄率は低下する可能性が大きい。現に勤労者家計の貯蓄率はあまり低下していないのに、家計全体の貯蓄率が低下してきているのは、高齢者家計の比重の上昇によるところがあるものと推定される。

(2) 社会保障の発達と充実は、人びとが、生涯にわたっての消費の現在価値が最大になるように合理的に行動するとのライフサイクル仮説を想定すれば、公的年金の成熟化にともない、将来の所得の保障額が大きくなると予想されれば、個人貯蓄率は低下傾向をとる蓋然性が大きい(3)。

しかし、年金が完全積立方式で行なわれる場合には、個人の貯蓄分を政府が行なうだけだから、貯蓄には影響しないというのが、通常の考えであるが、完全積立方式ではないので、個人貯蓄の減少を年金の積立金の増加で埋めあわせるとは限らない。人口高齢化が急速に進行する過程で、マクロ的な貯蓄と投資の均衡を維持しつつ、計画的な経済成長を維持しようとするれば、貯蓄に対する政策的介入を避けることは出来ないであろう。

現に図表2のように日本でも一九七三年の第一次石油危機直後、個人貯蓄率はピークになった後は傾向的に低下している。次の(1)式



図表3 社会保障費と公的支出の対国民所得比の上昇をもたらす要因

1) 人口的・社会的要因	人口高齢化に伴う社会保障費の増加(ウイレンスキー) 人口高齢化に伴う生産年齢人口の相対的減少 家族機能の低下 労働力不足, 男女平等意識の発達 都市化に伴う家族の分散, 核家族の増加
2) 経済的要因	公的消費の価格の相対的上昇(ポーモル, ビーコック) 経済成長率の低下と失業率の上昇(短期的要因)
3) 政治的要因	革新的社会民主主義政党と福祉国家思想の発達(F. キャッスルズ) 公的支出に依存する階層(公務員, 高齢者など)の増加……スウェーデン…… 政治家や官僚の利己的行動の帰結(公共選択論)

のような具体的貯蓄関数を想定して、二〇〇〇年(平成十二年)の勤労者家計の税金と社会保障料の負担比を一七%、失業率と賃上げ率は現状程度、株価時価総額(東証上場株)/GNP比が一九九五年は現状と同程度の七〇%、二〇〇〇年と二〇〇五年は八〇%と想定して、二〇〇〇年の個人貯蓄率を推計すると図表2の〇……〇が示すように二〇〇〇年には個人貯蓄率が八%台にまで下がり、二一世紀には日本も貯蓄不足から経済成長が挫折し、スタグフレーションと国際収支の赤字に悩まされるおそれがあるとの予測になる。

個人貯蓄率 =  $7.385 - 1.494 \times \text{勤労世帯税負担率} - 0.405 \times \text{雇用者比率} + 0.222 \times \text{人前たり雇用者所得上昇率}$   
 (10.165) (10.566)

$-0.027 \times \text{株価時価総額} / \text{GNP} + 6.673 \text{ U}$  (1)  
 (4.490) (5.454)

$R^2$ : (自由度修正済決定係数) 0.943 (11.627)

Std. Error (標準誤差): 0.642

D.W.比: 2.080

係数の下の括弧内の数値はt値

人口高齢化過程では、公的年金と企業年金の積立金の増加による貯蓄も、人口の高齢化の進行過程では、貯蓄増加の要因になるが、人口高齢化もある段階を越すと、年金給付費が収入を上回り、貯蓄率低下の一因になる。企業の貯蓄も労働分配率の上昇(利潤分配率の低下)の結果として、低下する傾向が生ずるであろう。ただし、こうしたことは必ずしも不可避ではない。人口高齢化の

過程に生ずる貯蓄過剰型経済から貯蓄不足型経済への移行に備えて、政策的対応を十分計画しておく必要がある。ESOP(従業員株式所有プラン)のような勤労者資産形成助成政策もそうした対応政策の一つである(丸尾、一九九三年刊参照)。

#### 四 人口高齢化の社会保障支出と国民負担率への影響

先進工業国に社会保障費と公的支出の対国民所得比を高め、租税(社会保障料を含む)負担率を上昇させてきた要因としては、図表3のような要因が指摘されている。  
 人口の高齢化は、年金、老人医療費、老人福祉サービス費などの社会保障費用を増加させ、社会保障費を賄うための税金と社会保障料の負担の対国民所得比を上昇させる。

人口高齢化の進行につれて、給付と費用負担が重くなると予想される主な社会保障支出は、年金と医療と老人福祉サービスである。殊に年金の場合には、給付の大部分が高齢者への年金なので、年金財政の収支均衡を想定すると、高齢者の総人口に占める比率の上昇は、年金受給

者の比率を高め、(2)式のような関係によって直接的に年金給付費の対国民所得比を上昇させる。ライフサイクル・モデルによる最適化モデルは、考えうるいくつかの因果関係の方向を定性的に示唆するのには有益であるが、現実から遠い想定に基づくモデルなので、実際の正確な計量予測に用いられる段階にはない。したがって予測のための理論モデルとしては、支出と費用負担との収支均衡モデルを作成して、これを軸としてそのモデルの説明変数を用いて実際の社会保障や年金の動きを説明する計量モデルをつくり、それに基づく予測するのが現実的である。予測の基礎にある収支均衡モデルは次のようなものである(この式の導出過程は丸尾、一九九二)。

$$a = \frac{b}{y} (1+\theta) \frac{na_{no}}{\phi_i \phi_w \phi_e^* (1-U) \phi_a} \quad (1)$$

$$(1 + \frac{A}{B})(1 + (A - i)) \quad (2)$$

A: 年金の積立残高, A: Aの増加率, B: 一年間の年金給付総額, i: 年金積立金の運用利回り, b: 年金の受給者一人平均給付費, \theta: 年金給付総額のうちの高齢者以外への年金額の比率, \psi: 年金負担者の一人当たり平均国民所得, \alpha: 年金費用のための抛出(負担)の所得に対する比率, \alpha\_0: 高齢年金受給者数の高齢者数に対する比率, \alpha\_1: 高齢者の総人口に対する比率, \phi\_i: 被用者年金加入者の被用者数に対する比率, \phi\_w: 雇用者比率, \phi\_e^\*: 労働力率(対生産年齢比), U: 失業率, \phi\_a: 生産年齢人口の総人口数に対する比率

示す  $No/Ne$  (六十五歳以上の高齢者の就業人口に対する比率) が説明変数として重要であり、いずれも増加関数であることを示している。社会保障給付費の対国民所得比といわゆる国民負担率(税及び社会保障負担)主に社会保障料負担の対国民所得比)も高まってくる。両者の間には(3)式のような関係が財政収支均衡式から導出される ( $R = E + \Delta A + \Delta G$ ,  $G = p_g G_n$ ,  $Y = p_{GDP} Y$ ,  $\Delta A$  と  $\Delta G$  に関して解く)。実際の関係は一九六〇～九〇年度の時系列データでみる(3)式の通りである。国民負担率( $T/Y$ )が高くなると、勤労者世帯(被用者世帯)が直接負担する税・社会保障料の負担率も高くなる。国民負担率と勤労者世帯の税・社会保障料負担率との間には(4)式のような関係があり、国民負担率  $T/Y$  の上昇は勤労者世帯の負担率 ( $T_w/Y_w$ ) を高める。

$$\text{財政収入 } R = T + iA + \Delta D = iY + \Delta D + iA$$

$$\text{財政支出 } E = B + G - gB = B + iD + eG + zG - gB$$

$$\therefore \text{国民負担率} = \frac{B + i(D - A)}{Y} + \frac{p_g G_n (e + z)}{p_{GDP} Y} + \frac{(AA - \Delta D)}{Y} \quad (6)$$

i: 公債および公的年金積立金の実効利率率(どちらの利率率も同じ水準と想定), D: 公債発行残高, A: 社会保障積立金残高, \Delta D: 公債発行高, \Delta A: 社会保障財政の黒字, e: 政府支出に占める教育費の比重, z: その他の支出の比率, Y: 国民所得, p\_g: 公的支出の価格, p\_{GDP}: GNPの価格, G\_n: 実質公的支出, T: 税と社会保障負担

図表 4 社会保障費の対国民所得比の帰帰式

社会保障給付費の対国民所得比	$= -3.584 + 0.610No/Ne + 1.668U1 - 0.079iw + 1.004D3$	(3)
	(-17.288) (5.656) (4.55) (7.217)	
$R^2$ : 0.993	DW: 1.484	標準誤差: 0.318
公的年金給付費の対国民所得比	$= -5.729 + 0.453No/Ne + 0.802U2 - 0.053iw + 0.243D1$	(4)
	(17.395) (6.010) (-5.886) (2.796)	
$R^2$ : 0.994	DW: 1.457	標準誤差: 0.179
医療保険給付費の対国民所得比	$= 5.023 + 0.026No/Ne - 0.132r - 0.028iw + 0.239U2$	(5)
	(4.926) (19.346) (4.95) (4.172)	
$R^2$ : 0.992	DW: 1.943	標準誤差: 0.101

No: 高齢者数(65歳以上), Ne: 就業者数, w: 賃金, iw: 賃金の上昇率, r: 国民医療費に占める患者の自己負担の比率, U1: 失業率, U2: 雇用失業率(雇用者数を分母とする), D1: ダミー変数1, 1973, 74年度=1, 他は0, D3: ダミー変数3, 1973~1983年度=1, 他は0  $R^2$  は自由度修正済み決定係数, 係数の下のカッコ内の数値は t 値(係数の値÷係数の値の標準誤差)

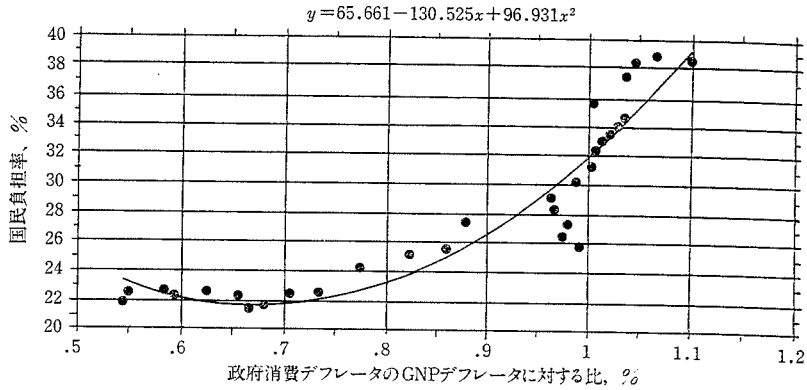
老人福祉サービスや医療保障給付費の対国民所得比も年金の場合と似たような関係から、高齢者の比率の増加関数になる。医療保障の場合の大きな違いは、患者の自己負担比の比率もかなり影響する点である。患者の自己負担比は高齢者の方が低いので人口高齢化は患者の自己負担格差を通じて、社会保障負担の医療費を大きくさせる。

図表4の重回帰式が示すようにわが国でも社会保障給付費(給付された社会保障費)の対国民所得比は人口の高齢化と共に拡大してきている。都道府県のクロスセクション・データによる相関マトリックスも一人当たり民政費や医療費が高齢者の比率と正の相関を示していることを示している(Martino, 1992)。クロスセクション分析でも同様の相関関係が確認できるということは、時系列データによる回帰分析のファインディングスが見せかけのものでないことを裏づけている。

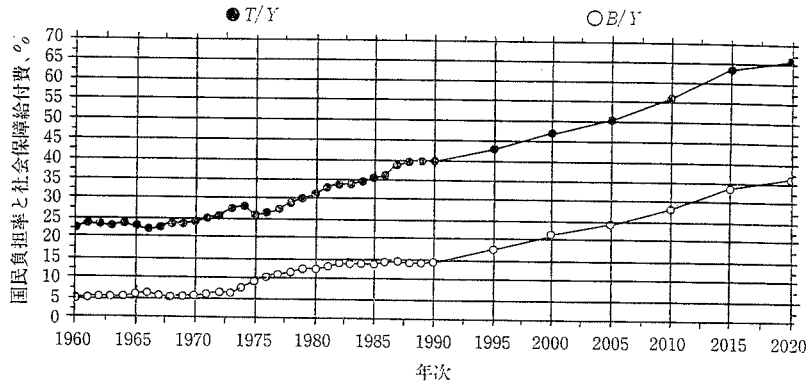
## 五 社会保障給付費と国民負担率の計量的説明

人口高齢化が社会保障費とそれを構成する年金や福祉サービスなどにどのように影響するかを推計する方法には回帰分析を中心に行なう方法と、収支均衡式あるいは定義的關係を基にして、推計方法がある。公的年金給付費の対国民所得の場合には年々の収支を逐年計算で計算していく方法もとられる。しかし、ここでは一九六〇年～九〇年の時系列データに基づく重回帰式による社会保障給付費、公的年金、社会保障医療給付費の対国民所得比の予測を例示的に示すにとどめる。これらの重回帰式は、いずれも人口高齢化の程度を

図表 5 政府消費の価格の相対比と国民負担率の関係 (1960~90年)



図表 6 国民負担率と社会保障給付費の対国民所得比 (%)



は上昇を続け、現在よりもずっと高くなるであろう。なぜかといえば、例えば国民負担率が一九九〇年度の三九%から二〇二〇年度に五二%になっても、そのことによる年平均の手取り国民所得の減少率は〇・八%弱であるから、一人当たりの実質国民所得が年平均二・五%で成長すれば、手取りの実質所得は年平均ほぼ一・七%ずつ上昇するからである。社会保障と国民負担率の限界と最適値はどの程度かということが問題になるが、実質手取り所得の上昇率をプラスに維持する範囲にとどめるといふ動態的基準は合理的であり、国民の合意を得やすいであろう。なぜかという、この基準を維持すれば、

- (1) 現在の勤労世代の実質手取り所得が増加するうえに、
- (2) 将来の世代の手取り実質所得も必ず現在より高くなり、
- (3) 社会保障給付が手取り所得にスライドしていれば、現在の社会保障給付受給者の所得も増加し、
- (4) 将来の社会保障給付者の所得も現在以上になり、

こうしてすべての当事者の状態がベターオ

この式を参考にして次式のような説明変数と代理変数で重回帰を行なうと次のような結果が得られた。

$$\text{国民負担率} = 3.374 + 1.692B/Y + 17.38P_g/P_{GNP} \quad (7)$$

$$-0.225D/Y - 3.771D2 \quad (4.972)$$

$$(9.204) \quad (3.738)$$

$$R^2: 0.992, F^2: 0.961, \text{調整R2}: 0.761, DW: 1.213$$

$$\text{勤労者世帯の税 (保険料を含む) 負担率} = 0.067$$

$$+ 0.413 \text{ 国民負担率} - 0.117W/D + 1.182D2 \quad (8)$$

$$(12.42) \quad (6.08) \quad (3.052)$$

$$R^2: 0.98 \quad DW: 1.194$$

Y: 国民所得,  $P_g$ : 政府支出の価格,  $D2$ : ダミー変数, 一九八三~八九年度=1, 他は0, 一九八三~八九年度は財政支出均衡化のため国際依存度の圧縮が行なわれた時期

#### 六 公的部門の相対価格比の影響

(7)式は国民負担率が社会保障費の対国民所得比や政府消費の価格の相対的上昇率の増加関数であることを示している。政府支出のうち特に政府消費の対象部門は労働集約的部門で、生産性の上昇が困難である。したがって人件費の比重が高い公的サービスの価格の上昇率は、GNPのデフレータの上昇率よりも高くなる。このことが政府支出の対国民所得比を高くする一因になる(Baumol, 1967; Baumol & Oates, 1975; Peacock, 1979, 丸尾, 1980)。図表5は、政府消費価格指数のGNPの価格指数に対する相対価格と国民負担率

との間に正の相関関係があることを示す。(7)式はこの式に説明変数として用いられた政府消費の価格指数のGNPの価格の指数に対する相対比 ( $P_g/P_{GNP}$ ) が、国民負担率を説明する説明変数として有意であることを示している。政府消費の相対的価格上昇は、国民負担率を高める一因といつてよいだろう。社会保障給付費の対国民所得比の上昇と並んで、これらの重回帰式に基づいて将来予測の結果は、図表6に示すとおりである。

勿論、予測の方法と説明変数の想定如何によって予測はかなり違う結果になるが、人口予測として厚生省の新推計(中位推計)を用い、年金支給年齢が現状のまま、健康保険患者負担比が現行程度であることを想定すると、社会保障給付費の対国民所得比が二〇二〇年代には三五%になり、国民負担率は六〇%台になる可能性が強い。

#### 七 社会保障と国民負担の増加のインパクト

このように人口高齢化は社会保障費とこれを賄う税金と社会保障料の負担を高め、高齢者の比率が二五%以上になると予想される二〇二〇年代には、公的年金の支給開始年齢を六五歳に引き上げて、支出効率化の政策をとっても、社会保障費の対国民所得費は、一九八九年の一四・四八%の倍の二八・三〇%程になり、国民負担率は五〇%を越すものと推定され、勤労者世帯の税・社会保障料負担率も現在の一五%程度からその倍に近い二八・三〇%程になるだろう。しかし、経済の安定成長と完全雇用が維持されるならば、税金と社会保障料の合計がこの程度の負担率になっても税引き後の実質所得

する(改善される)からである。このことは次式の関係から言える。

賦課方式を想定し、退職後世代の二世代の人びとは主に年金(およびそれに準ずる貯蓄)で生活すると想定し、その額を $b$ と表し、退職者人口を $N_0$ とすると、そのための支出 $E$ は、 $E = bN_0$ 。その支出を賄うための収入 $R$ は、勤労世代(その人口を $N_y$ と表す)の負担で賄われると想定し、その負担率を $\alpha$ と表すと、 $R = \alpha y N_y$ となる。勤労現世代の可処分所得を $y^*$ と表し、可処分所得率(117)を $\alpha$ と表すとすると、

$$y^* = (1 - \alpha)y = \alpha y$$

$$N_0/N_y = n_0 \text{ と表すと、財政収支均衡のためには、}$$

$$\therefore \alpha = (b/y)n_0$$

これを変化率の形にすると、次式のようになる。

$$\alpha = b - y + n_0$$

現在の世代を1という添字で表し、将来の世代を2という添字で表すと、

(1)の現代の勤労世代(添字1で表す)の手取り(可処分)所得 $y_1^*$ の増加する条件は、 $y_1^* = (y_1 + \epsilon) > 0$ 。  
 (2)の将来の世代(添字2で表す)の勤労世代の可処分所得 $y_2^*$ が現在よりも高くなる条件は、やはり $y_2^* > 0$ 。  
 (3)所得スライドによって $b_2 = y_2^*$ が維持されれば、現在の退職者世代の所得も改善される。(b<sub>1</sub>には課税されないと想定されているが、b<sub>1</sub>にも課税される場合には、課税後のb<sub>1</sub>の $y_1^* = b_1$ が条件となる。)

年平均0.8%程度以上に実質平均所得を成長させ続けることが必要であるが、今後の労働力供給のボトルネックと貯蓄率の傾向的低下を勘案すると、このことは必ずしも容易ではない。実質可処分所得を平均1~2%を着実に増加させていくためには、そして過大な負担の労働意欲や貯蓄への悪影響を避けるためには、国民負担率が大きくなり過ぎないように、①高齢者雇用の助成、②勤労者資産形成政策による適正貯蓄率の維持、③段階的退職と年金支給開始年齢の弾力的引き上げ、④複合型福祉供給システムによる人間的・効率的な福祉供給、⑤経済の安定成長と完全雇用の維持などの政策が必要であろう(丸尾、一九九三年)。

- (1) 本報告の時(一九九二年五月)に利用可能な厚生省の将来人口の子測は、厚生省人口問題研究所が一九九一年六月に発表した「日本の将来推計人口」平成三年六月暫定推計(中位子測)の数字であった。同研究所は一九九二年一〇月に暫定値を若干修正した確定値を発表したので、本稿では出来るかぎり新しい数字に置き換えて、計算値と図表を示すこととした。
- (2) 宮沢内閣の「生活大綱五年計画」では一九九七年に平均労働時間を一、八〇〇時間にする計画であるから、一九九〇年以降の図表の○……○線はもっと急カーブで低下することになる。
- (3) ライフサイクル仮説では、個人の効用が稼得期の消費 $C_1$ と退職後の消費 $C_2$ に依存すると想定し、(1)式のような予算制約条件下で生涯の効用の最大化の条件を算出する。その結果、周知のような(2)式になる。 $r$ は利子率、 $U_1(C_1)$ は $C_1$ の限界効用を意味する。

(4)以上の条件が維持されれば、将来の退職後の世代のb<sub>2</sub>は、現在の退職世代の所得b<sub>1</sub>よりも高くなる。しかし、 $b_2 = y_2 + n_2$ であるから、 $b_2 > 0$ のためには、 $r, n_2$ が必要となる条件になる。手取り所得の増加率 $y_2^* = y_2 + \epsilon$ となるためには、 $r, n_2 > 0$ がそのための条件となる(可処分所得率の変化率は通常マイナスになるので、通常、 $r, n_2$ が必要になる)。

このような条件が維持されれば、そして $\alpha$ を勤労世代の貯蓄率と同様なものとするれば、 $y_2^* = (1 - \alpha)y_2 = \alpha y_2$ であるから、上記の条件が維持されることは、勤労期の現在と退職後の消費の現在価値を等しくする先の(2)式の条件から示唆される次のような条件が満たされることになる。

$$c_2 = (1 + r)c_1$$

$E$ : 社会保障給付の総額、 $R$ : 社会保障収入の総額、  
 $N_y$ : 社会保障費用の負担者数、 $N_0$ : 社会保障の受給者数  
 (主に高齢者)、 $y$ : 費用負担者の平均所得、 $b$ : 社会保障給付受給者の一人当たりの社会保障給付費、 $\alpha$ : 社会保障給付負担総額の費用負担者の所得総額に対する比率、  
 $\alpha$ : 可処分所得率 $1 - \alpha$ 、 $r$ : 時間割引率、通常利子率によって代表される。 $n_0 = N_0/N_y$

一人当たりの実質経済成長率が手取りで、実質利子率と等しいか、それ以上であれば、年金などの負担のために、将来の勤労世代の負担率が高くなっても、現在世代が将来世代の負担を不当に大きくしたとは言えないであろう。ただ、一人平均の可処分実質所得をプラスに維持するためには、

$$Y = C_1 + \frac{C_2}{1+r}$$

$$U_1(C_1) = (1+r)U_2(C_2)$$

単純化のために、時間割引率を表す利子率と経済成長率が等しいと想定し、人々の生涯が稼得期と所得がない退職期に二分されていると想定し、各人が自分の効用が最大になるように所得を消費と貯蓄に配分すると想定すれば、生涯にわたっての消費を消費と貯蓄に配分するための個人貯蓄率は、(3)式のようになる。以上のような想定の基では稼得期の各年の消費 $c_1$ と退職後の各年の消費 $c_2$ を等しくすることが生涯効用の最大化になるから、最適貯蓄率は、(3)式のように稼得期間+退職後の期間に対する退職後の期間の比率になる。ところが退職後、年金がただけ出る場合には、(3)式に見合う式は(4)式になる。

$r > 0$ であるから、年金が給付される(4)式の場合の個人貯蓄率はそうでない(3)式の場合よりも小さくなる。公的年金が出ると早期に退職・年金生活に入るから、 $n_2/(y_2 + n_2)$ が大きくなり、従って貯蓄率が小さくなるとは限らないとの論もあるが、日本の場合、年金支給年齢は引き上げられる公算が大きいので、個人貯蓄率は低下する蓄積性が高い(Deaton, 1992)。個人貯蓄率の低下を相殺するもう一つの効果を指摘する人もある。すなわち貯蓄が減ると資本量が相対的に低下し、労働の限界生産性が上昇して就労者の所得が高まり、資本の限界生産力が低下して $r$ が小さくなるので、退職者の所得が低下する。そのことが子測されれば、貯蓄を増やさなければならなくなるからだという。

このような効果は理論的には興味あるものであろうが、通常は先に述べた効果のほうが支配的であり、貯蓄率を低下させる方向に影

壽年を平均して示す。

$$s = \frac{m_2}{m_1 + m_2} = \frac{m_2}{m_1 + m_2} \quad (3)$$

$$s = \frac{m_2}{m_1 \frac{c_1}{c_2 - b} + m_2} \quad (4)$$

#### 参考文献

- Baumol, W. J., "The Macroeconomics of Unbalanced Growth", *American Economic Review*, June, 1967.
- Bunting, David, "Savings and the Distribution of Income", *Journal of Post-Keynesian Economics*, Fall, 1991.
- Deaton, Angus, *Understanding Consumption*, Clarendon Press, Oxford, 1992.
- Martou, Naomi, "The Impact of the Aging Population on the Social Security and Allied Services of Japan", *Review of Social Policy, The Social Development Research Institute*, No. 1, March, 1992.
- 丸尾直美「脱工業化社会の『産業』と政策」中央大学経済研究所編『構造変動下の日本経済』中央大学出版部、一九八〇年所載。
- 丸尾直美「福祉財政と税制改革」社会保障研究所編『年金：リーディングス 日本の社会保障』第一五章、有斐閣、一九九二年所載。
- 丸尾直美「総合政策——日本の経済・福祉・環境——」有斐閣、一九九三年三月刊。
- Middigliani, F., "Life Cycle, Individual Thrift, and the Wealth of Nations", *American Economic Review*, 1986.
- Peacock, Allan, "Public Expenditure Growth in Post-Industrial

Society", in Gustafsson Bo, ed., *Post-Industrial Society*, Croom, Helm, London, 1979.

Wray, I. Randall, "Can the Social Security Trust Fund Contribute to Saving?", *Journal of Post-Keynesian Economics*, Winter 1990-91.

Wiseman, A. Clark, "Projected Long-term Demographic Trends and Aggregate Personal Saving in the United States", *Journal of Post-Keynesian Economics*, Summer 1989.

## 人口動態と医療問題

### 一 はじめに

人口の高齢化ともなつて、年金、医療、福祉サービス給付の増加することは避けがたい。今後の急速な高齢化に向かって、現在の日本がかかえているのもっとも大きな課題は、これらの給付の総額の拡大を財政的にどこまで許容しうるかを明確にすることであろう。本報告では、この課題に応えるために、二つの問題に焦点をあてて、考察を試みたい。まず第一に重要な課題は、これら高齢者に対する年金、医療、福祉サービスの間の相互関連である。これら三つの給付の組み合わせがどのようになるか、もっとも効率的であるのか、また分配の公平性の観点からの最適な組み合わせはいかなるものかという点である。

第二に現状では、これら三つの組み合わせにはアンバランスがあると思われるので、時間的な経緯で、どれをどのように重点的に充実していくかの目標を設定するという課題がある。高齢化の進展は間違いないが、これら三つのサービスのあり方は、二一世紀初頭を頭におく場合と二〇二五年頃を頭におく場合とで自ずと問題点が異なる。たとえば現在、老人福祉サービスと老人医療費とを比較する

と、明らかに老人医療費の突出が目立ち、老人福祉サービスへの資源の重点的配分が望まれていることは明らかであるが、だからといってこれら二つのサービスの間の極端な資源配分のシフトを行うと、現実にサービスを受けている人々に大きな混乱をもたらす。

そこで以下ではこの二つの問題に焦点をあてて、分析を試みる。具体的に取り扱うテーマは、以下の二つである。①老人福祉費の拡大は老人医療費の増加を抑制しうるか？ ②受益者負担の拡大は可能か？ また拡大は公平性と両立しうるか？

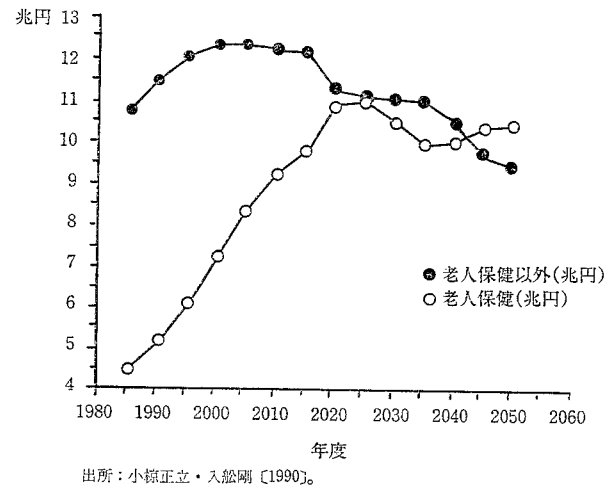
### 二 老人福祉費の拡大は老人医療費の増加を抑制しうるか

小椋・入船〔1990〕の推計によると、現在の一人あたり老人医療費が変わらないとして、このまま推移すると、老人保健制度対象者の医療費は一九八六年度の約四・五兆円から二〇〇〇年には約七・二兆円、二〇一〇年には九・二兆円、二〇二五年には約一一兆円となると予測している（図1）。これは一人あたり医療費が現在のまま推移するとしての予測であることに注意したいが、いずれにせよ、この見通しは、将来の人々の医療保険料負担のあり方に深刻な問題を

西村 周三

（京都大学）

図1 小椋・入船シミュレーションによる医療費の予測



投げかけている。  
 地主〔1992〕はこの推計に「とらえかた」看護婦不足などの人件費増などを考慮すると、二〇一〇年頃には、国民医療費は対GNP比で一〇%近くになることもありうる」として憂慮を示している。  
 ここで小椋・入船〔1990〕の推計によって明らかのように、医療の質の増加を考えなければ、七〇歳未満の医療費は、二〇〇〇年頃までは上昇が続けるが、それ以降は低下することさえ予想される(図1)。二〇〇〇年までにしても医療費が増加するのは、この間に六五―七〇歳までの人々が著しく増加するからであり、きわめて大きければ、今後の日本の医療費問題は、ひとえに老人医療費問題であるといっても過言ではない。そこで以下では議論を老人医療費にしばって進め、これ以外の年齢階層の医療費はわずかにふえるにとどめたい。  
 さて、それではこのような推計によって予想される老人医療費の伸びを抑制することができるのだろうか、あるいは抑制を可能ならしめるためにはどのような政策をとり得るのだろうか。この問題を次のような視点から考えてみたい。

(1) 医療費の伸びと国民所得の伸びとの関連について

まず物価水準や経済成長率との関連や、医療の質の変化については、さしあたって次のような単純な想定で議論を進める。経済成長率が高ければ、老人医療費が小椋・入船〔1990〕推計のように伸びても問題がないではないかという議論があり得るが、経済成長率の伸びは、通常は一般社会の人件費のアップを招き、同質の医療水準

を維持するためには、医療関係者の賃金水準を少なくとも同じ程度の伸びで保証しなければならない。したがってよほど労働節約的な医療の技術進歩がない限り、経済成長率の伸びと同程度の老人一人あたりの医療費の伸びは避けがたい。そこで以下では、老人一人あたりの医療費は経済成長率と同じように伸びると想定する。  
 このような想定を老人医療費だけでなく、全体としての国民医療費にあてはめると、前述の小椋・入船〔1990〕推計にもとづく国民医療費の対国民所得比は、一九八六年度の六・三四%から、二〇〇一年には七・二七%、二〇二一年には八・二六%となり、これに看護婦の質量の充実を図ることなどによる増加分を上乗せすれば、国民にかなりの負担をしいることになるであろう。

(2) 老人入院医療費と老人外来医療費の構成

ところで、一九八九年(平成元年)度の七〇歳以上の老人の医療費の構成を見ると、一人あたりの老人医療費の入院と外来(入院外)との構成はほぼ六・四となっている。このうち外来医療については、ある程度の費用抑制は可能であるとしても、大幅な抑制は望めない。そこで以下では主に入院医療費を考察の対象とする。

(3) いわゆる「社会的入院」について

平成二年現在、七〇歳以上の高齢者は、約六〇万人が入院している。このうち約三分の一の二〇万人がいわゆる「社会的入院」と呼ばれる患者である(1)。もっとも社会的入院の定義はきわめて曖昧であるので、これはきわめて大きな把握であることを断ってお

く。より正確には「社会的入院」は、老人一人あたりの平均在院日数との関連で問題としなければならない。たとえば現在入院している老人のすべてが少なくとも一日は入院が必要であるとしても、現在の平均在院日数である約七七日(精神疾患を除く、精神疾患を含む場合は、九一日)をすべて三分の二に縮小できる場合は、上記の表現と同じことになる(2)。このように老人医療費の大きさのみに関していうならば、この社会的入院の大きさととらえ方のいかんが大きな要因となる。そこで以下では、とりあえず三分の一が「社会的入院」であると想定することにする。

(4) 社会的入院の削減の医療費削減効果——他の施設ケアによる代替

しかしながらこのような単純なとらえかたで老人医療費を三分の二にすることができると判断するのは早計である。なぜならば「社会的入院者」を退院させたあと、どのように処遇するかという問題があるからである。彼・彼女らを処遇する方法としては、現在のところ大きく分けて施設ケアと在宅ケアとがある。施設ケアとしては特別養護老人ホームと老人保健施設がある。

これらの施設ケアと病院におけるケアの費用の違いは、概略次のように考えることができる。平成二年現在の推計で、入院医療に要する費用は、いずれも平均で、一カ月四〇万円、特別養護老人ホームが約二五万円、老人保健施設が約二八万円である。このうちたとえば老人保健施設に入所すると、一般患者と老人性痴呆症患者とで一割程度費用が異なるなどさまざまなバリエーションがあるが、こ

表 1 老人医療の1日当たり点数, 入院——入院外・病院(病院の種類)——  
診療所・診療行為別(平成2年)

診療所	診療行為	病院							診療所
		総数	入院			入院外			
			精神病院	結核療養所	特例許可老人病院	特例許可老人病院	一般病院	一般病院	
総数	(22.64)	(22.77)	(29.23)	(27.95)	(27.86)	(25.89)	(20.95)	(21.48)	
診療	1,326.3	1,379.6	840.9	985.0	1,028.9	784.6	1,562.2	830.1	
在宅療養	2.2	2.4	0.5	2.1	1.1	0.4	3.0	1.0	
在宅療養	0.6	0.6	—	0.2	—	0.0	0.9	0.1	
在宅療養	88.8	89.9	76.7	80.0	95.6	68.8	89.7	78.3	
在宅療養	182.8	189.2	44.3	104.3	119.2	65.4	229.8	123.4	
在宅療養	25.5	27.3	9.4	0.2	27.4	7.4	29.5	8.7	
在宅療養	0.5	0.6	4.7	—	0.3	0.1	0.3	0.0	
在宅療養	41.1	44.0	3.5	13.5	15.1	8.2	58.5	13.9	
在宅療養	98.6	103.9	29.9	58.0	55.3	19.6	129.1	50.1	
在宅療養	64.6	66.0	36.7	42.4	52.8	31.8	74.0	49.1	
在宅療養	64.9	68.0	0.2	2.7	4.9	3.1	97.2	36.1	
在宅療養	7.5	8.1	0.0	1.4	0.3	0.5	11.6	2.4	
在宅療養	1.1	1.2	—	0.2	—	—	1.8	—	
在宅療養	748.2	778.4	635.1	680.0	656.9	583.0	836.8	466.8	
在宅療養	0.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0	0.0	0.0	
総数	(3.38)	(2.67)	(2.25)	(2.88)	(3.98)	(4.13)	(2.61)	(3.85)	
診療	557.8	788.5	726.6	658.3	603.0	516.4	802.5	452.5	
在宅療養	124.3	125.0	98.7	162.4	106.4	102.8	126.6	124.0	
在宅療養	16.7	16.4	16.4	6.9	15.3	31.2	16.4	16.9	
在宅療養	250.2	393.0	480.9	341.1	312.3	248.9	398.0	185.0	
在宅療養	33.2	35.8	12.4	10.3	37.4	44.9	35.9	32.0	
在宅療養	5.7	9.7	0.6	—	14.1	3.1	9.6	3.8	
在宅療養	0.6	1.8	58.3	—	3.3	0.2	1.0	0.1	
在宅療養	20.1	44.6	13.1	34.8	26.6	19.9	46.2	3.8	
在宅療養	66.9	99.3	43.7	100.3	61.4	43.6	102.6	52.2	
在宅療養	29.2	49.0	1.4	2.5	19.1	14.0	51.6	20.2	
在宅療養	4.0	8.2	1.1	—	0.9	4.4	8.7	2.1	
在宅療養	1.3	1.9	—	—	1.8	1.1	1.9	1.0	
在宅療養	0.0	0.1	—	—	—	—	0.1	0.0	
在宅療養	·	·	·	·	·	·	·	·	
在宅療養	5.6	3.7	—	—	4.2	2.4	3.8	6.4	

注: ( ) 内は, 1件当たり日数である。  
出所: 厚生省「社会医療診療所者別調査報告」平成2年。

ここではこの問題は無視することにする。ただし病院入院費用は、表1のように病院の種類によってかなり異なる。たとえば一般病院の場合は約四七万円、特例許可老人病院の場合三〇万円などかなりばらつきがある。(ただしこの数値には「室料差額」、「付き添い看護料」や「お世話料」などといわれる保険外負担は含んでいない。)

一カ月老人平均医療費は四〇万円程度であるが、現在の長期入院を短期化させようとすれば、その短期の入院期間に要する費用はこれまでよりも高くなるのが予想される。じっさいの医療費は入院した最初の数日間の費用が高く、長期化するにともなって通減していくからである。さらに短期で退院させようとして、より集中的にケアを行うためには現在より多くの看護、介護要員を必要とするから日数の短縮に比例しては費用は下がらない。また日数を短縮しても、入院期間の増加にともなう限界費用は、固定費用の存在により通減的となる。したがって入院期間を短縮した場合の一カ月あたりの医療費は五〇万円程度になるものと予想される。

これらの想定の上に立って、いま三分の一の老人入院患者が、特別養護老人ホームに移ればいくらの費用が削減できるか試算してみよう。現行のような入院形態による老人入院医療費を簡単のために〇兆円であるとしよう。これが他の施設ケアによってどの程度費用削減可能であるかを考えてみる。

かりに現在入院中の老人を三分の二に削減するとすれば、退院者による費用減は三分の一となる一方で、在院者の費用が四分の五となるという想定をせざるをえない。したがって結果としては現状の八三%  $(\frac{2}{3}) \times (\frac{5}{4}) = 0.83$  とならざるをえない。この結果老人

医療費は八・三兆円となる。他方で、特別養護老人ホームの費用は  $(3.1/3) \times (25/40) = 2.0$  八兆円増しとなる。合わせて結局のところ老人医療費と老人福祉費の合計は一〇・三八兆円となり。最初の想定を上回ってしまう。かりに残った入院者の医療費が四五万円にしかならないとしても、社会的入院削減による費用への影響は〇・四二兆円減にしかならない(3)。

いずれにもよ他の施設ケアによる代替では、老人医療費と老人福祉費の合計を削減しうる額はきわめてわずかであると判断せざるをえないのである。

(5) 社会的入院の削減の医療費削減効果——在宅ケアによる代替次に在宅ケアによる総費用削減効果を検討しよう。在宅ケアにもなう機会費用、すなわち家族などの負担の増大を問題としなければ、これにともなう医療費削減効果は大きい。一カ月の老人外来費用は三万円程度とわずかであるから、入院医療費の削減がそのまま費用の削減に結びつく。

ところで、現在厚生省が進めているゴールド・プランによって目標とされている老人福祉サービスの公的支出は現行の五、〇〇〇億円程度(平成元年度支出額)から今後かなり上回るものと期待されている。しかしながらこの増額は各種資料から判断して、多くとも年間六、〇〇〇億円程度にしかならないことが見て取れる(4)。この額がどの程度になるかは今後の政策課題であるが、これがどの程度、家族介護者の機会費用を削減するかの大きさはな予想を試みてみよう。これらの数値にはいわゆる老人保護関係給付費が含まれ、在宅



ケアに費やされる支出額は不明であるが、いまかりに平成七年度に三、〇〇〇億円が在宅福祉サービスに公的支出されるとして、これが要介護老人一人あたりでいくら位に相当するのか計算してみる。(いずれも平成七年度価格表示で行う。)

平成七年度には厚生省推計によると、要介護老人は八五万人になると予想され、このうち約二五万人程度が在宅福祉サービスを利用するものと予想されている。(いずれも年間延べ人数。)単純に一人あたりに費やされる支出を計算すれば、三、〇〇〇億円/二五万人＝一二〇万円(三、〇〇〇億円/八五万人の場合は、三三三万円)となり、一カ月あたりそれぞれ約一〇万円(約三万円)となる。もちろんこれらは事務費を含んだ値であり、筆者がある市の在宅ケア事業に要している費用を推計したところでは一時間のケアサービスの提供のために少なくとも一、五〇〇円を要している(平成元年推計)ので、一カ月の延べサービス時間は六七七時間程度(10万5千1500÷66.7)×一日24時間×二・二時間程度(66.7÷30×2.2)のサービスにとどまる。

この程度の支出ではとても重介護を要する老人のケアは不十分であり、結局のところ家族の負担をほとんど軽減できない。なおいまかりに平成元年度の老人入院患者数六〇万人の三分の一の二〇万人を退院させるとし、これに一人一カ月一五〇時間(一日五時間)の介護サービスを提供するとすると、一カ月二二・五万円の費用を要することになり、外来費用の三万円と合わせて二五・五万円の費用を要する。

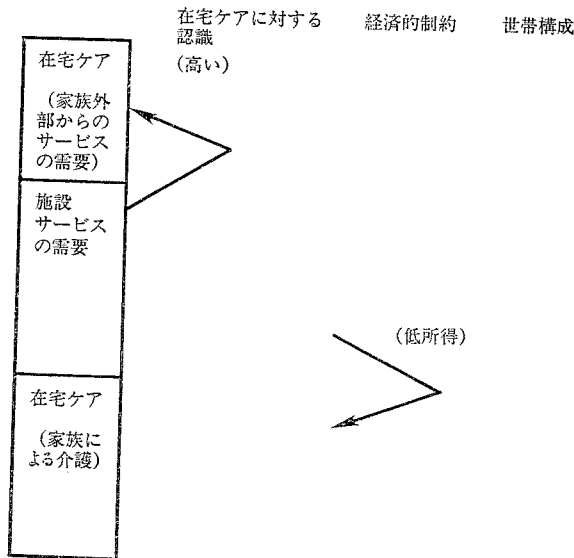
しかしながらいづれにせよ、家族の機会費用を含めた場合には、現在の在宅ケアサービスを必要とする層は、図2のような構造になっているものと思われる。在宅ケアの需要を決定する要因はさまざまあるが、筆者の提起したい仮説は、次の三つの優先順位でこの需要を決めているというものである。(1)在宅ケアの意義の理解度、(2)家族や世帯の構成、(3)所得。

まず在宅ケアを望むかどうかは、このケアが、入院と比べてたとえ老人の人間としての尊厳を満たすかどうかなどの判断で決められる。たとえば東京の白十字診療所が行うライフケアシステムの例がそうである(5)。いかに世帯所得が高くても、また家族のケアが不可能であっても、このような在宅ケアの意義の理解がなければこのサービスは必要されない。

次にこれに対する理解があるとして、一定量以上の外部からのヘルプがなければ、現状では家族の構成によって制約される。いかに外部ホームヘルプサービスがあっても、最小限の家族の援助がなければ、このサービスは必要されない。そして最後に経済的制約が、このサービスの需要を左右する。ある程度の高所得層は、現行の一定の自己負担のもとでも、その気になりさえすればもちろんこのサービスを利用できる。しかしながら、低所得層は、現行の自己負担のあり方では、経済的制約から明らかに病院入院を望む。

以上の結果、少なくとも現状のように入院期間を短縮化し、在宅ケアを推進しようという政策は、かえって図2のように在宅ケアの両極分解を招いているのではないかと想像が働く。この実態をここでは十分に実証できないが、たとえば図3のように、貯蓄現在

図2 老人福祉サービス需要の三層構造仮説



長期入院患者の退院は、決して医療・福祉サービスの社会的費用を削減することにはならないことが想像できる。

### 三 受益者負担は拡大しうるか

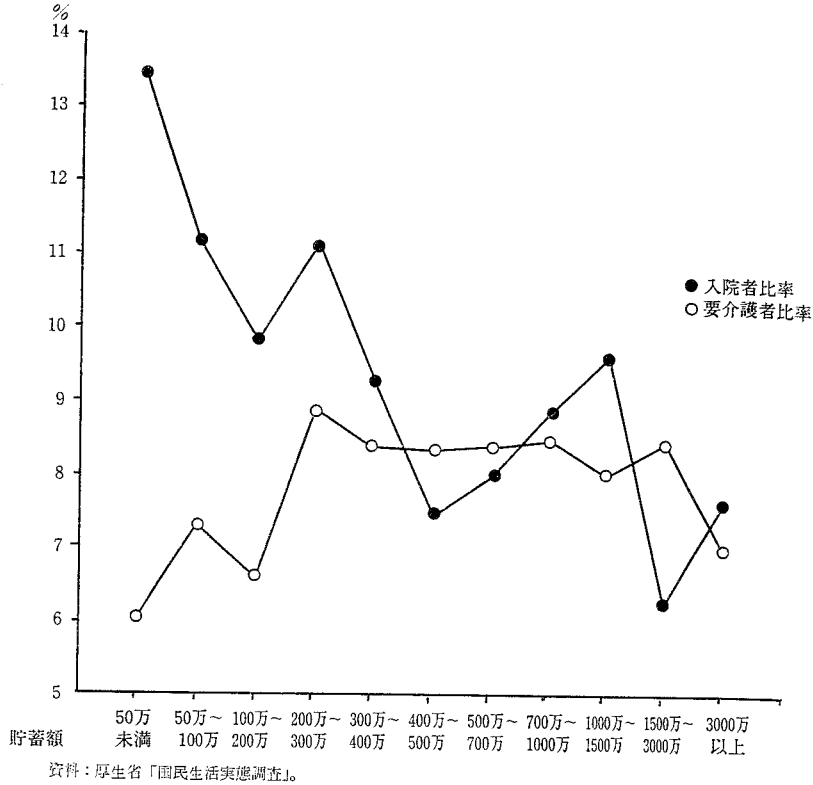
——老人福祉サービス需要の三層構造仮説——

前節で明らかにしたのは、老人医療費と老人福祉費を合計して判断し、家族の機会費用を考慮するかぎり、現在行われようとしている政策は結局のところ、いわゆるコスト・シフティングにすぎないということであった。すなわち大部分が公費負担と社会保険料負担でまかなわれている老人医療費を削減することは、結局家族の在宅ケアの実質的な負担を増すように働いただけで、全体としての費用の削減にはならないのである。

このように見ると、結局問題はこの種の問題は負担の公平のあり方の問題でしかないように見える。もちろんこのように分析するからといって、筆者は在宅ケアの意義を過少に評価しようというのではない。要介護老人の幸せは、単純にそれに要した費用の多寡によって判断されるべきではなく、欧米の経験から見ても、寝たきりをなくすという意味からも、また老人の Quality of Life を高めるうえからも意義のあることである。

また負担の公平という観点からいっても、現状のように病院入院の場合の受益者負担が他の施設ケアや在宅ケアを受ける場合と比べて著しく低いという現状は明らかに問題がある。しかしながら現状のような在宅ケアの推進の方向は、少なくとも次の意味で、所得や富の分配を不公平化させる方向に働いていることを以下で指摘した

図3 貯蓄現在高階級別入院者、要介護者のいる世帯の比率（平成元年）



適切な分配が行われないだけでなく、所得分配上からも大きな問題をはらんでいる。

じっさい、城戸〔1991a〕〔1991b〕の調査によって明らかのように、日本の老人・障害者ケアのための公的支出の対GDP比は、ドイツ、スウェーデン、イギリスと比べて著しく低く、それぞれ、〇・一二％、〇・六四％、一・八四％、〇・七一％となっている（一九八六年現在）。

第二に、病院を含めた施設ケアと在宅ケアの受益者負担の公平化をかなりドラスティックに行うべきである。入院時の自己負担を近年の改正のように一日あたり八〇〇円から九〇〇円ないし一、〇〇〇円程度に引き上げる試みは、老人医療費の公的財源を縮小するためにはほとんど意味がない。なぜならこれによる財源の節約額はわずか一、二〇〇億円程度にとどまり、三兆一千億円の老人入院医療費の四弱にしかならない。この程度の患者負担増ならば、負担増さえ行わないほうがましである。所得や資産に応じた負担のあり方を考え、思い切った負担増を図る方が、在宅ケアを推進することに寄与する。

最後に、これまでふれなかったが、在宅ケアと施設ケアとの負担の公平を考えるためには、

表2 要介護老人数等の見通し（概数）

（単位：万人）

	65歳以上 人口	要介護 老人数	老人保 健施設	福祉サービ ス等 <sup>1)</sup>	老人入院 患者数	うち長期入 院患者数 <sup>2)</sup>
昭和61年度	1,300	60	—	35	50	25
平成2年度	1,400	70程度	5程度	40程度	55程度	25程度
7	1,700	85程度	15～17程度	49～51程度	59～61程度	18～20程度
12	2,000	100程度	26～30程度	57～61程度	67～71程度	10～14程度

注：1) 福祉サービスには、在宅福祉対策（デイサービス、ショートステイ、家庭奉仕員等）、特別養護老人ホーム、ヘルス事業等を含む。

2) 長期入院患者は、入院期間6ヵ月以上の者としている。

資料：厚生省推計。

高階級別に見た入院患者の状況は、この三層構造仮説を支持する一つのデータである。

一定の受益者負担を求めることによる在宅ケアの充実が確かに、図3の意識が高く、ある一定以上の資産ないし所得をもつ人には妥当かも知れない。しかしながら、一方で入院医療の受益者負担を拡大し、他方で在宅ケアにも受益者負担を求める政策をとると、低所得者には、結局家族による介護を強制することになる。かといって近年の改正程度の入院医療の受益者負担の拡大程度では、結局低所得者に在宅ケアを求めるインセンティブを全く与えないであろう。施設ケアと在宅ケアの整

合性のとれた受益者負担を準備しないと意図に反して、老人医療費の削減効果はほとんど働かない。

#### 四 むすび

本報告がこれまで明らかにしようとしてきたことを要約すると次のようになる。

(1) わが国の老人医療費の上昇は著しく、二一世紀に向けて深刻な医療保険料負担問題を提起している。

(2) しかしながら老人医療費を削減しようとする、家族の負担も含めた社会的費用という意味での大きな老人福祉費の増大を必然化する。

(3) したがって結局老人医療費と老人福祉費の総計では、この費用を削減することは容易ではない。（だからといって在宅ケアの充実によって、老人医療費の伸びを抑制する努力は怠るべきではない。）

(4) 問題はしたがって分配問題となるが、現在計画されているようなゴールド・プラン程度の福祉サービスの拡大では、かえって所得分配を不平等化するおそれがある。

そこで以上の指摘をふまえて、若干の政策提言を行いたい。まず

第一に、老人医療費と老人福祉費と合わせた合計としての社会保障給付費の拡大は不可避であり、老人福祉費の思い切った拡大が、効率的な資源配分を達成するものと思われる。ゴールド・プランに散見されるような、一兆円以下の在宅ケアサービスの拡大では、かえ

世帯構造や家族関係に応じたきめの細かい配慮を行うことがぜひとも必要であると思われる。たとえば低所得であるという理由で特別養護老人ホームに入所を認められるものの中には、相当額の資産を保有するものがある。そしてこの場合介護を行わない家族がその資産を受贈する。他方で家族の介護というかなりの額の機会費用を負担するものがありながら、在宅ケアの自己負担が高いために結果として受け取る資産がすくなくなることがある。

また在宅ケアを行い得ない世帯と行い得る世帯との間の負担の公平も課題である。これらの問題を解決するための理論体系は現在のところ未整備であり、また実態の把握も十分でない。さらにこのような意味での負担の公平を図るためには、民法の改正も必要であるかも知れない。したがってこの問題は容易には解決できない。その意味では、思い切って高福祉、高負担を実現することの方が早道かもしれない。

- (1) 厚生省「患者調査」平成二年。
- (2) 厚生省「患者調査」平成二年。
- (3) 老人保健施設の費用は、国民医療費として計上されることになっているので、ここでの議論には適していないかもしれない。
- (4) 平成元年一月に行われたこのプランのプレスリリースメモでは、一〇九年戦略総事業費として一〇年間で約六兆二千億円を予定することが記載されている。この中には、老人保健施設などの各種施設の新設などの事業費も含むので、在宅ケアに費やされる費用は、六、〇〇〇億円をはるかに下回る戦略であることは確実である。以下ではとりあえず平成七年度にこの半分の三、〇〇〇億円が在宅ケアに

## コメン ト

大淵氏の本日の報告は問題意識として、次のような点から始められている。すなわち、日本の出生率は一九六〇年代から置換水準を前後する低い状態を維持してきたが、第二次ベビーブームが終わった一九七四年以降、新たな低下趨勢に突入した。そして、昨年の合計特殊出生率については一・五三まで下がり、本格的なベビーバスター(Baby bust)の時代を迎えた。この低下が無限に続くわけではないが、これまで現れた低出生率が将来の労働供給源泉を縮小することは既成の事実である。さらに、低出生力の持続は来世紀早々に総人口の減退を招くが、戦時の一時期を除けば、それは日本で初めての経験であり、その影響は図り知れないことになる。このような問題意識をもち、日本の低出生率、ひいては人口高齢化が労働供給におよぼす効果を中心に消費、労働生産性、労働の流動性、失業のリスク、従属負担、医療費負担、社会保障負担、福祉・保健マンパワー等への影響等を一九九〇年から二〇二〇年間迄の三十年間への影響等を調べている。大淵報告によれば、労働需要は経済成長率と雇用弾力性の二つに基づいて推計され、シナリオDと名づけられている。一方、労働供給はシナリオSと名づけられ、男女年齢別人口の推計値と労働力率とから推計されている。労働力率が現在より上昇する高位推計の場合にも、来世紀には減少が始まり、中高年化が著しく

支出されると想定したが、おそらく現状の政策の変更がなければ、とても三、〇〇〇億円にも達しないのではないかと思われる。

(5) ライフケアシステムの活動は、多数の文献で紹介されているが、たとえばライフケアシステム編「199」が参考になる。

### 参考文献

- [1] 小椋正立・入船剛「わが国の人口の高齢化と各公的医療保険の収支について」『ファイナンシャル・レビュー』八月号、大蔵省財政研究所、五一―七七頁。
- [2] 小椋正立・千葉友太郎「一九九〇」公平性から見たわが国の社会保険料負担について』『ファイナンシャル・レビュー』三月号、大蔵省財政研究所、二七―五三頁。
- [3] 城戸喜子「1991」一九七〇年以降における社会保障給付費の推移——総額とその構成」、勤厚生統計協会編『厚生指標——臨時増刊保険と年金の動向』。
- [4] 城戸喜子「1991」「スウェーデンにおける社会保障給付費の構造」、社会保障研究所編『諸外国の社会保障制度の財政構造に関する研究』社会保障研究所研究報告 No. 9101。
- [5] ライフケアシステム編「199」『第九回公開講座——在宅ケアの真髓を求めて』メヂカルフレンド社。

山口三十四  
〈神戸大学〉

進行するという。また労働力人口のすべてが有効な労働力になるわけではないゆえ、摩擦的失業を控除した後、産業により男女により異なる労働時間を調整し、さらに時代的要請としての労働時間短縮効果も考慮にいれて推計されている。シナリオDは供給条件を顧慮しない需要主導型経済成長であり、労働需要は労働供給とは異なり期末まで増加し続ける。その結果、時間の経過とともに労働力不足が激化するという。これらの作業は大変根気の必要な仕事であり、コンピューターを用い、非常に労働集約的な作業である。それゆえ、我々に基礎的データを提出していただいたという点は大淵氏の最大の貢献するところであらう。

しかし、大淵報告に対する問題点ないしコメントとしては合計六点を、シナリオ内でのコメントとシナリオやモデルの改良について、シナリオ内でのコメントについて述べることにしよう。そこでまず最初に、シナリオ内でのコメントについて述べることにしよう。第一のコメントとしては、計測結果として得られた人口高齢化の「GNP」に対する国民医療費支出の比率へおおよぼす結果の数値は信頼出来るかどうかという点が問題であらう。報告レジメによれば、この比率は二〇二〇年には人口推計の高位推計で三・三％程度、低位推計で四・八％程度となるようになっていいる。いずれにせよ、この比率は現在

と比較して、低下ないしは停滞するようになってくる。しかし一般的な常識や、第三報告者の西村報告のレジメの中にも引用されている地主推計では、二〇二〇年には一〇%（大淵推計と比べて二―三倍）にも達し、極めて対照的な結果が得られているのである。また第二報告者の丸尾報告においても、この比率は二〇二〇年には八・二六%と大淵氏の報告結果の二倍程度にもなり、地主、丸尾両結果はともに大淵推計とは大幅に異なった結果となっている。これらの他の報告者がいうように、常識的にみれば人口高齢化がGNP比率に対する国民医療比率を停滞ないしは低下させるとはとうてい考えられないものであろう。このような常識とかけ離れた推定結果が出たのは、報告者もいうように、一人当たり医療費の増加に上限を設定した結果であろう。しかし発表当日のレジメと一九九〇年二月二〇日発表の経済学論纂（中央大学）の論文の中の数値間においても、両推計は一人当たり医療費の増加に上限を設定するという同一の仮定をとりながら、非常に大きな計測結果の違いが見られるのである。それゆえ、同一人物の極めてごく短期間に発表された二つの推計間の結果においても推定結果が大きく異なるゆえ、計測結果については信頼性という点で大きな疑問があろう。

第二に、人口高齢化の労働生産性におよぼす影響に關しても、大淵報告のほとんどの推計結果が現状と変化がない（高位推計の男女、低位推計の女子）か、むしろ上昇するという結果（低位推計の男子）を示している。たしかに高齢化が労働生産性を高めるか否かについては、意見の分かれるところであらう。しかし常識的にいっても、また大淵氏自身も認めるように、高齢者の熟練や経験は陳腐化し、

二報告者の丸尾氏の主張とは大きく異なっている。いずれにせよ、大淵報告の核心となるべきこれらの三点の、常識とは大きく異なった、また本日の他の報告者の報告結果とも異なった点は本日の議論の焦点となるべき点であらう。

つづいて、シナリオやモデルの改良についてのコメントに移ることにしよう。第一は、労働力の需要と供給を計測するモデルについてである。大淵報告によれば、すでに述べたように労働需要は経済成長率と雇用弾力性の二つに基づいて推計され、シナリオDと名づけられている。一方、労働供給はシナリオSと名づけられ、男女年齢別人口の推計値と労働力率とから推計されている。この方法もたしかに一方法ではあるが、日本経済政策学会の共通論題としては、もう少し独自のモデル等をも構成し（例えば第二報告者の丸尾氏の計量的研究のように、計量的に労働需要関数や労働供給関数を推定し、大淵氏の結果を確認する等）、より深く吟味してほしかったというのが正直な気持ちである。

第二は、報告レジメの図1をみてわかるように、大淵報告は人口高齢化の貯蓄や投資への影響に關し、人口高齢化の貯蓄率への影響の方により大きな焦点を当てられていることがわかる。しかし人口に關しては、貯蓄への影響とともに、かつてのケインズやハンセンが行ったように、人口高齢化の投資への影響の方により大きな焦点を当てるほうが、人口高齢化の立場からはより重要なことであらう。しかし、報告では人口高齢化の投資への影響に關しては、一言の説明もなされていなかったのである。

第三は、報告者が報告レジメで書かれている意図が、報告ではま

また新しい知識や技術を吸収する能力は衰えて、再教育や再訓練の効果も上がらないため、一般的には労働生産性を低めてゆくものと思われる。このように、ほとんどの推計結果が現状と変化がないか、むしろ上昇する（低位推計の男子）ようになった原因の一つには、労働生産性の代理変数として男女年齢階層別時貸金率を用いている点があろう。また第一次産業の年齢別貸金率も第二次産業の年齢別貸金率で間に合わすという極めて荒々しい方法で推計されている。年功序列型貸金体系をもつ日本では、大淵氏の方法では、高齢化率が上昇し、高齢化がすすめば貸金率が上昇し、おのずと労働生産性が上昇するという結果が出るのは当然のことであらう。また第一次産業の労働生産性の上昇は、農業機械等を用いる若い年齢層により積極的になされることを考慮すれば、農業部門の労働生産性の代理変数として、年齢序列型貸金体系をもつ第二次産業の貸金率を用いることもまさしくミスリーディングであらう。

第三に、報告要旨に「低出生率が労働供給におよぼす効果を中心に、高齢化と消費、貯蓄、労働生産性などの関係、およびそれらを通じて現れる経済成長への影響がまず考察される」と書きながら、なぜ本日の報告で計測結果の報告が省略されたかは不明（あらかじめ送られてきたコメントターへの論文には入っていたが、おそらくは労働力政策に焦点を合わせたから？）だが、人口高齢化の貯蓄率への影響に對しても、大淵報告は極めて楽観的な結果を示している。この点も第二報告者の丸尾氏とは大きく異なるゆえ、問題となるだろう。すなわち、大淵氏は人口高齢化は貯蓄率をむしろ高めるという計測結果を示しているのである。この点は上述のように、第

つたくモデル化されていないという点も問題であらう。すなわち、報告要旨には「低出生率が労働供給におよぼす効果を中心に、高齢化と消費、貯蓄、労働生産性などの関係、およびそれらを通じて現れる経済成長への影響がまず考察される（図1）。同時に、高齢化社会危機論の一点である従属負担の問題に、医療・保健・福祉・インパワの観点から接近したい」と考えている（図2）と書かれている。大淵氏のいうように、図1で示されている高齢化と消費、貯蓄、労働生産性などの経済成長への影響等は人口高齢化を考へる場合には極めて重要なことであらうと思われる。しかし大淵報告では、これらの有機的なつながりをもつ理論モデルはまったく構築されていないのはすでにコメントしたとおりである。これらの理論的および実証的研究は、これまでも多くの人々（例えば、コール・フリーバヤケリー・ウィリアムソン等多数の人々、またこの学会においてもコメントターの論文等）によりモデル化され、計測されているが、それらのレビューさえもなされていないのである。

上述のように、大淵報告では、基礎的資料を与えるための多くの計算が行われ、我々もそれらを利用して色々な研究が出来るという点は大きな貢献として認められよう。しかし、計測結果に大きな問題点が含まれており、しかもこれまでのいわばトレンドの延長線上での議論で、単なる計算結果の報告書のような内容になっている。それゆえ正直にいえば、日本経済政策学会の共通論題としては、極めて迫力に欠ける報告となっている点が遺憾である。それらは今後の課題として展開してほしいものである。

人口高齢化と社会保障との関係は、きわめて多面的で複雑である。丸尾報告はこのテーマをひろい視野から包括的に論じた展望論文であり、多くの重要な問題を提起している。以下では、人口高齢化と労働供給、人口高齢化と国民貯蓄率、人口高齢化と国民負担率という三問題について、主として政策論の観点からコメントしたい。

(1) 人口高齢化と労働供給へのインパクト

この問題のポイントは、わが国人口の急速な高齢化が、労働時間数の長期的短縮傾向とあいまって、労働供給不足を重大化する危険があるということである。この構造的変化の社会保障への影響は、福祉マンパワーの確保の困難化、年金財政の悪化等の形で現れる。

丸尾・大淵両報告のように、この労働供給不足の問題を重視すれば、既婚女性のフルタイム就業をいっそう容易にするような環境整備が、公共政策の重要な課題となる。この課題への挑戦としては、男女の雇用機会の均等化、育児・介護休業制度の確立、託児施設の整備等、多様な政策措置が提言され、すでにある程度は実施の段階に入っている。これらをいっそう推進することの重要性は、あらためて強調するまでもない。しかしそれと並んで、現行の公的な制度自体のなか女に、既婚性のフルタイム就業を阻害する要因がないかどうか点検してみることも大切である。社会保障面では、専業主婦

等が年金及び医療保険の費用負担面において、とくに有利な取扱いを受けているという点が問題であろう。また税制面では、専業主婦の内助の功を評価するという趣旨で最近設けられた配偶者特別控除制度が、共稼ぎ世帯の税負担を相対的に重くする効果を持っている。まず、これらの制度的障害を除去することを検討すべきであろう。

きわめて長期的な観点からみれば、出生率の回復をはかることも、今後重視すべき政策課題である。これに関連して、所得税制の扶養控除と児童手当制度とを、総合的に再検討する必要があるのではないか。人口政策に関して比較的有効で、しかも財政面の負担がそれほど重くなく、公平の観点からも評価できる制度を研究すべきだと考える。もともと、税制に大きな効果を期待するのは危険であろう。さらに、外国人労働者の就労問題についても、福祉マンパワーの確保等の政策的課題を考慮に入れて、これまでより柔軟な姿勢で対応することが望ましいと思われる。

(2) 人口高齢化と国民貯蓄率

人口高齢化と国民貯蓄率との関連については、丸尾報告も分析しているように、貯蓄率が低い高齢者層のウニットの増加と社会保障負担の増大につれて、長期的に個人貯蓄率が低下していく可能性が大きいと推測される。老後の所得保障については、ナショナル・ミすでに行き詰まろうとしていることである。この問題を解決するためのもっとも有力な方法は、基礎年金の財源調達において租税への依存度を高めることである。この場合、消費税の税率引上げが有力候補になるから、この税の福祉目的税化が検討事項に加えられるべきであろう。いずれにせよ、年金財政政策に関する長期的方針を確立しなければ、国民貯蓄率の今後の動向を予測することはむずかしい。したがって、マクロ的な貯蓄・投資の中長期的バランスのため必要とされる調整政策の方向を論じることができないであろう。

丸尾報告も指摘しているように、年金財政部門の黒字が大きく国民貯蓄率が高い二〇世紀の間に、生活関連社会資本の整備をできるだけスピードアップすることが望ましい。この考え方をとれば、いわゆる建設公債については、その残高や利子費負担について、あまり神経質にならない方がよい。社会保障の財政負担が比較的軽いうちに国債残高と国債利払費の削減を急ぐべきだという健全財政論は、行き過ぎると高齢化社会への対応を遅らせる。

(3) 人口高齢化と国民負担率

国民負担率の将来展望に関する分析は、人口高齢化が社会保障給付規模に与える影響を、年金と医療保障負担を中心にして推計し、それを基礎にして将来の租税・社会保障負担率を推定するという形をとることが多い。丸尾報告もこの手法にしたがって、社会保障全体、公的年金及び医療保障の各給付費の対国民所得比を、いくつかの変数によって説明する多元回帰式を推計している。この種の推計を基礎にした社会保障給付の将来予測は、今後の社会保障政策がこれまでの政策の延長線上にあるという想定に立脚している。この手

ニマムを超える部分ではできるだけ互助努力、自助努力によることが望ましい。そこで、所得税制における非課税貯蓄制度や個人年金保険料控除制度を、この観点から再検討する必要があるのではないかと。たとえば、現行の非課税貯蓄制度は適用範囲が六五歳以上の高齢者等に限定されているが、これでは老後貯蓄を増強する効果はほとんど期待できない(高齢者の税負担を軽減することがねらいだという説明も考えられないわけではないが、それなら負担軽減を利子所得だけに限定するのは不公平であろう)。したがって、非課税貯蓄制度の利用可能年齢は、個人が老後貯蓄形成の意欲と能力を持つ時期、たとえば五〇歳程度まで引き下げるべきではないか。また個人年金貯蓄については、とくに企業年金も国民年金基金も利用できないグループに重点をおいて、年金保険料控除の上限を思い切って引き上げることを検討すべきだと思われる。

国民貯蓄率の将来動向を予測する場合にきわめて重要なものは、GNPの三%にも達する公的年金財政の黒字が、今後どのようなペースで縮小していくかということである。これは今後の年金保険料引上げ政策のあり方によって左右されるが、いわゆる修正積立方式のもとでは明快な基準がない。そのため、保険料引上げをできるだけ先送りする政策がとられやすい。厚生省の財政再計算資料において想定されている年金保険料引上げスケジュールは、政治的配慮を優先して決められているという印象を受ける。コーホート間における負担の不公平という問題を、厚生省はもっと重視すべきではないか。

もっとも重大な年金財政問題のひとつは、国民年金における第一号被保険者からの保険料徴収が、免除率及び検認率の動向からみて、

法についてとくに不安を感じるのは、社会福祉の分野である。活力ある福祉社会の目標にふさわしい老人福祉サービスをすべての高齢者に保障するためには、この分野における公的支出の水準を飛躍的に増大させることが必要であろう。したがって、高齢者保健福祉十か年戦略の裏付けとなる財政負担の長期推計が、積上げ計算に基づいてすみやかに作成されることが望ましい。

最後に、国民負担率を政策目標としてその適正水準を論じる主張について、基本的な問題点を指摘しておきたい。

①国民所得ベースの負担率は、間接税のウェイトが高い場合には適切な指標とはいえない。たとえば、租税はすべての最終生産物の要素価格に対して適用される売上税だけであり、その税率は一〇〇%だとしよう。これによって市場価格表示の国民生産は国民所得の二倍になり、政府は国民生産の半分に対する支配力を獲得する。この場合に、要素費用表示の国民所得ベースで税負担率を計算すれば、五〇%ではなく一〇〇%になってしまうのである。

この点を認識すれば、間接税への依存度がわが国よりはるかに高い西ヨーロッパ諸国と日本の公的負担の重さを比較しようとする場合に、国民所得ベースの負担率をとることは望ましくない。OECD統計等が使われているGDPベースの負担率指標の方がすぐれている。また、日本の国民負担率の長期的動向を問題にする場合にも、今後消費税が福祉財源として活用される可能性を重視すれば、国民所得ベースで税負担率を論じる風潮は感心しない。

②いわゆる「tax expenditure」の形をぐる特別な租税減免措置は、実質的には補助金と類似的な機能を持つが、形式上は国民負担

率を増大させない。したがって、福祉政策の手段として税額控除、所得控除あるいは免税措置を多用すれば、明示的な補助金政策による場合に比べて、国民負担率を引き下げることができる。しかし、tax expenditureによって国民負担率の引下げに成功したとしても、それが政策的に望ましい効果を生み出すという保障はない。

③国民負担率抑制論は、この負担率が一定限度を越えると経済活動に対して重大な悪影響が生じることを、暗黙の前提としている。国民負担率の増大がどのような作用経路を通じてどのような悪影響を生じるのかという点については、明確な説明が与えられていないのが普通である。これは、有名なラッファー・カーブの主張と共通の弱点であり、いっそうの理論的な掘り下げが必要とされる。

以上のような問題点があることを認識すれば、国民所得ベースの国民負担率を一定比率以下に抑制すべきだという政策論には、簡単に賛成するわけにはいかない。しかし、予想される将来の年金給付規模と年金保険料水準からみて、公的年金給付の重点化政策が必要とされること自体は疑問の余地がない。そこで、政策当局は支給開始年齢の六五歳への引上げを繰り返して提案してきた。この提案は妥当なものだと思われるが、六五歳以前の退職者に対して比較的寛大な繰上げ支給制度を立案し、これを十分PRするなどの配慮が必要であろう。さらに重要なポイントは、公的年金給付費の抑制をはかるからには、公的年金給付の重点化に全力を尽くす必要があるということである。この観点から、基礎年金の給付水準と給付額算定方式をその財源調達方式とともに再検討し、さらに高齢者に対する公的扶助のあり方を見直すことが望ましい。

## コメント

### 一 はじめに

本稿は、第四十九回大会での共通論題「人口動態と経済政策」に關した西村周三教授によって行われた報告論文「人口動態と医療問題」に対して筆者が行ったコメントに基づくものである。ただし、本稿を執筆するに際して、前記の報告論文を改めて読み直し、その上で文章化したため、学会当日に行ったコメントそのままではないことをお断りしておく。

### 二 報告における主要な論点

西村教授の報告内容については、すでに前の頁における教授自身によって書かれた部分を読めば把握できるが、コメントをする者として、改めてその内容を要約し、論点を絞っておきたい。

今後高齢化が進み、それが高齢者に関する医療・福祉のあり方や費用に多大な影響を及ぼす。また、それらに関する政府の対応のあり方に応じて社会全体の医療費・福祉費に、さらに、各世帯に異なった影響を及ぼす。西村教授の報告は、そうした事柄に關したある部分を扱ったものである。

大きく二つの内容に分けられる。第一点は、高齢化の進展に伴っ

牛 丸 聡  
〈青山学院大学〉

て懸念されている老人医療費の増加に關して、それを抑制しようとする政策について、経済学者なりの視点から分析を加えたものである。「社会的入院者」を福祉施設ケアや在宅ケアに代替させる政策が必ずしも社会全体で必要とされる費用を削減させるとは限らないことを指摘している。

第二点として、在宅ケアサービスを重視した政策を推進することが所得・富の分配に關した不公平を招き、在宅ケアに關しては両極分解をもたらずと指摘している。

各々についても少し詳しく紹介しておく。まず、前記の第一点。高齢化の進展によって老人医療費が増加してくる。そのように増加してくる老人医療費の中の「入院医療費」、その中でも、特に「社会的入院者」に關わる費用に注目し、議論を行っている。

「社会的入院者」に対して病院が行っている処遇を他の福祉施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設）におけるケアや在宅ケアに代替することによって社会全体の費用が大幅に削減されるという主張がある。その主張に対して、西村教授は、①他の福祉施設におけるケアに代替する場合と、②在宅ケアに代替する場合というように、二つの論点に分けて、批判をしている。

①経済学者として期間の長期化による経済性（一種の規模の経済

性)を持ち出す。病院における費用も、長期化することによって、固定費用の存在のために、平均的には削減すると考える。だとするならば、「社会的入院者」を他の福祉施設に代替させ、病院から退院させるならば、費用の節減はあるとはいえるものの、そのために逆に在院者の費用を大きくしてしまう可能性があると指摘している。そして、実際にそうした費用節減と費用増加という効果を具体的な数値をあげて示している。一方、受け入れるようになった福祉施設の方では費用が増加し、それについても具体的な数値をあげて示している。そして、次のように述べている。「他の施設ケアによる代替では、老人医療費と老人福祉費の合計を削減しようする額はきわめてわずかであると判断せざるをえない。」と。

②もしも在宅ケアにともなう各世帯における機会費用(つまり家族の機会費用)の増大を問題視しなければ、在宅ケアへの代替は社会全体で必要とされる費用を削減させることになるが、それを考慮するならば、必ずしもそうとはならない。これについても計算し、具体的な数値をあげてその費用を示している。

以上に紹介したように、二つの論点に立ち、「社会的入院者」に対して病院が行っている処遇を他の福祉施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設)におけるケアや在宅ケアに代えることによって社会全体の費用が大幅に削減されるという主張を批判している。

次に、もう一つの論点である第二点の内容についても少し詳しく見ておこう。

第二点の内容は、第一点の②の事柄と関連性をもっている。在宅ケアと言っても、それによって各世帯にどのようなことが生ずるのかが、医療に関しては勉強をはじめたばかりであるため、いささかのはずれのコメントになったかもしれない。

まず、第一点に関するコメントから始めよう。高齢化の進展に応じて高齢者に伴う費用が社会全体で増加し、その負担のあり方の検討がこれからの重要な課題となる。その意味で、西村教授が取り上げた内容は意義深いものとなる。高齢者に関わる社会全体で必要となる避けることのできない費用についてはどうしても負担せざるを得ない。だが、可能であるならば、無駄は省き、社会全体でかかる不必要な費用についてはなるべく削減したいものである。だから社会的費用の大幅な削減を意図した政策、すなわち、「社会的入院者」に対する病院が行っている処遇を他の福祉施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設)におけるケアや在宅ケアに代替する政策が登場してくる。こうした政策が本当に社会的費用の大幅な削減につながるのか否か。それに関して、西村教授によって指摘された諸点は重要であると思う。討論者の筆者も経済学を専攻しているゆえ、規模の経済性に基づく費用の考え方は理解できる。加うるに、社会保障の研究者として、表には出ないが家族の負担となってくる目に見えない重要な費用について軽視することはできない。そこで、筆者も基本的な点では指摘された諸点についてうなずくのだが、次の点は述べなければならぬ。第一点の①②のいずれにおいても、費用削減の効果として、具体的な数値をあげている。こうした数値をあげることは、一見すると、我々にわかりやすく、理解しやすいようにも思われるが、注意を要する。どのような費用関数を前提とした上でそうした数値が算出されたのか、また、どのような根拠に基

かを理解しない限り、本当の事柄はつかめない。西村教授は、在宅ケアサービスを必要とする要因として、①在宅ケアの意義の理解度、②家族・世帯の構成、③所得、という三つをあげている。そして、そうした点をあさった上で、わが国の現状において、もしも在宅ケアを推進する政策を遂行するならばどうなるかを述べている。一方で、自己負担でケアサービスを購入できる層にとっては在宅ケアの充実につながるが、他方で、それとは逆に、低所得であるため、それができずに、結局家族による介護を強制することになると懸念している。

とはいえ、報告論文の別の箇所において、それぞれ次のように述べている。

「筆者は在宅ケアの意義を過少に評価しようというのではない。要介護老人の幸せは、単純にそれに要した費用の多寡によって判断されるべきではなく、欧米の経験から見ても、寝たきりをなくすという意味からも、また老人のQOLを高めるうえからも意義のあることである。」

「だからといって在宅ケアの充実によって、老人医療費の伸びを抑制する努力は怠るべきではない。」

### 三 コメント

二において、討論者の立場で、報告者の報告内容を要約してみた。次にこの三において、そこに要約された内容に基づきながら、コメントを行いたい。筆者は経済学に立脚しながら社会保障を研究している一研究者として西村教授の報告に対する討論者をお引き受けし

づいて報告内容にあったような数値が用いられたのか。報告論文には、その点に関する具体的な説明がなかった。その点が気になる。というのも、そうした説明が行われない限り、主張される内容に関する説得力が弱くなるからである。

次に、第二点に関するコメントを行おう。在宅ケアを推進する政策も、その社会内の各世帯の状況を十分に把握し、それに及ぼす影響を十分に把握しない限り、やり方を誤ると、場合によっては、指摘されるような両極分解を起こし、結局は家族による介護を強制することにもなりかねない。しかし、西村教授自身、本稿でも引用したように、報告論文のある箇所において、在宅ケアの意義を認識しており、また、在宅ケアの充実によって老人医療費の伸びを抑制する努力を怠るべきではないとしている。だとするならば、そうした在宅ケアをどのように実施していけば、指摘されているような問題を起こすことなく、高齢化に対処できるのであるのか。最後の「むすび」の中で、西村教授は現在厚生省によって進められているゴールドプランについて批判している。その部分に続けて、どのようにすべきかについての若干の叙述はあるが、討論者の筆者としては、指摘された問題を回避した上で、意義あると認識し、費用削減のためにその充実を努力すべきであるとされている在宅ケアの供給のあり方と費用負担のあり方についてどのようにすべきかを教えてほしい。今後の高齢化社会における高齢者医療・介護のあり方を考える一研究者としてはその点についてどうしても知りたい。雑駁なものではあったが、以上をコメントとしたい。

# 総括

藤井 隆  
〈慶應義塾大学〉  
加藤 壽延  
〈重信重大学〉

## 総括 I

藤井 隆

「人口」を量、構造、分布、そして成長、構造変動、移動などの問題として取り扱うのは「人口学」の課題であった。

「経済学」における人口の取り扱い、次の二つの点で特色づけられていた。

第一に、古典派以来の方法は、人口を労働時間としてみて、「労働時間」をいかに「商品に転換」するかが中心的課題であった。

第二に、人口を時間としてでなく、量としてみたのはケインズ経済学以後である。

労働は「労働者数」として、雇用・失業という形で取り扱われたので、人口と労働者数との関係「労働力比」が問題であった。成長理論においても、雇用との関係が問題で、人口成長率は労働力比所与で技術進歩率などと共に成長率と対比されてきた。消費関数においてさえ、人口は明示的に導入されていたとはいえない。

「同じくマイナス教育に投入された総時間」を国民有効時間 (efficient time) として教育の効果をみるなどの試みがされる。

人口論的にいえば、再生産所要時間と経済水準向上所要時間の別ということでもある。「時間の密度」(人口の知識装備率)、「時間の深さ」(人口とアメニティ指標) など、すべて今日の政策ツールである。

第二に、人口を「数」で取り扱うとするとき、失業というより、更に大きくは今日の「地球環境問題と人口爆発」といった巨大課題がある。「子供を持ちたい意向」をいかにして経済社会に「内生化」してこれに対応するかというのは、まさに今日の課題である。

加えて「経済難民」の問題など「E.C」の死活を制する政策課題であろう。人口の移動を人口としてだけみるのではなく、ヒューマンセツルメントの再配置とみるならば、産業や都市の再配置と対応する課題となる。また緑のセツルメントとの関係でこれをみれば今日の環境問題の一環である。

学会が人口問題をいう以上、こういった経済政策上の新しい理論展開や時代の課題を避けては通れない。

第三には、これこそ経済政策学会の中心的課題と人口学の関係とということになるのだが、人口のこの量的、構造的、生成や分布の変化が、「政策意志の決定過程」「政策の方法」そして「政策の実行過程」にどういう相互関係をもつかという課題である。

人口動態と制度・体制の課題であると同時に、それは世界的課題という以上に、身近な行政改革や民営化、地方分権化といった国内の経済政策課題の筈である。

労働力比は、経済政策というより社会政策の課題であった。適度人口論なども経済政策の課題として成熟していったとはいえない。

したがって、日本経済政策学会として、「人口と経済成長」「人口と社会保障とくに医療」という課題を取り上げ討議したことはそれなりの成果である。

だが「人口と経済」という立場でなく「人口と経済政策」という立場でみるとすれば、もっと別の視点や視野があった筈である。三つの視点からこれを見ておこう。

第一に、古典派からの流れでいえば、人口を時間で捉えることから来る経済政策の課題がある。「国民総時間」「市民総時間」(人口×二十四時間)のうち労働時間だけを取り上げても、「時短問題」「余暇問題」などの課題を生んでおり、「ライフデザイン」「情報・知識生産」など総時間をいかなる「経済財」「生活水準」に「転換」するのかが問われている。

「社会保障」だけでなく「教育」もまた次のようになってくる。「国民総時間」だけでなく「教育」もまた次のようになってくる。「国民総時間」(effective time)として医療と経済発展を考える。

以上の三つのポイントは「人口と経済政策」というとき、避けられない学会の共通課題として、今後の研究活動に引き継がれていなくてはならないであろう。

だが、最後にもう一つ学会が脱皮すべき大課題がある。人口を量あるいは数として捉えることからくる既成観念あるいは、人口を雇用者と失業者に分けるという発想のものは、人口を資本

人口を雇用者と失業者に分けるという発想のものは、人口を資本

家と労働者に分けるという発想と基を一つにしている。経済学では経済競争からの脱落者は、社会保障の対象として、政府に委ねると二分法を取るという仮定もないではない。だから今日の報告を批判する積りはないのだが、「人口と経済政策」と経済政策学会がいうときには、このような既成観念や前提からは一刻も早く離脱して、発想の転換を計らなくてはならないであろう。

わが学会は、現実の経済社会の発展を研究し、その促進をするための学問研究を目標とする実践的学会である。未然に備える研究をすすめて付託に応えていかなくてはならない。

この共通論題のセッションを契機として一層の前進を期待して総括とする。

## 総括 II

加藤 壽延

「人口高齢化」は、いうまでもなく出生率の長期的低落傾向の結果であり、その低落傾向に歯止めがかかるまで持続される現象であ



る。今回の報告および討論は、いずれもが結果として「高齢化」し、またし続ける人口構造の社会に経済政策が如何に対応し得るかの点に限定された。出生力低下問題に対する発言権は、人口現象を主題にする学会にしかないであろうか。出生力水準の決定にかんする論議は、国際人口学会や日本人口学会の研究を瞥見しても、経済学・社会学・人口学の各分野から接近されている。「人口高齢化」を窮極的に解決するための経済政策論を、正面から論攻する姿勢があってもよかつたのではなからうか。

日本経済政策学会は、学会員の共有財産の一つとして、野尻経済政策学体系を有している。野尻経済政策学にあつては、各個別の「経済政策論」を理論的に成り立たしめるものとして「基盤経済政策」領域を設定されている。この領域の主要分野の一つが「人口」なのである。人口の再生産構造が安定的・循環的に機能している限り、各個別の「経済政策論」は、伝統的領域の枠内で課題の攻究が許される。

本年度の共通論題は、その安定的・循環的な機能が長期的にくずれてきた結果の「人口高齢化」なのである。したがってこの場合、基盤経済政策の攻究対象の人口において、なかんづく出生力水準の低落傾向にたいする歯止めの論議があつても、経済政策学の発展のためにも必要だつたのではなからうか。誤解を避けるために別言するならば、理論展開の条件として位置づけてきていた人口変数が、現実的な作用変化を通じて、理論展開のうえで強い制約要因として機能しているがゆえに、それを如何に内生化するのかの問題でもある。個別分野の経済政策論の多様な展開が試みられる動向があるい

ま、その研究成果をみりあるものにするためにも、この古典的理論問題を新しい課題として積極的に論じる必要があつた。このような課題があつたからといって、大会当日のそれぞれの報告と討論が無意味だつたというのではない。その真摯な内容は、いずれも内容豊富なものであり、経済政策学会の知的共有財産が増えたことを、会員と共によこびたい。

## 〈自由論題〉

### 出生促進政策と税制の関係

#### 一 はじめに

「一・五七ショック」以来、育児環境を整備するための施策が重要な政策的課題となつたが、児童手当の大幅な拡充が困難だとすれば、景気浮揚策としての意味ももつちうる、子育て支援減税が代替的な政策として考慮の対象となる。実際、フランスでは一九四五年の税制改正の際に担税能力に応じた課税を図るという意図とともに出生を促進する意図をもつて「家族除数」が設けられた。ヘルギーも最近「夫婦除数」の制度を導入し、ルクセンブルグ、カナダ、シンガポールでも出生促進的な意図をもつた税制が実施されていると言われる。また、Pechman and Englehardt (1990) の国際比較によれば、わが国における基礎控除は先進一カ国の中で多いが、児童扶養控除は少ないので、出生促進的な方向で税制を改正する余地は十分あると思われる。無子の場合、共稼ぎ家庭に比べて片稼ぎ家庭の税負担が重いようなので第一子の出生を促進するとすれば、改善が必要かもしれない。逆に、共稼ぎ家庭の出生を促進するとすれば、保育費控除が必要かもしれない。そこで、本研究では実証分析に基

づいてわが国における出生促進政策としての税制の可能性を検討する。

#### 二 税制の出生促進効果に関する先行研究

理論的考察は Mirrlees (1972) や Cigno (1986) に譲り、出生促進政策全般の効果に関する実証分析結果の検討は拙稿(小島、一九八九)に譲り、ここでは税制に関する実証分析結果のみを要約する。マクロ・データに基づく多変量解析として、Lloyd (1974) による北米諸国のブルド・クロスナショナル・データに基づく研究があるが、児童扶養控除は出生力に有意な効果をもたないことが示された。また最近 Whittington et al. (1990) が米国について、Zhang et al. (1992) がカナダについて時系列分析を行い、人的控除等の税制上の優遇措置が出生力に対して正の効果をもつことを見出した。他方、ミクロ・データに基づく多変量解析としては、米国における負の所得税の実験に関するものがあるが、Cain (1977) が有意な効果を見い出せなかつたのに対して、Kealey (1980) は白人(負)とヒスパニック(正)で逆の効果を見い出した。また、Blau and Rob-

小島 宏  
〈人口問題研究所〉

表1 夫婦の属性別にみた相対出生確率と子供数のオッズ比

独立変数 カテゴリー	出生確率の比例ヘザード分析				オッズの二重ロジット分析		
	第一子	第二子	第三子	第四子	理想児3+	予定児3+	理想>予定
結婚年							
1960~67	1.00	1.00			1.00		1.00
1968~72	1.18	1.13			0.98		1.02
1973~77	1.16	1.31			0.89		0.75
1978~82	1.10	1.17			0.62		0.41
妻の結婚年齢							
16~19	1.03	0.89	1.20		1.15	1.39	0.72
20~29	1.00	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00
30~49	0.75	0.70	0.46		0.76	0.34	1.95
結婚形態							
見合	1.13	1.07					
恋愛	1.00	1.00					
夫の職業							
農業	0.82		1.66		1.23	1.96	0.49
自営業	0.98		1.46		1.20	1.43	0.86
その他	1.00		1.00		1.00	1.00	1.00
妻の学歴							
中卒	1.00				0.77		0.77
高卒	1.00				1.00		1.00
短大・大卒	0.91				1.19		1.11
妻の就業状態							
フルタイム	0.84	0.95	0.73	0.55	0.89	0.79	
パートタイム	0.96	1.10	0.68	0.84	0.78	0.70	
自営業・内職	1.05	1.09	0.84	0.84	1.01	0.94	
非就業	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
夫婦年収							
200万円未満	0.90	0.99	0.94	1.04	0.79		0.93
200~400万円	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		1.00
400~500万円	0.98	0.97	0.73	0.74	1.04		1.21
500~600万円	0.97	1.02	0.95	0.50	1.13		1.05
600万円以上	1.03	1.14	0.94	1.16	1.38		1.30
持家への援助							
親の土地・家	1.29	1.30	1.35	0.61	1.58	1.69	
親の資金援助	1.21	1.12	0.95	0.61	1.06	1.06	
親の援助なし	0.99	1.03	0.90	0.60	1.05	0.94	
親の住宅借	1.12	1.24	0.94	0.53	1.11	1.09	
借家	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
DID区分							
非DID	1.05	1.05		0.73	1.17	1.15	
DID50万未満	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00	
DID50万以上	0.91	0.90		0.59	0.86	0.87	
地方							
北海道	1.10	1.14	1.37	0.51	0.93	1.18	0.99
東北	1.23	1.01	1.44	2.16	1.24	1.53	1.00
関東	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
中部	1.08	1.11	1.32	0.92	0.99	1.32	0.83
近畿	1.11	1.29	1.09	1.48	0.95	1.15	0.88
四国	1.13	1.17	1.25	1.26	0.89	1.17	0.86
九州	1.17	1.30	1.74	1.87	1.31	1.93	0.80

ins (1989) は、保育費控除が就業している有配偶女子の出生確率に對して弱いが正の効果をもつことを見出し、Whittington (1992) も扶養家族控除が夫婦の出生確率に對して同様の効果をもつことを見出した。

### 三 わが国における税制の潜在的な出生促進効果

表1は一九八二年に人口問題研究所が実施した「第八次出生力調査・夫婦調査」(厚生省人口問題研究所、一九八三)のデータの分析結果である。左側の四列が第一～四子の累積出生確率の比例ヘザード分析の結果を示し、右側の三列が理想児数三人以上、予定児数三人以上、理想児数による予定児数の超過のオッズの二重ロジット分析の結果を示す。なお、有意な独立変数についての結果だけ示してある。税制に関連する独立変数のうちで夫婦の年収は第一～四子のいずれの出生確率に對しても有意な効果をもち、所得税制改正による可処分所得の変化が潜在的な出生促進効果をもつことを示す。特に、中位の所得より若干高い所得をもつ階層における第三子の出生確率が低いことからこの階層に對する所得税制上の優遇措置が出生促進的効果をもつ可能性がある。また、親の土地・家に居住する夫婦に比べてローンで持ち家を購入した夫婦や住宅・借家に住む夫婦の第三子の出生確率が低いことからローン減税強化や家賃控除が出生促進的効果をもつ可能性もある。ただし、親の土地・家に居住する夫婦を増やして全体の出生力を高めようとするれば、贈与税ないし相続税に關する制度を改正するという可能性もある。親の土地・家に居住することによって住宅費の節約の恩恵だけでなく保育に對する援助

の恩恵を受けていることが第三子の出生確率を高めているとすれば、保育費控除にも出生促進的効果があるかもしれない。このことは就業している妻で第三子の出生確率が低いことによっても示唆される。他方、理想児数が三人を超えるオッズは低所得層で低く、高所得層で高いが、予定児数が三人を超えるオッズについては所得による有意な差がない。高所得層と中位より若干高い所得をもつ階層で理想とする数の子供をもてない可能性が高いので特に後者に對する所得税制上の優遇措置が出生促進的効果をもつ可能性がある。また、親の土地・家に居住する夫婦に比べてそれ以外の夫婦が子供を三人以上もつ可能性が低いのでローン減税強化や家賃控除に出生促進的効果があるかもしれない。さらに、妻がフルタイムやパートタイムで就業する場合に子供を三人以上もつ可能性が低いので保育費控除に出生促進的効果があるかもしれない。

この表には示されていないが、理想児数が予定児数を上回る者が選択した、超過の理由についての二重ロジット分析も行った。「教育費が高い」を選択するオッズはパートタイム就業の妻、低所得層、持ち家に親の援助を受けた夫婦と住宅に住む夫婦で高い。子供の教育費を得るためにパートタイム就業することが多く、低所得層で教育費の相対的負担が重いとすれば、教育費控除が出生促進的効果をもつ可能性がある。持ち家に親の援助を受けられたり、住宅に住めたりするような夫婦は上昇志向が強く教育費を相対的に多くかけるとすれば、やはり教育費控除が出生促進的効果をもつ可能性がある。また、「子育ては一般的にお金がかかる」を選択するオッズはパートタイム就業の妻と低所得層のほか、非就業の妻でも高く、妻

が非就業の夫婦に対する扶養児童特別控除のようなものが出生促進的効果をもつ可能性がある。なお、以上で検討した政策関連変数の間には交互作用があると思われるので注意を要する。

#### 四 おわりに

今後の課題としては、交互作用の影響のほか、税制による妻の就業行動に対する影響を通じた出生行動に対する影響を検討することがある。また、米国やカナダについて行われたようなマクロの時系列データに基づく重回帰分析を行うことがあろう。この結果をミクロ・データに基づく結婚時期別の分析結果と比較することにより社会経済変動に伴う租税負担の変化が出生力低下に与えた影響を探ることができるかもしれない。ゆえに、公的年金制度が賦課方式に近づけて子供の（将来の年金基金の拠出者としての）公共財的性格が強まるので、年金制度との関係でも出生促進的税制を検討する必要がある。

#### 引用文献

- Biau, D. M. and P. K. Robins (1989) "Fertility, Employment, and Child-Care Costs," *Demography*, Vol. 26, pp. 287-299.
- Cain, G. G. (1977) "Fertility Behavior," H. W. Watts and A. Rees (eds.), *The New Jersey Income-Maintenance Experiment*, Volume III, New York, Academic Press, pp. 225-249.
- Cigno, A. (1986) "Fertility and the Tax-Benefit System", *Economic Journal*, Vol. 96, pp. 1035-1051.
- Keeley, M. C. (1980) "The Effects of Negative Income Tax

Programs on Fertility," *Journal of Human Resources*, Vol. 15, pp. 675-694.

厚生省人口問題研究所(一九八三)「昭和五七年第八次出生力調査報告I——日本人の結婚と出産——」厚生省人口問題研究所。

小島宏(一九八九)「出生促進政策の有効性」『人口問題研究』第四五巻第三号、一五—二四頁。

Lloyd, C. B. (1974) "An Economic Analysis of the Impact of Government on Fertility," *Public Policy*, Vol. 22, pp. 489-512.

Mirrlees, J. (1972) "Population Policy and the Taxation of Family Size," *Journal of Public Economics*, Vol. 1, pp. 169-198.

Pechman, J. A. and G. V. Engelhardt (1990) "The Income Tax Treatment of the Family," *National Tax Journal*, Vol. 43, pp. 1-22.

Whittington, L. (1992) "Taxes and the Family," *Demography*, Vol. 29, pp. 215-226.

—— et al. (1990) "Fertility and the Personal Exemption," *American Economic Review*, Vol. 80, pp. 545-556.

Zhang, J. et al. (1992) "The Effect of Tax-Transfer Policies on Fertility in Canada," Paper presented at the 1992 Annual Meeting of the Population Association of America, April 30-May 2, Denver.

## ソ連の人口動態と投資政策 一九七〇—八〇年代

保坂 哲郎

〈高知大学〉

### はじめに

ソ連型経済システムの危機の深化と崩壊という過程を人口動態と労働力問題と投資政策との関連の視角から考えてみる。分析では共和国間格差問題を考慮する。

#### 一 戦後の人口動態の推移

戦後のソ連は六〇年代に高度成長と急激な人口増加があるが七〇年代以降は逡減傾向を見せる。

a. 絶対数の増加を見ると五〇年代—六五年が三二〇—三九〇万人増加でピーク、それ以降は二〇〇万人台が続き一九八七—八八年に若干増加する。増減率で見ると六八年までは一コンマ台、それ以降は一コンマ以下、八八年に若干上昇する。六〇年代までは農村人口も増加したり減少したりであるがそれ以降は減少基調が続く。

b. 六〇年代後半から農村での人口減少は増え都市への社会的移動と農村人口増加率の低下がある。

c. 都市化のすすむバルト・スラブ地域(Ⅱ人口増加率の逡減)と都市化が緩慢で小都市化傾向がある中央アジア地域(増加率は高い)が対照的である。イスラム圏では「人口爆発」現象(死亡率は

低下したのに出生率は低下せず)が見られる。バルト地域では低出生・死亡がさらに進むが婦人の社会進出と家事労働、農村での個人副業経営と労働負担は重い。

d. 社会動態的には全般的に人口の都市集中、ロシア人の居住地域拡大(都市基幹技術者としての役割の拡大が続くが、最近ではイスラム圏から撤退し、バルト地域において増加する傾向があった。

#### 二 労働力に関する状況

戦後、就業者総数は総体的に大きな増加を見せ、七〇年代に急増(総雇用増も七〇年代前半に大きく増加)するが八〇年代には急減する。傾向的に就業率の上昇が見られ、ほぼ「限界」に達する。特に婦人の就業率は高くなる。

六〇年代には都市・農村の人口増加(労働力増加)があるが六〇年代後半から七〇年代に都市人口の増加(労働力増加)Ⅱ農村からの移住となる。農村人口の高齢化・労働力不足(バルト・ロシア等)、やがて都市においても就業参加率が「限界」に達し「労働力不足」になる。中央アジア地域では逆に都市化・工業化が進まず農村での「余剰労働力」が顕在化する。

他面、就業者構造の転換が進まず農業部門の就業者はなかなか減

少ない。

(a)職業・階層別構成の変化はコルホーズ員の減少、労働者・職員  
の増加、国営企業就業者の増加がみられ、(b)(国営企業の)産業別  
就業構造に関しては、絶対数では増加するが比率的に低下する工業  
・農林業・交通、絶対数・比率とも低下する「国家・協同組合・社  
会機関の管理部門」、絶対数・比率とも上昇する「商業と社会的給  
食」、「住宅・日常サービス」、「保健・スポーツ・社会保障」、「教育  
・文化芸術」、ほぼ横ばいの通信・建設・科学の諸部門に区分できる。  
全体的には一、二次産業より第三次産業分野の増加傾向が見られる  
が、コルホーズ員を含めると二〇%をしめる高い農業従事者比率、  
増加傾向が見られるとはいえ比率の低さの目だつ第三次産業分野が  
特色といえる。

共和国別に就業構造(コルホーズ員を含む)を見ると、工業人口  
比の高いスラブ・バルト諸共和国、農業人口比の高い中央アジア  
(カザフを除く)、ザカフカージア(アルメニアを除く)に区分で  
きる。企業間流動性の高さ(年間約二〇〇〇万人といわれる)、当  
該システム特有の「企業の子備労働資源保有志向」の強さのため、  
七〇年代以降、就労者総数の増加にもかかわらず、「外延的」高度  
成長志向経済は絶えず強い「労働力不足」に付きまといわれる。少数  
の基幹技術者を支える膨大な補助労働力の組合せという労働力編成  
方式をかえて、効率化、改革が迫られる。さらに工業力が集中した  
ヨーロッパ地域の「労働力不足」とイスラム圏地域の「労働力過  
剩」の併存がある。

用の弾力化(バート・タイマー、家内労働の活用等)を改善するか  
が政策上の問題となってきたが、長い論争の末に結果的には折衷策  
で終わった。

教育政策の「科学技術革命論」に基づき理工系統の高等教育・専  
門技術者養成が重視されたが、産業活動面の構造転換と合致せず、  
「過剩」となり若手技術者に不満がうっ積した。

## 五 産業構造高度化投資政策

封じ込め・軍拡圧力、国内的には対抗的に形成・肥大化し、自己  
の既得権益・特権を保持し続けようとする官僚層・企業管理者層・  
熟練労働者層が反対圧力となる。

システムが企業、経営者、労働者個人に内部的に省資源的な改革  
を進めるメカニズムを持たず、連邦―共和国―地域の自主的改革の  
地域的發展でも同様であった。「統制経済」であることがソ連型シ  
ステムの最大の限界である。

機械製作と石油・ガス採掘に投資の中心はおかれてきた。石油輸  
出等の貿易を通じて、外貨獲得―食糧等の輸入・高度技術生産財の  
輸入が図られたが、石油の価格低落もあり高度化を促進できず、労  
働力不足を改善できなかった。地域的には労働力不足のヨーロッパ  
・シベリア地域へ投資が集中した。ゴルバチョフの加速化は機械加  
工部門、ヨーロッパ地域への集中的投資(再編、改良)をはかる戦  
略であった。結果的に国民生活の悪化・危機と人口再生産自体の危  
機の深化が進み、ソ連「社会主義」の大危機に至った。

## 三 婦人労働者の地位と家族問題

男女平等な教育を受けながらも実際の労働力編成の中では婦人勞  
働力は總体的に低賃金部門、低賃金職階に集中している。

(a)共和国別にも賃金格差が存在し、(b)工業化が進んだ地域・共和  
国(バルト)でも男女賃金格差は固定化している。婦人労働者の地  
位は底辺に固定化する傾向がある。

ブレンジネフ時代にはコルホーズに縁辺労働力が参加し全就業者中  
に婦人が包摂されるという前進的点が見られるが、婦人が圧倒的比  
率をもつ部門は平均賃金が低く等級格差が小さい部門である。

他面、消費財、耐久消費財生産の未発展、社会的共通資本への投  
資も不十分な額でしかなく、膨大な労力を必要とする家事労働の大  
半の責任は婦人に帰せられ、住宅の未発展も重なって婦人の負担は  
きわめて過重なものである。総体としての家事労働負担の重さと職  
場における底辺・低賃金労働への「集中」とは裏腹の關係にあり悪  
循環になっている。これらは出生率低下の大きな要因となる。ここ  
には都市的生活の確立に伴う「近代化」の側面、核家族成立―小  
出生・死亡―の面(大家族から核家族へ)と、他方、都市的生活  
様式の確立が不十分な面とが合わさって出生率抑制・高い幼児死亡  
率現象等が見られる。双方が出生率を抑制している。

## 四 労働力不足対策

男女平等な「労働者化」を保障する社会的諸条件(保育施設、職  
業訓練等)をさらに整備するか、家庭への補助増強と婦人労働力利

# 人口動態・高等教育・経済政策

— 対極にある日本・スウェーデンの比較 —

森 田 寿 一  
〈大阪経済大学〉

## 一 はじめに

現代社会経済制度の典型はマクロ・ミクロ各コーポラティズムのスウェーデンと日本である。前者は低失業率と隔絶した福祉を保ってきた。小論の主目標はスウェーデンの七七年以降の高等教育改革を橋頭堡としたポスト福祉社会の極めて原理的な仮説である。他方、日本の企業社会は学校教育を従属させ、労働のフレキシビリティを誇ってきたが、人口高齢化、日本的経営の見直しから制度改革が求められている。付論に日本の現状を対置する。

## 二 スウェーデンの高等教育改革と現状

### (1) カリキュラムの改変

七七年改革の特色は五学群、年限一〜五年半、約一〇〇に細分した学部課程 (study programmes) または lines。異種 sub-lines をとらないと卒業単位にはならない) の徹底的な職業指向性と課程終了者再教育を含むリカレント教育用独立単科コース (separate single-subject courses) の創設である。

四目的の一つに大学・労働市場・研究機関の緊密化があり、全体

目的は地理的・社会的な大学の開放である。職業的学部化と sub-lines の一層の特化が質の低下なしに高等教育を拡大・開放した。単科コースは後述の如く現在戦略的の制度になっている。卒業資格は lines の一二〇単位以下に University-Certificate (U. C.) 以上に Bachelor、一六〇単位以上に Master、単科コースもコア六〇単位以上を含むと同じ。

六四%の単科コース学生のストックホルム大を除いて、他の伝統的六大学と地方カレッジ大は line 学生率が高い。lines のフレキシビリティ化、単科コースの体系化の改良が続く。ス大経済学科のマクロ、ミクロコース等、数教科目のセット化に、単一教科に元からある入門・中級・上級コースを加え、一年半の最低必要年限、六〇単位のコースはその例である。これが近年、パート型と六〇単位コアに他分野六〇単位を加え一二〇単位単科コース Bachelor の再導入も促した。lines と単位コースを、フル、パート両型学生と組み合わせると、小稿目標を後のモデルで描くことができる。

### (2) カリキュラム改変の実際と就職

① lines を履習しながら必要単位数以下の者の動向がこのモデルの核心だが、最低必要年限三年半七セメスターのス大経済学科の四

年半九セメスターの数字例をみる。卒業必要単位一四〇・九セメスターの卒業率三七・六%。一人を除いて残りは変化する。最大は一年次中断を含めて退学、次がパート化も含む再一年次からの転学科と二年次後からのこの line のパート化、最後に単科コース化。EC 加盟予定は卒業資格明示の必要性を高めているようである。

新一年初回登録者は高卒ストレート組も就職経験者もこのように大半フル・タイム型として入学、一・二年で多くが一端退学する。それは生活費の奨学金が単位不足から中止されたり、貸与分は返還されねばならないので、数年の短期間に全単位をとる自信がないことと、lines の変更による。そのうち多くが年をおいて、主にパート型として再入する。

全国で lines の卒業率は異なり、新一年生の七年一四セメスター後でみると、一二〇単位以下で高く、技術・経済系は低い。全新生の卒業率は約五〇%、近年低下傾向にあり、次の概数で推移する。新入生 175,000、そのうち lines 40,000、単科コース 35,000、一年次初回登録者 45,000、全卒業生 30,000。②フル、パート・タイム両型とも三五歳位まで卒業一回目の就職は同条件で雇用される。低年齢のフル・タイム型は比較的早期に卒業後一回目の職につくのと、その後にもパート型になり専攻を深めたり、第二・三の専攻をとり、高転職率のこの国でもその率は高い。これはベッカーの言う若年の教育投資の高効率性が将来の転職にも必要なことを示している。元々自発的転職率は高く、六〇年代全平均四〇・五〇%、現在二五%。身分の改善、昇進は転職により、これは人生展開の主要条件である。

表1 学部課程・単科コース・タイム別 '89/'90年学生概数

学部課程 単科コース	(全在学生)フル・タイム		パート・タイム	計	(新入生)
		100,000	27,000	127,000	40,000
	34,000	30,000	64,000	35,000	
計	134,000	57,000	191,000	75,000	

(出所) Higher Education in Sweden, Fact Sheets on Sweden, 1992, The Swedish Institute.

表2 新入生・卒業比率 '87/'88年年齢別概数

年齢	卒業数30,000の年齢別比率 (但し同年)	
		35,500
25-44歳	33,000	47%
45-	6,500	20%
	75,000	100%

(出所) 参考文献 [3].

八五/八六年卒業生二五%の大アンケートから若干の結果を引用する。一、就職に際し、一〇%の者に無用または仕事にとって広過ぎる教科があったが、九〇%が大学教育に満足。経済・経営系では九五%が教育目標の職業分野に就く。二、仕事に就く最大理由はその職業で働きたいからで、専攻分野別で四二・七二%。並んで経済・経営系では身分の改善、昇進機会を捉えるため。三、報酬・賃金

は理由として相対的に小さい。四、卒業後のリカレント教育中の者はむしろ失業経験は少ない。五、卒業後、二〇％は仕事のために大学教育に参加。ここに大学教育と職業・転職の高いマッチング、賃金の小さい役割が指摘できる。

### 三 ライフ・サイクル間移動の意義

職業訓練所と中等後教育が職業教育を担う小国内市場国に多品種生産方式は適さない。高等教育はそれを目指してもいい。また、カリキュラムのフレキシビリティ化もそのために労働のフレキシビリティを求めるのではなく、「より多く、より早い生産・消費」から「より社会的に有用に、より連带的に」という文明・文化の新しい人類史Ⅱ福祉後社会を目指すとは筆者は考える。

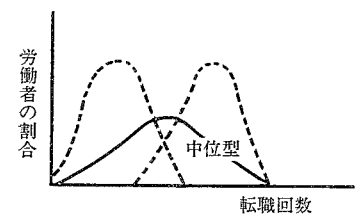
この国の経済政策の中心は周知の積極的労働政策のレーン・モデルによる効率化であった。連帯資金主義による賃金格差縮小を手段にして企業・産業の選択淘汰を通じて、労働力の職種間、産業間、地域間の移動による完全雇用の保障であった。現在、効率優先の労働力移動が労働の人間化Ⅱ雇用保障強化で制約され、失業率もこの国としては高い。労働の人間化を止める訳にはいかない。しかし、上の三移動を支えつつ、加えて本稿の造語であるライフ・サイクル間移動を大学教育によって考えうる。改革目標の一つ地方分権化とリカレント教育の結合は職業訓練所の短期的なマッチング作用以上の効果をもつ。ライフ・サイクル間移動は長くなる生涯に一職業に閉じられないので人間的である。元々レーン・モデルは人口構成の老齢化に備えて一層の高成長を必要とした aging 問題を含んでい

た。この改革はこの国に相應しい。勿論問題はある。卒業率の低さとも合して、二一世紀には三年制以上の課程の卒業者が、人口動態の下、現在の入学者数・率に止まるなら六〇年代ブーム期の卒業者数を更新するだけで、高卒だけで止まる者も含む非卒業者とも交替し、熟練力の加速化をもたらす量を保つことができない。過去一〇年間全課程で在学者は一万弱の増加に対し二万が勧告されている。しかし、去年あたりからの高級技術者からの大学教員ブーム、二五％までを大学独自の基準で新入生をとれることにしたこと、八〇年代 Erosion による拡大に継ぐ単科課程の Bachelor 復活強化はそれに応える動きである。スウェーデン福祉社会も当初は世界から空想視されながら二〇世紀を導いた唯一の実在モデルである。レギュランオニストが労働時間でスウェーデン型を語るのには日本のモデルになってもこの国には遅れた議論である。

### 四 ライフ・サイクル間移動の前提モデルの意味するもの

①モデルは大学在学者を扱い、非入学者との関係は問わない。さらに次を仮定しても現実的である。学生時代の所得は奨学金、アルバイト代、正規職業の賃金であり、放棄所得はパート、フル両型の収入差だが、両者の学業保障の比較から捨象できる。考慮しないが重要な差は年金計算期間である。  
②フル、パート両型のその後の転職率、それに伴う賃金格差の関係統計は未作成で労組が企画中。近い将来、改革効果が現れ、lines

図 転職分布 3 型



単科コース、フル、パート両型を組み合わせた計量モデルを示すこともできようが、小稿はそれに先だち簡単な素描である。  
①期待効用を構成する効用関数、②学生時代の努力、③転職に伴う賃金マーク・アップ率、④学生の収入、また簡単化のため転職前賃金も  $m$  にする。各型学生の効用の関係を一次の偏導関数で表わすと、 $u_1/aw > 0$ ,  $u_1/ae > 0$ ,  $u_2/aw > 0$ ,  $u_2/ae > 0$ ,  $u_3/aw > 0$ ,  $u_3/ae > 0$  である。符号順に学習集中型、中立型、学習分散型である。産業構造変動と転職確率にかかわらず常にモビリティの高いのを望む者と逆の者がいる。中立型の大部分は確率の変化によって両型のどれかに分かれる。次に現実に近い諸条件を考慮しよう。①linesと単科コースはほぼ折半して入学させる。②単科コースは卒業生が少ないので degree を求めないリカレント用とする。③前記(2)にあるように卒業生はフル、パート両型の流れから出て全 lines 生は卒業する。

当然卒業率は二分の一となる。これは図の中位型転職に対応し両端を充ち含む意で人間の多様性を保障している。産業効率化と卒業率・型は相互関係にあるが、機会均等の保障・教育程度を低下させないというミクロのマクロ的基礎ともいふべき条件下、後者は個人の選択の自由にかまかされている。他二型も機会均等・教育程度・産業効率化の三条件の変化と卒業率・型の組合せで決まる。

他方、賃金稼得者の一〇分位階級の最高と最低第二分位階級の税引後一人当たり所得比は一・五、学部間、業種間賃金格差もほぼ同じ。ここに自由・平等・効率が並立する。  
しかし重大な問題がある。八〇年代を通じて、最近の単科コース Bachelor の復活を考慮しても、低下ぎみの卒業率——報告要旨表参照——と低さである。表2にはないが二四歳以下の全体に占める卒業割合はこのところやや上昇しているが依然として低い。詳説しないが、要するに高卒ストレート組と短期就職後の新入生、二四歳以下の若者の degree 取得率が低い。実質重視の青田売りもあるが、キャリアのために転職したい職業の減少と心理的には雇用保障法を要因にあげうる。だから産業構造の一層の転換が必要だが、今後それは汎用的技術分野に限られ企業内教育は重視されない。逆に日本的に労働者を囲うと、少人口国は短期に序列化され浪人さえて、効率と民主主義は崩れるからである。若年卒業率を長期的にあげる努力を強める必要がある。その時にも教育定数とも言える卒業率二分の一は、福祉後の自由・平等・効率を並立させる経済社会の新しい定数とは言えないか。

### 付 日 本

同じモデルで日本の場合を簡単に加える。 $n(w, e)$  は高校生・浪人を含めてそれ以下の生涯段階に現れる。親の所得を  $w$  と  $e$  とし、これが将来所得にもくり返されるとする。親の所得別二階層の各々の学生も上昇志向の結果  $n(w, e) > n(w, e)$ ,  $b < 1$ 。前者の大学合格確率  $\pi$ 、後者のそれを  $\pi'$ 、浪人率  $R$  とすると、不正確だ

が簡単に  $1 - (\pi + \pi^2) = R$ 。現在でも  $\pi < R$  だが、競争対策の精緻化によって  $\pi \rightarrow 0$ 、すなわち合格率の低下は  $\pi$  を下げる。現在でこの層は相当安定志向である。それ故この層の  $R = 0$ 、 $1 - \pi = R$ 。職業・地位、大学の二極分化と上位校の世襲化が、一八歳人口動態、大学側の政策、加えて人口高齢化による労働市場の変化によって一層促進される。

予定討論者東海大永山泰彦教授に感謝します。

#### 参考文献

- [1] Statistisk årsbok 1975—1990, SCB.
- [2] Siffror om högskolan 1—10 1983—1989, SCB.
- [3] Bakgrundsmaterial om högskolan 1989, 1—9, SCB.
- [4] "Occupation after graduation," Student Survey in spring among graduated 1985/86, Statistiska meddelanden Beställningsnummer U29 SM9101, 1990.
- [5] Jana Hejzar, Ekonominjen vid Stockholms universitet-Pi-projekt: Uppföljning och utvärdering av ekonominjen, studie av de antagna ht 84—1989, Stockholms Universitet.
- [6] Claes-Henric Siven, "The Wage Structure and the Functioning of the Labor Market," 1987, C.-H. Siven (editor) Unemployment in Europe Analysis and Policy Issues, pp. 71-97, Timbro.
- [7] Toshikazu Morita, "Ronin and Examinee: The Comparative Effects Between Japanese and Swedish Higher Education Systems on Labor Market and Business Manage-

ment," 1990, on my discussion paper at Stockholms University, Nationaleconomiska Institutionen, He.

## 第一次石油危機以降の日本における失業の深刻度の動向

清水 勝  
〈近畿大学〉

### 一 はじめに

第一次石油危機以降の就業構造は、サービス経済化の進展のもと、女性の労働市場への恒常的な参入並びに高齢化の進行によって大きく様変わりし、その状況は現在も続いていることは周知のところである。このような状況下、日本の完全失業率は先進工業諸国の中では低いものの石油危機以降2%を下回っていない。しかしここで注意しなければならないのは、完全失業者のすべてが深刻な失業者であると言わなければならないことである。そこで、拙稿では、統計数字の取得が可能な、深刻度を表わす代表的な指標として、(1)世帯上の地位、(2)探している仕事の種類、(3)求職理由の三つを選び出し、これらの指標の組合せから完全失業者を失業の深刻度に応じた八つの階層に分類することにより、失業の深刻度を測定しようとするものである。

### 二 深刻度指標について

小稿で取り上げる深刻度の指標は、(1)世帯上の地位、(2)探している仕事の種類、(3)求職理由の三つである。それぞれの概念の定義と意味を見ていこう。

#### (1) 世帯上の地位

世帯上の地位は、大きく世帯主と世帯主以外の世帯構成員とに分けられる。世帯主は一家の経済的支柱であるため、世帯主以外の世帯構成員が失業する場合よりも、世帯主が失業した場合の方が家計はより経済的に困窮する。また、恒常労働力である世帯主の失業率の方が縁辺労働力である非世帯主の世帯構成員の失業率よりも労働需給動向により敏感に反応しよう。

#### (2) 探している仕事の種類

探している仕事の種類としては「主にする仕事」と「従な仕事」(「IIかたわらにする仕事」とがあげられる。「主な仕事を探す失業者」という場合の「主な仕事」とは、各人の生活にとって仕事であるという意味である。従って、その主な仕事は、だいたい正規でないしはフルタイムの仕事となる。それに対し「従な仕事」とは、各人の生活にとって仕事に従であるということであり、具体的には、家事や通学のかたわらにする仕事を意味する。従って、この従な仕事はだいたいパートタイムないしはアルバイトの仕事となる。

主な仕事を探す失業者と従な仕事を探す失業者を比べた場合、当然、主な仕事を探す失業者の方が、就業意欲が大きく、就業に対する緊急度ないし切迫度が高いと考えられるため、従の仕事を探す失

業者より深刻な失業者となろう。

また、恒常労働力の性質を有する主な仕事を探している失業者の方が、縁辺労働力の性質を有する従な仕事を探している失業者よりも雇用情勢の変動に対してより敏感に反応すると見えよう。

### (3) 求職理由

『労働力調査特別調査』では、失業者の求職理由を大きく離職か離職以外（収入を得る必要ないしは学卒未就職）の理由に分けている。前者の離職理由としては、非自発的理由（会社の都合による離職）と自発的理由（自己の都合による離職）および定年がある。

以上で取り上げた求職理由のなかで、より深刻なものは定年を含む非自発的な理由による離職であろう。ここで、非自発的離職による失業が深刻なのは、次の理由による。つまり、非自発的失業者は、会社の経営不振でやめさせられていく人であるため、自発的失業者と違って失業の時期が遅く、失業をなら覚悟できず失業への準備が乏しいからである。また、小池氏の研究によると、一九五六年から一九八二年までの非自発的離職失業者の動向は、労働需給状況の変動に敏感に反応したという。

なお、本稿で用いた主たるデータは労働力調査特別調査報告（一九七五—一九〇年）である。

## 三 失業者の分類

完全失業者の中からより深刻な失業者層を取り出すために完全失業者を次の八つの失業者層に分類できる。

### 代替的失業者の分類

## 四 失業の深刻度の変動要因

### (1) 母体となる労働力人口の推移

代替的な失業者数の変動はいかなる原因によるものであろうか。まず第一の要因として、代替的失業者をもたらす代替的労働力人口の変動が考えられる。例えば、世帯主失業者の増加は世帯主労働力人口の増加によるものであるかもしれない。

そこで、世帯主労働力人口に対する（広義の）世帯主失業者（代替的失業者①、④、⑤、⑦の合計）の比率と、主な仕事をしている労働力人口に対する（広義の）主な仕事を探す失業者（代替的失業者②、④、⑥、⑦の合計）の比率と、世帯主かつ主な仕事をしている労働力人口に対する（広義の）世帯主かつ主な仕事を探す失業者（代替的失業者④、⑦の合計）の比率を見ていこう。男女合計の動向を見ていくと、これら三つの比率ともに、一九七七年から九〇年にかけて労働需給動向の変動に対応して、大幅に変動していることがわかる。従って、これら広義の三指標に関しては、代替的な失業者数の変動は、その母体となる代替的労働力人口の変動によって説明できない。

### (2) 労働需給の動向

ここでは、労働需給状況を表わす指標として、労働の需要と供給を合わせた指標である有効求人倍率とともに、労働需要を表わす指標として非農林雇用者の対前年増減率（『労働力調査』による）と有効求人数／非農林雇用者数を用いた。

男女合計について、これらの需給動向と労働力人口に占める各種

- ①世帯主失業者（主な仕事を探さずしかも非自発的離職失業者ではない）
- ②主な仕事を探す失業者（世帯主でなくかつ非自発的離職失業者ではない）
- ③非自発的離職失業者（世帯主でなくかつ主な仕事を探していない）
- ④世帯主かつ主な仕事を探す失業者（非自発的離職失業者ではない）
- ⑤世帯主かつ非自発的離職失業者（主な仕事を探していない）
- ⑥主な仕事を探しかつ非自発的離職失業者（世帯主失業者でない）
- ⑦世帯主かつ主な仕事を探しかつ非自発的離職失業者
- ⑧単なる完全失業者（世帯主でなくかつ主な仕事を探しておらず非自発的離職失業者でない失業者）

以上のように分類された八つの代替的失業者層のうちで、より深刻度の大きい失業者層とは、どの層を指すのであろうか。ここで、各失業者層についての世帯上の地位と探している仕事の種類および求職理由以外の条件は同一であると仮定しよう。より深刻度の高い失業者は三つの深刻度指標のうちより多くの指標を合わせた失業者層であると仮定すると、代替的失業者層を次のように失業の深刻度の低い順に並べることができる。すなわち、最も深刻度が低い失業者層とは⑧であり、次に深刻な層は①、②、⑥、⑤であり、さらに深刻な層は④、⑤、⑥であり、最も深刻な失業者層は⑦ということになると思定できよう。

代替的失業者数の比率の動向とを比べてみよう。なお、①、③と⑤の代替的失業者数は、少なかつたため、以下の分析から除く。

I期：一九七六年から七七年ないし七八年にかけての需給緩和期に一貫して上昇したのはあまり深刻でない②であり、深刻な⑦、④、⑥については（特に⑦と④はこの期間正反対の動きを示したために）変化の方向を確定できなかった。

通常、需給緩和期には、深刻な代替的失業者率は上昇するものと予想し得るが、全観察期間中この期間だけは、深刻な代替的失業者率は労働需給動向に反応しなかった。その理由は今後の研究課題とする。II期：一九七八年から八〇年にかけての需給の逼迫期に大幅に低下したのは、最も深刻な⑦とあまり深刻でない②であり、かなり深刻な⑥と④も若干低下した。また深刻でない③は若干上昇した。このように、この需給逼迫期には、総じて深刻な代替的失業者層の失業率（⑦および⑥と④）の低下がみられた。

III期：一九八〇年から八三年にかけての需給の緩和期には、上昇幅が最も大きかったのはかなり深刻な④であり、ついで最も深刻な⑦、さらにかなり深刻な⑥も若干上昇した。逆に、この緩和期にあまり深刻でない②は低下し、深刻でない③は変化しなかった。このように、深刻度の高い代替的失業者率（④、⑦、⑥）が需給緩和に敏感に反応して上昇したのであった。

IV期：一九八三年から八六年にかけては、労働需給状況は、緩和基調で推移したものの大きな変化は見られなかった。それに伴い、深刻な⑦、⑥、④はともに大きな変化を示さず、あまり深刻でない②だけが上昇した。すなわち、この需給の安定局面では、深刻度の



高い代替的失業率も変化しなかったのである。

V期・一九八七年から九〇年にかけての平成景気の景気上昇期に、需給は急速に逼迫した。それに伴い、深刻な⑦、⑥、④はすべて大幅に低下し、深刻度の低い②も低下した。この逼迫期に上昇したのは深刻度の最も低い③のみであった。この期間における需給の逼迫化の程度は、第一次石油危機以降最も大きく、有効求人倍率も一九九〇年には一・四にまで達した。それに伴い、深刻な代替的失業率も全観察期間中最も低下したと言えよう。

以上の観察をまとめると、男女合計では、全観察期間を通じて、より深刻度の高い代替的失業率(⑦、⑥、④)は、総じて労働需給状況に敏感に反応した。すなわち、需給の逼迫とともにこれらの代替的失業率は低下し、需給の緩和とともにこれらの代替的失業率は上昇した。他方、深刻度が比較的低い代替的失業率(⑧、②)は全観察期間を通じて労働需給状況にあまり反応しなかった。

次に、男女別に各種代替的失業率の動向が労働需給動向といかなる関係にあるかを簡単に見ておこう。

まず、男子については、労働需給の顕著な逼迫期(Ⅱ期、Ⅴ期)に⑦、⑥や④といった深刻な代替的失業率が低下し、また需給の顕著な緩和期(Ⅲ期)には逆にこれらの深刻な代替的失業率は上昇した。他方、男子でも②、③といった深刻でない代替的失業率は労働需給動向とは逆の動きを示した期間もあった(例えば、Ⅱ期の⑧、Ⅲ期の②と⑩)。

次に、女子については、⑥、④といった深刻な代替的失業率の動向も⑧、②といった深刻でない代替的失業率の動向も労働需給動向

との間には明白な相関関係を見出し得なかった。

## 五 失業対策

以上の観察事実を踏まえて、今日の日本においては、次のような失業対策を導き出せよう。男女合計では、⑦、⑥、④といった深刻度の高い代替的失業率は、労働需給動向に敏感に反応した。すなわち深刻な代替的失業率は、需給の逼迫時に低下し、緩和時に上昇した。そこで、不況時に深刻な代替的失業率が上昇したときには労働需要量の増大をもたらす有効需要拡大政策と労働供給量の縮小をもたらすワークシェアリング政策により、減らすことが可能である。他方、②、③といった深刻度の低い代替的失業率層は、労働需給動向にあまり反応しないため、不況時に有効需要拡大政策やワークシェアリング政策によっては減らすことはできない。

また、性別で見ると、男子では、⑦、⑥、④といった深刻度の高い代替的失業率は労働需給動向に敏感に反応するため、不況時には有効需要拡大政策とワークシェアリングによって減らすことが可能である。しかし、女子では、②、③といった深刻度の低い代替的失業率層が多数を占め、⑦、⑥、④といった深刻度の高い代替的失業率層は少ない。しかも、女子の深刻度の高い代替的失業率は、労働需給動向にあまり反応しなかったため、男子と同じ対策は有効でない。

今後の失業対策としては、景気後退期において、(完全失業率が上昇したときには)男子の⑦、⑥、④といった深刻度のかなり高い代替的失業率を低下させる対策を優先的に取るべきであろう。なお、

女子に多い②や③といった深刻度の低い代替的失業率は、摩擦的ないし構造的な失業者であると考えられるが、これらの失業者層の変動要因および失業対策については、今後の研究課題とする。

### 参考文献

- 〔1〕 経済企画庁総合計局編『失業 その構造と深刻度』大蔵省印刷局、昭和六十三年八月。
- 〔2〕 清水勝「日本の失業——失業の種類と深刻度の測定方法について——」、近畿大学労働問題研究『労働問題研究』第二号、一九九〇年八月。

### 〔謝辞〕

本報告に対し、討論者である中央大学水野朝夫教授から多くの貴重なコメントを頂いた。記して感謝申し上げます。

# 地球森林再生計画と経済政策

福岡 克也  
（立正大学）

## 一 植生遷移の誘導と森林施策

森林は存在することによってプラスの環境便益（状態によって異なるが）を供給する環境資源であり、環境財の給源である。伐期で利用する木材は市場財となり、結合生産の特性をもつ。しかし先進国では、大気汚染と酸性雨の拡大による森林の劣化が顕著になってきている。熱帯雨林と同様に先進国の森林についても、その生態系の能力の範囲内で森林を利用する方向付けと共に、現在ある森林をこれ以上劣化させない科学的な対応が必要であり、加えて森林の取り扱いについての地球規模の国際的取決めが必要な段階になっている。

森林はひとたび経済活動などの影響を受けると、植生遷移の初期段階に逆戻りする性質を有するので、管理は慎重でなくてはならない。頻発的な伐採と植栽ではなく、植生遷移の中断的な繰り返しを避け、植生遷移の初期段階から極盛相へ誘導していく技術的配慮や経済的配慮を払うことを原則としていく必要がある。

人工林の造成においても、現在中央アメリカではトウヒの人工林日本ではスギ、ヒノキの人工林、熱帯林ではユーカリ類などの非常に成長の早い樹種を植え、ニュージーランド、オーストラリア、チ

リなどではラジアータパインを中心とする樹種転換が行われている。しかし、こうした単一樹種によるモノカルチャー的なタイプの人工林のみが拡大することになると、それ自体が森林として規格化されたものとなり、自然林と比較して環境的な弱さを露呈してしまわないとはいえない。

## 二 国際的保安林による森林保護

従って、単一樹種の森林タイプによる施策の独占は危険であり、例えば広葉樹との混交林への誘導などにより、環境的な容量、能力を補強していく必要があると考えられる。現在ヨーロッパにおいては厳密な意味での原生林は存在していない。また、米国の東部や西部においても原生林は非常に少なく、熱帯雨林であっても原生林は著しく減少している。文化的機能を持つ原生林については、種の保存のため、エコロジカルな尺度と人間共通の財産として、国際的な保安林として維持していくべきであろう。当該国の利害にかかわらず、国際的な規模での支援体制によって、これらの国際的保安林を維持していくことが不可欠である。しかし、保護一方だけではなく、森林の質的向上を図ることも必要である。特に低質なモノカルチャー的な森林から、良質で多様な性格や活力を持つ森林への転換

を図ることが不可欠である。

## 三 地球森林再生計画とその政策的基準の選択

地球温暖化防止のための植林、水源かん養のための植林、土壌の保全のための植林といった多様な植林計画が立てられるべきである。特に原野状、裸地状の森林地域での緑化・植林が進められなくてはならない。

自然の浄化能力や再生能力（現実の成長量）を超えた経済活動による利用については、その費用補償を行うことが必要であるが、森林の不適切な施策、あるいは不適切な技術適用のために、森林が損傷を受ける技術的な被害に対しても当然補償措置がとられなければならない。また経済利得のための過剰伐採についても、その補償が行わなければならない。実物または資金で補填の必要がある。

生態系の維持のためには、また長期の地球資産の実体的な保全にとっても、米國、カナダ、ロシアなどの伐採跡地に対しては、伐採面積をより小規模化し、更に針葉樹の伐採跡地に適正な樹種を誘導するための技術的対応が求められる。熱帯雨林では伐採と移動焼畑などにより、既に森林の劣化が進行しているが、自立した農村におけるアグロフォレストリィ方式、輪作方式などを含めた農村一体となった対応が、なお一層促進されていかなければならないであろう。

世界銀行などの融資においても、こうしたエコロジ的な開発方式の導入に対しては、優遇措置がとられてしかるべきである。このような森林再生計画の推進によってのみ、森林のバイオマス純生産力の回復、拡大を図ることが可能となる。こうした森林の再生を図

るためには、その費用負担が国際的に求められなければならない。このための費用負担を基金として積み立て、各国の条件に応じて、エネルギー税、環境税、基金などのさまざまな形によって、この緑化のための国際協力資金を積み立てることが求められていると云える。

### (i) エコロジ基準の導入

森林は、その生態系の形成により、水源の涵養、土砂流出防止、土壌減失の防止、二酸化炭素の固定など大気浄化、野生生物保護などの環境保全効果が大きく、社会の安全を図るための環境財として公共的に保全を行う必要がある。

環境財的に森林を保全する新たな森林経営を實現し、トータルとして地球の森林を再生させる転換を図るためには具体的な森林施策（森林を取り扱う管理の技術）も、これに対応したシステムを整える必要がある。経済的採算ではなく、生態の成立の可否が不可避の条件である。植生遷移の中断的な繰り返しを避け植生遷移の初期段階から、極盛相へ移行していく技術的配慮や、経済的配慮を払うことを原則としていく必要がある。

- a 厳正保全森林経営——生態系のコアの形成、原生林保全
- b 循環的持続森林経営——植伐の均衡、成長量収穫
- c 遷移的改良森林経営——生態的活性力の回復・充実、環境的・資源的価値の培養、多目的利用との並存

以上、a、b、cの区分と経営秩序を明確にする。各国とも共通して、以上の区分のもとで地域別の森林経営を策定

し、その計画に基づいてネットワーク管理を行うものとする。

a 資源・環境培養型森林の造成

人工林などの造成でも、現在中央ヨーロッパでは、トウヒの人工林、日本ではスギ、ヒノキの人工林、熱帯林ではユーカリ類などの非常に成長の早い樹種を植え、ニュージーランド、オーストラリア、チリなどでは、ラジエーターパインを中心とする樹種転換が行われている。しかしこうした同一の樹種によるモノカルチャー的なタイプの人工林は経済性の高いものに限定し、この方式のみが拡大するということになる、それ自体が森林として規格化されたものになつてしまい、自然林に比べ環境的な弱さを露呈してしまわないとは言えない。従つてこういったモノカルチャー的な森林タイプによる地表の独占のみへの志向は危険であり、広葉樹を混ぜた混交林への誘導等によつて、環境的な容量、能力を補強していく必要がある。

b 原生林保全型森林の拡大

現在ヨーロッパにおいては厳密な意味での原生林は存在していない。またアメリカ、ロシア西部においても、原生林は非常に少なく、熱帯雨林であっても原生林は著しく減少してしまつていく。文化財的な機能を持つ原生林については、種の保存、エコロジカルな尺度としても人類共通の財産として、国際的な保安林として保全し、維持していくべきであろう。当該国の利害にかかわらず、国際的な規模での協力体制によつて、これらの国際的保安林を維持していくことが不可欠である。

c 機能的・合目的型森林の造成

しかし、保護一方ではなく、森林の質的向上と活性化を図ること換だけの計画ではなく、環境を再生できる方向に転換すべきである。地方の向上、病虫害の予防のためにも、こうした自然の摂理を使つていく新たな技術開発を進めていかなければならないであろう。とくに、森林生態系と野生生物との共生を図るための、一層の広がりと回廊をもつ森林の造成を進めるべきである。

(2) 森林の環境便益に対するグローバルコスト概念の確立

世界全体で年間四、五〇〇兆円（1ha当り加重平均一二二万円と算定。内訳は水源涵養二〇万円、防災効果四〇万円、大気浄化三二万円、保健休養二〇万円）あると考えられる外部経済を森林破壊によつて失うことは大きな損失である。社会的コスト、グローバル・コストとして、地域的にも地球的規模にも対応されていかなければならないのである。このための経営主体の整備が求められる。

a 所有・経営の分離——適正規模森林経営単位の形成

b 利用権・収益権の確立（農地を含め）

c 信託・委託・分収などを含めた新たな森林経営システムの推進

d 持続可能資源の供給単位ごと、またはその集積を基盤とする資源利用と工業立地システムへの再編

(3) エコロジー財政システムの整備

第一次目標を一九七〇年代初頭のレベルにおき、さらに今後一〇年間に渡り失われると予測されるものを加え、六億ヘクタールの森林を再生させる計画を立てる必要がある。そのための資金約一、二

も必要である。とくに低質なモノカルチャー的な森林から、良質で多様な性格と活性力を持った森林への転換を図ることが必要である。国の木材政策・産業政策のための森林経営の確立、資源の安定供給のための造林、防災造林、地球温暖化防止のための造林、水源涵養のための造林、土壌の保全のための造林といった、多様な造林計画が立てられるべきである。このように森林植生の複雑な保全や利用の方法を発展させていく必要がある。

d 原野・砂漠再生型森林の造成

また、原野状、裸地状の森林地域での緑化造林が進められなければならない。サハラ砂漠などの砂漠拡大防止のための砂漠緑化、あるいはロシアなどの草原における保護樹林帯の造成、あるいはスーダンなどのグリーン・ベルトの造成のように、砂嵐を防止し、アフリカ大陸の北から南へ、南から北へとグリーン・ベルトを中へ拡大していくような、計画的な大規模な植林計画を、国際的協力によつて行つていかなければならないであろう、まさに地球の再生である。

また、異常熱波等の来襲や、土壌の貧困化によつて放置された農地などでの植林や自然農法による播種や農業を進める必要がある。アメリカ東部、北欧、フィンランドなどで行われている樹種転換とともに、熱帯地域の砂漠化した裸地に対する樹林については、世紀的事業として進めていかなければならないであろう。

e 野生生物共生型森林の開発造成

このように多様な樹種構成は、自然の潜在的可能性を拓くことであり、今世紀末までの資源採取一辺倒のもので熱帯林の再生、あるいは先進国における単一樹種のモノカルチャー的な人工林への転

〇〇兆円（1ha当り二〇〇万円、コストの内容は地ごしらえ費、下刈り、植栽、手入れ、除間伐、管理、防災、研究開発などの合計額）を拠出する必要がある。これは二〇〇〇年計画、年六〇兆円で行う場合には、世界のGNPの二割を注ぎ込むことになる。なおこれを四〇〇〇年計画にする場合には、GNPの一割前後に押さえ込むことができるであろう。財源は森林へのグローバル・コストとして、各国の条件に応じて、地球森林再生基金、あるいは地球森林再生分取制度等様々な形態をとり、労働力は緑化のための国際的な協力事業とし、各国の産業おこしとして行うことを提案したい。

参考文献

- [1] 福岡克也（一九八七）『森と水の経済学』東洋経済新報社。
- [2] Schneider, S. H. (1989), *Global Warnings*, San Francisco USA, Sierra Club Books. 内藤正明・福岡克也監訳（一九九〇）『地球温暖化の時代』ダイヤモンド社。
- [3] グループP.A.S.（一九九二）『人類と地球共存の可能性を探る』PHP研究所。
- [4] Brown L. R. (1991), *Seeing the Planet: How to Shape an Environmentally Sustainable Global Economy*, Washington DC USA, Worldwatch Institute. 福岡克也監訳（一九九二）『地球の挑戦』小学館。
- [5] 酸性雨等環境変化と植生問題研究委員会（一九九二）『報告書』地球産業文化研究所。
- [6] 地球環境の変化に対応する地球森林再生計画研究委員会報告書（一九九二）『報告書』地球産業文化研究所。

## 競争と産業間資源配分

—— 参入・退出と資源配分 ——

箱 田 昌 平  
〈近畿大学〉

### 一 はじめに

本報告は企業が産業を越えて競争することが、産業構造の変化や経済成長にどのような影響があるか、そしてこの資源の参入・退出を阻止するものは何かについて分析する。まず、一九八社の売上高構成比を二桁・三桁に分類して、それを産業ごとに統合したマトリックスを作成する。縦には企業の売上高を産業毎に配分して、所属産業に統合する。横にはその産業がどの産業から参入されているのかどうかを示される。対角線には本業の売上高、それ以外は他産業への多角化・参入売上高が示される。本分析はこの一九八社からなるマトリックスの変化を産業構造の変化として分析する。

ここでは、対角線以外企業が産業を越えて多角化・参入したもので、それが産業構造を変化させて経済成長をも促進するものである。

### 二 産業構造の変化と経済成長

前述のマトリックスを利用して、製造業の成長と企業の多角化・参入について分析する。製造業の成長をマトリックスの対角線の本

業によるものと、それ以外の多角化・参入による成長とに区分する。この成長率を二桁・三桁について計測した。第1表は三桁について示したものである。二桁では分析期間の平均の本業成長の貢献比は八五%で多角化・参入のそれは一五%である。表の三桁では本業成長の貢献比は七〇%で多角化・参入のそれは三〇%である。

このように、本業が成長するだけでなく効率の悪い分野から良い分野へ資源が移動することが、産業構造の変化だけでなく経済成長を促進させることが明らかとなるであろう。

### 三 産業間資源配分と範囲の経済性

企業の多角化・参入すなわち産業間資源配分と競争について分析してみよう。企業は所属産業によって多角化・参入の機会が相違する。多角化・参入には障壁が存在して、それが所属産業毎に相違するからである。まず、生産財ではその財を使用する産業の拡がりが大きく、消費財ではその拡がりは原料・生産財の購入産業に限定される。したがって、前者はその関連から市場規模が大きく、消費財は比較的市场規模が小さい。

成長産業が生産財産業に存在すれば、その産業ではその関連性が

第1表 三桁の成長と参入

(単位：%)

期 間	成長率		成 長 率
	産業成長の比 貢献	参入成長の比 貢献	
1960~65	71.51	28.49	93.59
1965~70	75.35	24.65	136.38
1970~75	71.27	28.73	82.06
1975~80	65.12	34.88	63.08
1980~83	75.99	24.01	15.04
1983~88	65.04	34.96	13.53

(資料) 有価証券報告書。箱田〔6〕参照。

ら範囲の経済性が広く、参入障壁が少なければ市場はコンテスタブルとなつて、企業の分布いかにかわらず競争的となる。その産業では成長が本業による成長に加えて参入した資源によって加速される。しかし、生産財を購入する消費財の市場規模が小さいので、その参入規模が限定されるためにその前者への参入は競争圧力として作用しない。したがって、成長する生産財産業の成長は、自らの資源によらなければ、あるいは、同産業の企業間競争によらなければならぬ。

### 四 産業構造の変化と参入・退出の類型

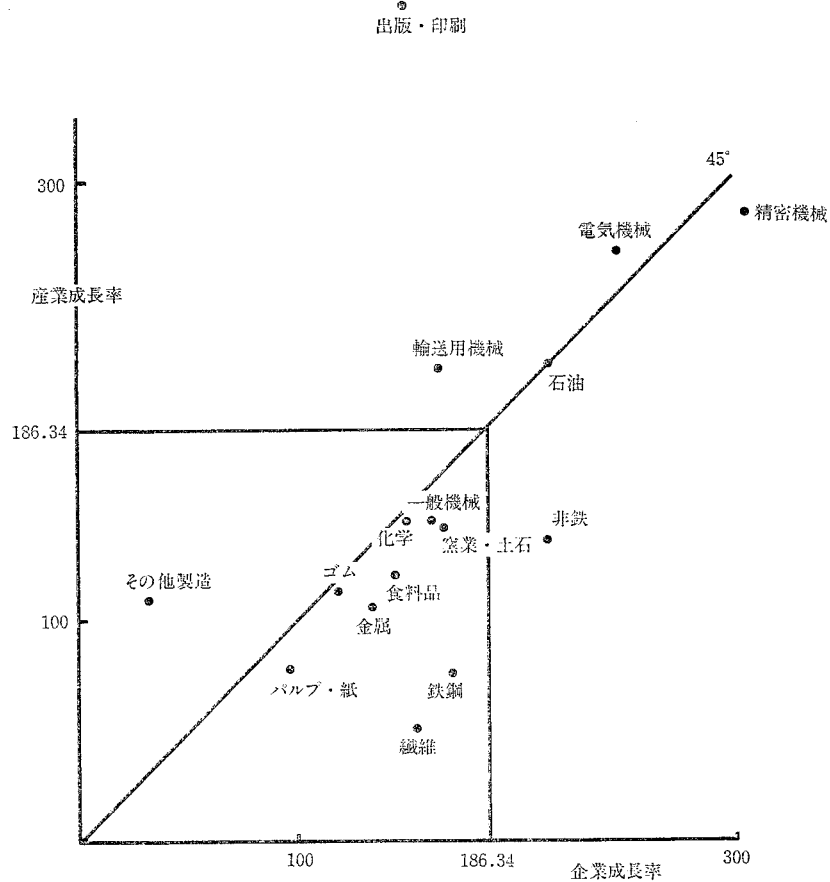
このような企業の産業間資源配分がどのようにして生じるのか分析しよう。産業が衰退産業であれば、所属企業は他の成長産業に多角化・参入して望ましい成果を達成しようとするであろう。したがって、衰退産業では企業の多角化によって企業成長率は産業のそれよりも大きくなるはずである。また、衰退分野から成長分野への資

源移動によって、衰退産業のウェイトは減少し成長産業のそれは拡大することになる。また、成長産業では所属企業が成長するだけでなく、衰退分野からの参入によってこの産業の成長は加速されることになる。ここでは本業の企業成長よりも産業の成長率の方が、その参入部分だけ大きくなるはずである。なお、産業成長率は前述のマトリックスを縦に、企業の成長率はそれを横に計算したものである。

しかし、このような産業間の効率的資源移動を阻止する要因が存在する。まず、衰退産業の退出障壁について述べてみよう。衰退産業で競争制限があれば、それによって限界的企业が温存されて非効率的資源が退出されなくなる。また、産業が操置産業であれば不況期における過剰能力は大問題となる。もし、この際安易に不況カルテルが認められれば、過剰能力が廃棄されずに温存されよう。また、この産業に参入規制が実施されておれば、前述の競争制限と同様に限界の非効率企業の退出が阻止されるために、産業の成長率を越えて企業の成長が実現できなくなる。

一方、成長産業では衰退分野からの参入によって、産業の成長率は本業企業のそれを越えなければならない。しかし、参入障壁が存在すれば産業の成長は本業のそれと類似したものになる。特に、この成長分野が生産財産業で市場規模が大きく、参入する産業が消費財産業で市場規模が小さければ、参入規模に制限が存在して参入した成長分野を競争的にしなければ、成長分野の拡大に貢献しないことになる。

第2図 1977~1985年の研究開発の——研究開発——成長要因分析



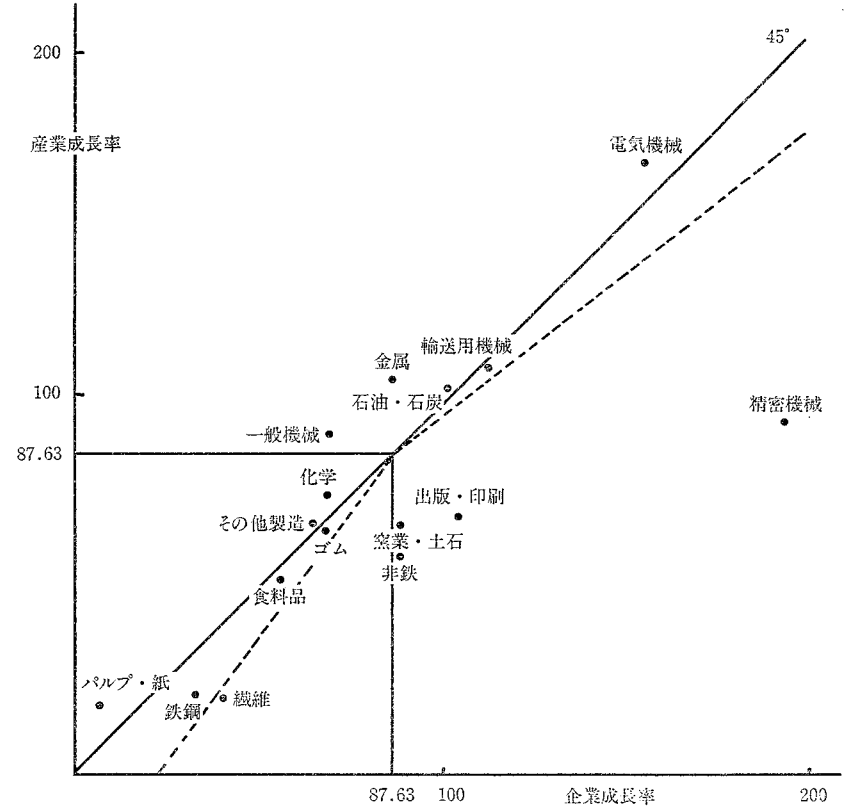
(資料) 科学技術調査報告書。

も大きくなければならない。したがって図では平均成長率を越えて四五度線の左側の部分に位置することになる。しかし、何らかの参入障壁が存在すれば、産業成長率と企業のそれは等しくなり、四五度線の近くにプロットされることになる。

第1図によれば衰退産業で退出障壁が存在して、四五度線の近くあるいはその左側に位置する産業は、パルプ・紙及び鉄鋼産業である。両産業とも操業産業で、前者は不況カルテルが、後者は首位企業によるブライズ・リーダー・シップが非効率的資源の退出を阻止しているものと考えられる。さらに、成長産業では四五度線近くに位置しており、成長産業における成長は自らの資源によって示されている。すなわち、参入する産業の市場規模が小さいためそれが競争圧力にならないことを示している。また、別の参入障壁が存在することも示されている。

また、第2図には参入障壁と退出障

第1図 1975~1983年の成長要因分析



(資料) 有価証券報告書。

さて、前述のような衰退産業と成長産業における参入・退出の類型を実証できるであろうか、二桁の産業成長率と企業成長率を前述のマトリックスを利用して計測してみよう。このマトリックスを横に計算したものが企業の成長率で、縦横に計算したものが産業の成長率である。そこで、第1図では縦軸に産業成長率を、横軸に企業成長率をプロットしてみる。衰退・成長産業の区分は製造業の平均を基準とする。そこで、製造業平均の成長率を図のように記入してさらに、四五度線を書き込んでみよう。衰退産業が四五度線の右側に位置しておれば、企業は産業の成長を越えて成長していることが示される。しかし、四五度線の左側下あるいはその近くにプロットされていれば、退出障壁が存在することが明らかとなる。

成長産業は平均成長率よりも大きい成長率を持った産業で、当産業の成長率は衰退産業からの参入によって企業の成長率より

### 五 産業における参入・退出の実証分析

壁の少ない研究開発について分析した。衰退・成長産業はそれぞれの類型と対りの分布を示している。なお、新庄浩二先生（神戸大学）から有益なコメントをいただいたことを付記しておく。

参考文献

- [1] Baumol, W. J., J. C. Panzar and R. D. Willing, *Contestability Markets and the Theory of Industrial Structure*, Harcourt Brace Javanovich, Inc., 1982.
- [2] Caves, R. E. and R. D. Porter, "From Entry Barriers to Mobility Barriers: Conceptual Decisions and Contrived Deterrence to New Competition," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 91, No. 2 (May 1977).
- [3] Clark, Roger, *Industrial Economics*, Basil Blackwell, 1985
- [4] 福宮賢一訳『現代の産業組織論』多賀出版、一九八九年。
- [5] 西田稔・片山誠一編『現代産業組織論』有斐閣、一九九一年。
- [6] 箱田豊平『多角化戦略と産業組織』信山社、一九九一年。
- [7] 箱田豊平『競争と産業間資源配分』『商経学叢』(第二八巻第三号)一九九二年三月。

## 二一世紀の株式会社と反独占理論

白川 清  
〈名城大学〉

### 一 課題——現代株式大企業組織の課題

七〇年余つづいた社会主義は、総ての生産手段と生活手段を国有化し、一党独裁の計画経済という、あまりにひどい国家独占経済だったから崩壊した。その自由経済への転換は困難ではあるが、資本装備率の低い産業から市場経済化し、国営大企業の株式会社への転換となるであろう。こうして二一世紀には、全世界の大企業が株式会社になるが、この資本主義経済にもずいぶんひどい諸問題がある。このうち大規模企業がとる株式会社の、制度と組織とマーケティングに関する問題は、二一世紀のために解決すべき重要な課題である。そこで本報告は二と三で、近代株式大企業は独占または寡占企業だという経済理論を批判する。四でこの大企業は、現物的市場で競走する点としての個人企業とは異質の、樹としての株式統合企業であるばかりか、森としての有機的統合企業集団という市場を形成し、継続的市場で競走することを論証する。次に、この市場シェアの高くない大企業は独占でも寡占企業でもないとの基本認識に立って、五で現代大企業の制度と経済行為上の十一の課題を述べる。この株式大企業の諸問題は、経済の理論と政策と歴史のみか、会計学と経営学、金融論と企業論と国際経済論から法律学に至る学殖をも必要とする。

かかる学際的な協同研究によって、二一世紀のポーター・レス世界経済の機関車たる株式会社、市場競走のもとで技術革新し、豊富な組織価値を生産する企業になることを願う。

### 二 マル経派と近経派との独占概念批判

一八七〇年代からまずアメリカとドイツで、小規模な個人企業に代って市場シェアの高い大企業が現れ、世紀末には確立した。これをマル経派は独占資本とか金融資本というが、成立根拠づけでは二派に分れる。(a)派は「固定資本巨大化株式会社独占資本説」で、マルクス『資本論』Ⅲ二九八、四七七頁→ヒルファティン『金融資本論』第七章→宇野弘藏『経済政策論』の系列である。この派はほぼ共通に、大企業は資本の自由競走から自生したのではなく、技術進歩で企業の前貸資本量が巨大化し、個人的出資では調達できなくなったので、多数者から株式で資本を集中した大企業であるという。他の(b)派は「自由競走一般理論独占資本説」で、エンゲルスⅢ四七八頁→レーニン『帝国主義論』→共産党追随学派である。ほぼ共通に、自由競走下で大魚が小魚を吸収合併して生産を集積集中し、市場シェアを高めて市場支配し独占価格を設定し、独占利潤を搾取る悪玉で、社会主義革命で打倒せよという。

近経派には、大企業は技術進歩を進め経済成長率も高いとの善玉論があり、悪玉論も独占禁止法で対応できるといった。後者はアメリカ学派に多いが、このうち(c)派はミクロ経済学の価格論で、純粹競争市場による寡占市場論である。この市場論では市場の型を①売手も買手も原子的多数の純粹競争市場、②売手も買手も複数の双方寡占市場、③売手も買手も一人の完全独占市場に区分し、さらに細分して九種の市場に分類している。根本問題は純粹競争の現実性であるが、その仮定は、①需給双方が原子的多数で価格支配力ゼロ、②市場情報の完全熟知、③商品の完全同質と完全分割可能、④市場参入退出の完全自由、⑤生産資源は無限で完全自由使用である。だが新野幸次郎氏のいうごとく、「この諸仮定は、あまりにも非現実的なもの……理論的嚴密性を保とうとして作られた抽象的モデルにすぎない」(『管理価格』九七頁)、という形式論理の虚構である。純粹競争は不可能であるのみか、理想モデルとして何の資格もないのみか、地上の需要と供給の均衡には資本の移動と時間を要するの、それを捨象した靜態均衡の観念論である。この純粹競争論を基礎とする、ロビンソンの不完全競争やチェンバリンの独占的競争の理論も、市場経済の動態では成立しえない参入障壁を設定し、均衡に要する資本と資源の移動と時間を捨象した砂上樓閣だ。

他の一派(d)は、現実分析も盛んな産業組織論と、二重構造資本主義論の独占論がある。ミクロ経済学の応用の産業組織論では、市場の構造―行動―成果を分析するが、ペインは企業の市場行動の考察の力点は、種々の「産業や市場において、競争的傾向と独占的傾向

のうち、いずれの影響が相対的に強いか」とだという。ゆえに市場構造の分類も、諸産業の「売手集中度と製品差別化の程度、産業への参入条件の程度」による。売手集中度とは「原子的売手産業、寡占的売手産業、独占産業」の三通である。現実分析でも売手集中度が重視せられ、公取委は産業の集中度を高度寡占型IとII、寡占型IとII、二極集中型、平準的集中型、競走型IとIIに八分類してきた。また上位一社―三社―五社等の累積集中度分析も盛んであるが、集中度上昇と技術進歩の停滞と独占企業の高利潤率は、少しも論証されていない。これはペインのハーバード派理論であり、ハイネクやシカゴ学派の国家介入独占論こそ注目したい。大企業のシェアは上昇一途ではなく、諸産業の技術進歩や新興産業と在来産業、所得や価格水準の変化等で上下するが、確実なのは国家独占と介入が経済を沈滞させる。なお日本では高度経済成長中頃から、日本経済は独占資本が中小企業を搾取するとの二重構造論があり、近経派の方が独禁法強化や大企業分割を提言した。しかし高名な近経学者が、独占支配論は理論も実証も無い疑似マルクス主義で、独禁法強化は不賛成だといった。

### 三 独占概念の再構築——市場シェアではなく国家介入

この市場シェアによる独占概念は、国家の介入による独占に契えなければならぬ。A・スミスは自然価格や自然賃金といい、その反対は人為的な国の重商主義や保護貿易主義であり、これが地主や労働者農民に「卑劣な独占の精神」を抱かせるといった。ロッシ

とマルクスは、封建的独占は人為的すなわち専断的であり、ブルジョアの独占は自然的すなわち合理的で、純粹で正常で可動的で競争的だといった。独占とは、見えざる手の作用を麻痺させ、フィリップス曲線を麻痺させるもので、国家の社会主義的法制による悪平等的介入である。これが価格や料金を法定し所得を悪平等にし、保護貿易主義で卑劣な独占を温行し、技術進歩と経済発展を停滞させる独占である。独占組織とは、①農工業の自営や中小企業者による恒常的協同組合の独占から出発し、②競争力無き在来産業への補助金等の国家保護的独占、③国公私企業の恒常的労働組合的独占、④不況期の価格カルテルや構造不況転換カルテル等の経過的独占、⑤後進的産業での談合的独占、⑥重要産業の大企業を圍營する国家資本主義的独占、⑦重要産業を全国有化する国家社会主義的独占、⑧そして最後に土地と企業と住宅を圍營化し、市場無き独裁の共産主義独占という最高の独占に至る。奇妙にも、日本の独禁法適用除外制度は一九九二年三月末で、法律数四一、制度数六七、適用除外カルテル件数二一九という国家独占状態にある。

### 四 株式大企業の確立と継続的市場への転換

市場シェアの高い近代大企業は、参入を阻止して独占利潤を得るため、人為的なM&Aで大規模化したのではなく、自然的な技術進歩と革新によるのである。一七九〇年代から、蒸気機関が工業に導入された第一次産業革命で、手工業から機械制企業に転化した。しかしまだ小規模だったから、個人的出資で設立し無限責任出資者が経営し、見えない手の市場で自由競争していた。どの企業も点とし

ての小企業で、目に見える市場価格で生産し売買し決済し投資するという、現物的市場であった。しかし科学技術が進歩し、特に一八五六年のベッセマー転炉が始まる鉄鋼第二革命と、新興の無機化学工業による第二次産業革命が一八七〇年代から始まった。このため重化学工業のみか他産業も、企業規模が巨大で資本装備率が高度化したため、固定資本を資本信用で調達する樹としての株式統合企業A<sub>1</sub>になった。これは既存企業の垂直的―水平的合併をも伴ったが、それは生産技術と経営効率から自然必然であり、決して独占目的ではなかった。このA<sub>1</sub>大企業は大量・自動・一貫生産で、これに必要な原材料や部品などを、資本装備率が低く小規模な下請αや協力β企業から調達するため、垂直的系列関係に結ぶ。またA<sub>1</sub>は大量の原材料調達や販売のため、資本装備率が高く大規模な他産業のB<sub>1</sub>やC<sub>1</sub>や銀行M<sub>1</sub>と商社N<sub>1</sub>等と水平的企業集團関係を結ぶ。この系列や集團に参加する企業は、法律上および経済上の独立性をもちながら、相互に利益を共有するための、森としての有材的統合企業集團という市場であって、決して独占目的ではない。

個人小企業は榮枯が激しかったのに、株式統合大企業は *boom* concern であるが、それは次の三大資本を投入しているからである。第一は固定資本であり、個人企業よりも巨額であるため、株式や社債で集中した社会的資本であるから、継続的企業たらざるをえない。それを可能にするのが第二の知識という資本で、給料取りのテクノストラクチャー取締重役陣が経営し、研究開発部局が企業の五大イノベーションを推進するからである。第三は組織という資本で、(f)内部組織は、①本社の経営重役陣、②事業所経営群、③本社と事業

所の中間部局管理群、④職長係長群、⑤分業従業者群の五階層である。(外)外部組織とは、①大規模な水平的企業集団組織、②小規模な下請協力の垂直的企業系列組織、③統合企業A<sub>1</sub>の製品を原材料とする水平と垂直の企業間組織である。現代大企業は、五層の内部組織と三群の外部組織とがネットワークされた、組織価値を創造する企業である。内部組織では見える手のトップ経営陣が、数年先の長期期待により戦略的経営方針で指揮し、中間経営管理群が短期期待により戦術的経営方針で現業を管理する、というネットワークの市場である。またトップ経営陣は外部の、水平的大企業集団と長期予測のもとに長期の継続的取引のネットワークを結び、ミドル経営管理群は垂直的小企業系列とネットワークを結び、現代の株式大企業はかかる内外のネットワークの森をなすから going concern となりうるのであり、この知識と組織という資本が活力ある限り、参加企業は七つのシナジーを創造しつづける。そして統合企業が形成する市場は、売買と決済が瞬時に終わる現物市場ではなく、長期取引契約でネットワークされた企業間取引市場という、継続的市場のもとで企業間競争しているのである。

### 五 現代株式会社制度と経済行為の問題点

七つの組織価値を創出する株式大企業にも、法制度と経済行為の問題が多いが、以下の十一の問題は二一世紀のために早急な解決を要する。①個人的企業と物的株式会社との区分の再見直し。②個人株主の増加と従業員持株制度の充実。③金融機関と非金融機関の持株制限の見直し。④禁止されている自社株所有と持株会社の見直し。

⑤は②と④と見合いで、安定株主政策の株式持合い、未公開株の売買、第三者割当増資等の吟味。⑥固定資産評価の取得原価主義から時価主義への転換。⑦企業の合併買収M&AのTOBとLBO規制の吟味。⑧内外監査制度の改革。⑨は⑥と見合いで、投機的な土地や株式のキャピタル・ゲインに対し禁止的税制。⑩インサイダー取引の規制とディスクロージャーの徹底。⑪二一世紀のポーター・レンス世界株式会社時代に備え、国際的な株式会社制度と経営陣の組織機能、会計制度や税制の共通化、国際通貨や金融と証券関係等の、国際的確立をはかる。

以上のうち重要な課題の第一は⑧で、日本は土地と株式を含む全資産は取得原価主義であるが、時価主義に転換すべきである。なぜなら原価主義は市場経済の原則に反するもので、どの企業も家計も市場価値たる物価と賃金と所得で生産し生活しているのに、企業の資産評価がN年以前水準でよいはずがない。和佐隆弘氏は「市場はそこで形成される価格を通じて、資源配分の機能を果たす……価格形成が歪めば、資源配分も乱れる。……一九七〇年に一七〇兆円だったわが国の土地資産額が二〇年ほどの間に二、一八〇兆円」となり、老大な含み益が経済混乱を発生させたという『CMR』九二年四月号。第二の重要問題は、⑩の企業の業務と会計の監査制度を抜本的に改革することで、現行では企業が私物化し、粉飾決算や飛ばしの不正がなされている。業務監査の権限と人員を強化し、公認会計士が不適正と書けるよう身分保証と権限強化し、客観的チェック機能を確立すべきである。

## 公正取引委員会の審査活動とその成果：昭和二一—六三年

増田辰良

〈北海道情報大学〉

### はじめに

本稿の目的は、独占禁止法（以下、独禁法と略す）の運用機関である公正取引委員会（以下、公取委と略す）の審査活動とその成果について数量分析をすることである。公取委の第一次目的は審決を中心とする各種の行政手段によって「違法行為（状態）を排除し、公正かつ自由な市場競争秩序を維持する」ことである。

第一節では、違法行為の排除がどのように行われてきたのかを概観する。審査活動のうち、勧告前置主義（独禁法第四八条第一項）という法的措置と、独禁法に根拠規定のない、不問処分（Ⅱ審査打切り）の処理状況について概観する。後者の処分を下すと同時に、警告や注意が発せられることもある。これら勧告前置主義、不問処分という事件処理方法は、独禁法の第一次目的を達成することに寄与していることが十分に考えられるがその反面、本来、正式な事件として処理されるべきものを公取委の自由裁量でもって、明示的に許してきた可能性のあることも考えられる。

第二節では、審査活動の成果として、公取委の審査能力指標（審査部職員数と審査活動費用）と第一節でみる諸審査活動との間の関係について、回帰分析をし、違法行為を抑止する政策手段として、

いずれの審査能力指標が有効であるのかを考える。結びでは、本稿の結論を要約する。

### 一 審査活動

#### (1) 審査件数

表1より昭和六三年までの審査件数の推移を「端緒」別にみると、昭和三二年頃までは、公取委の職権探知件数が一般人からの申告件数を上回っていたが、昭和三〇年中頃より五〇年頃までは、逆に、申告件数が職権探知件数を上回っている(1)。

新規審査件数は、昭和四〇年代以降、急激に増加している。この件数に前年度からの繰り越し件数を加えた合計件数も増加の一途をたどっている。全審査件数（六、三五五）に占める新規審査件数の割合を摘発率とすれば、約六二%であった。新規審査件数の年平均は約一三一件、繰り越し件数のそれは約八三件であった。

独禁法違反行為に直面している者からの申告件数が顕著に増加しているということは、独禁法が一般私人の間にも普及、定着しつつあることの証しである。

#### (2) 勧告件数、審判開始決定件数、審査打切り件数

表2より審査結果ごとの件数の推移をみると、昭和三二年以来、



表1 審査件数

	年度内新規審査（内訳）				前年度からの繰り越し	合計
	申告	職権探知	通知	小計		
昭和22—32年	259	456	7	722	240	962
33—42	339	192	—	531	455	986
43—51	658	370	—	1,028	581	1,609
52—63	—	—	—	1,685	1,113	2,798
合計	1,256	1,018	7	3,966 62.4	2,389 37.6	6,355 100%

（出所）昭和22—51年は『独占禁止政策三十年史』（公正取引委員会事務局編、大蔵省印刷局、昭和52年）、昭和52年以降は『年次報告』（公正取引委員会、各年度版）より作成した。昭和52—63年の内訳は未確認である。以下に出てくる表の数値は、断らない限り、上記2資料によるものである。

表2 勧告、審判開始決定、審査打ち切り（小計）件数

	勧告	審判開始決定	審査打ち切り		
			自発的排除	証拠不十分	小計
昭和22—32年	35	172	—	—	476
33—42	141	21 (9)	288	274	562
43—52	367	1 (22)	588	166	754
53—63	112	1 (8)	882	552	1,434
合計	655	195 (39)	1,758	992	3,226

（注）（ ）は勧告不承諾のために審判を開始した件数である。

表3 警告、注意件数

	A 警告	B 注意	C 審査件数	A/C	(A+B)/C
昭和50年	52		158	32.9%	
1	63		171	36.8	
2	78		137	56.9	
3	26		94	27.7	
4	22		113	19.5	
5	39		194	20.1	
6	91		344	26.5	
7	151	49	431	35.0	46.4%
8	118	60	329	35.9	54.1
9	94	66	297	31.6	53.9
60	80	62	259	30.9	54.8
1	88	37	226	38.9	55.3
2	84	28	194	43.3	57.7
3	65	17	180	36.1	45.6

勧告件数が増加してきたのに対して、審判開始決定件数は減少している。また、勧告件数に比べれば、勧告不承諾のために審判を開始した件数は極めて少ない。全審査件数に占める勧告件数の割合は約一〇％であり、審判開始決定件数の占める割合は約三％、勧告不承諾のため審判を開始した件数のそれは約〇・六％にすぎない。次にみるように、被審人は勧告を受け入れることが圧倒的に多いのである。

一方、不問処分（II審査打ち切り）件数や警告、注意件数などは増加する傾向にある。全審査件数に占める審査打ち切り件数の割合は約五％であった。なかでも、企業が自ら被疑事実を中断したために審査を打ち切った（自発的排除）件数は全審査打ち切り件数の約五四％を占めていた。また、公取委が審査の結果、証拠不十分として審査を打ち切った件数は約三〇・八％を占めていた。さらに、正確な件数が公表され始めた昭和五五年以降の警告数（表3参照）をみると、明らかに増加しつつある。そして、警告数に注意数（昭和五七年以降）を加えた件数が審査件数に占める割合をみると、年平均で約五三％（昭和五七—六三年）であり、毎年審査件数のうち半分以上が、こうした便宜的な方法で処理されていた。

独禁法の第一次目的が違法行為（状態）の排除にあるかぎり、こうした処理件数の増加は審判活動等に要する行政費用の削減に寄与していることが考えられる。さらに、違法行為の恐れがある相手方に自主的に違法行為を排除させるような審査官の弾力的、かつ柔軟な事件処理方法であるため審判手続によるよりも、一層、迅速に違法行為を排除できるという法目的達成の円滑化にも寄与している。

(3) 審決件数

表4から三つの審決件数の推移をみると、勧告審査件数が圧倒的に多く、全審決件数（八〇八）に占める割合は約七五％であり、年平均一四件の件数があった。一方、違反事件に対して、原則として勧告がおこなわれるようになってからは、審判でもって争う意思がない者は、これを承諾することになるから、同意審決件数は著しく減少してきた。三つの審決のうち、正式審決件数が最も少なく、いかに多くの被審人が審判費用を被ることのない勧告を承諾しているかが理解できる。

我国の場合、正式審決件数が少なく、勧告審決件数が多くなることの理由として、次のことが考えられる。

一、公取委は違反事実の認定が確実な事件にのみしほって、勧告を発しているため、たとえその名宛人が承諾せず審判手続を経た後に、審決取消訴訟を提訴したとしても、勝訴の可能性は小さく、それで自ずと勧告を受け入れることが多くなることが考えられる。

二、審査・審判手続き上の大きな特徴である公取委の訴追機能と審判機能との併有が考えられる。例えば、アメリカ合衆国の連邦取引委員会（FTC）の審判官のように、FTCとは別の機関である人事管理局（Office of Personal Management）からFTCの要請により派遣される立場にあれば、審判官はFTCとは独立した立場でもって審判を進めることができる。他方、我国の場合、審査官も審判官も公取委の職員の中から任命されている。そのため公取委とは別個の立場をとることが難しく、公取委が裁量的に違反行為の事前排除的な運用姿勢をとるかぎり、その職員である審査官が正式審

表4 手続別審決件数

	正式審決(54条)	勧告審決(48条)	同意審決 (53条の3)	小計	その他	合計
昭和22—32年	38	35	81	154	0	154
33—42	4	123	16	143	0	143
43—52	22	343	8	373	11	384
53—63	8	103	7	118	9	127
合計	72	604	112	788	20	808
	8.9	74.8	13.9	97.5	2.5	100%

表5 3条後段, 8条と19条審決件数

	3条後段	8条	19条	小計	その他	合計
昭和22—32年	54	13	38	105	137	154
33—42	14	104	23	141	1	143
43—52	119	200	23	342	44	384
53—63	37	47	34	118	11	127
合計	224	364	118	706	193	808
	31.7	51.6	16.7	100%		

(注) 本表に掲げる数値が合計数より多いのは、同一事件に2以上の法条を適用した場合があるからである。

表6 審査事件(行為類型別)の内訳

	〈合計〉				〈価格カルテル〉			
	勧告	審査打切り			勧告	自発的 排除	証不十分	小計
		自発的 排除	証不十分	小計				
昭和22—32	35	—	—	476	—	—	—	—
33—42	106	182	172	354	70	106	84	190
43—52	367	588	166	754	283	358	105	463
53—63	120	882	552	1,434	68	233	107	340
合計	593	1,652	890	2,542	421	697	296	993
	100%	100%	100%	100%	71.4%	42.2%	33.3%	39.1%

	〈その他のカルテル〉				〈不正取引〉				〈その他〉			
	勧告	審査打切り			勧告	自発的 排除	証不十分	小計	勧告	自発的 排除	証不十分	小計
		自発的 排除	証不十分	小計								
昭和22—32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
33—42	1	9	3	12	27	53	70	123	8	14	15	29
43—52	30	55	15	70	37	169	41	210	17	6	5	11
53—63	7	38	27	65	34	489	352	841	11	122	66	188
合計	38	102	45	147	98	711	463	1,174	36	142	86	228
	6.4%	6.2%	5.1%	5.8%	16.5%	43.0%	52.0%	46.2%	6.1%	8.6%	9.7%	9.0%

(注) 勧告合計数以外、昭和22—38年の数値は未確認である。したがって、数値は昭和39年以降のものである。表2とは違っており、合計欄は、4つの行為類型件数を加算したものである。『年次報告』によれば昭和55年以降、自発的排除は「警告」、証不十分は「打切り」という表示になっている。「その他のカルテル」とは、数量、販路、値引き禁止、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。「不正取引」とは、再販売価格維持、その他拘束条件、取引拒絶、その他である。「その他」とは、事業者団体による構成員の事業活動制限等である。

決に至らない勧告を承諾させるような事件件数が増えるのも自明である。

三、被審人からすれば、正式審決手続をとれば、新聞報道によって自社イメージが悪くなることを避けること、また、公取委、審人いずれの立場からも勧告が受け入れられれば、審判手続にかかる種々の費用をあえて負担する必要がなくなるといふことも、この審決が増える一要因であろう。

表5より個別の条文違反にかんする審決件数の推移をみると、昭和三二年までは、三条後段違反審決件数が多かった。次いで、昭和三〇年代後半以降には八条違反審決件数の増加が著しく、昭和五〇年以降、急激に減少していった。一九条違反審決件数には大きな変動はなかった。

(4) 審査事件の内訳

表6は審査事件を四つの行為類型別に分けてみたものである。勧告件数が最も多かったのは「価格カルテル」事件であり、全勧告件数の約七一%を占めていた。勧告前置主義という独禁法運用姿勢は価格カルテルに対して顕著である、と考えられる。

審査打切り件数は「不正取引」事件において最も多かった。この件数のうち、自発的排除件数は「価格カルテル」、「不正取引」事件において多く、それぞれ全自発的排除件数の約四二%、約四三%を占めていた。証不十分件数は、「不正取引」事件において最も多く、全証不十分の約五二%を占めていた。

各事件の推移を時系列的にみると、「価格カルテル」、「その他のカルテル」は昭和四三—五二年に、勧告、審査打切り件数が最も多く、

「不正取引」、「その他」も同期間中に勧告件数が最も多くなっており、昭和五三—六三年には審査打切り件数が最も多くなっていた。表5での一九条違反審決件数に大きな変動がなかったことを考えるならば、こうした「不正取引」にかんする審査打切り件数が増加しているということは、公取委の審査、審判活動に対して疑問を持たざるを得ない。同じく、八条違反審決件数が昭和五〇年以降において急激に減少していったことから推測すれば、近年、「その他」の自発的排除件数が急激に増加していることは、事業者団体が公取委の審査活動に対して、警戒心を強めつつあることの表われである、と考えられる。

二 審査能力と審査活動成果

ここでは、公取委の審査部職員数(X)、審査活動費用(Y)とを説明変数とし、前節でみた諸審査活動(Z)を被説明変数として、両者の間にある関係について回帰分析を試みる。そして、審査能力指標(Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>)のうち、いずれが違法行為(Y)の抑止手段として有効であるのかを考える。

表7はこの回帰分析の結果を一覧表にしたものである。犯罪捜査における検挙件数に類似している職権探知件数(Y<sub>1</sub>)と摘発件数(Y<sub>2</sub>)とは、ともに審査部職員数との間に正の有意な相関関係があり、犯罪における初動捜査には多数の捜査人員を動員する方が一層、検挙件数が多くなるという犯罪の経済学理論とも一致している。

いま、三種類の審決を受けた場合を有罪とみなし、有罪件数(X<sub>1</sub>)と両説明変数との間の関係をみると、両説明変数とは正の相

表7 審査能力と審査活動成果

	定数	X <sub>1</sub>	X <sub>2</sub>	R <sup>2</sup> (adj.)	D.-W.	期間(昭和)
Y <sub>1</sub>	-10.291 <sup>e</sup> (-2.261)	3.27 <sup>b</sup> (2.589)	-0.199 (-0.291)	0.272	0.709 [5.295]	28-51
Y <sub>2</sub>	-4.711 <sup>a</sup> (-3.271)	2.078 <sup>a</sup> (6.406)	0.172 (1.599)	0.544	0.772 [21.867]	28-63
Y <sub>3</sub>	-2.841 (-1.097)	1.181 <sup>e</sup> (2.024)	0.351 <sup>d</sup> (1.809)	0.079	0.536 [2.511]	28-63
Y <sub>4</sub>	-5.217 <sup>d</sup> (-1.94)	1.687 <sup>a</sup> (2.783)	0.452 <sup>e</sup> (2.245)	0.164	0.55 [4.422]	28-63
Y <sub>5</sub>	4.006 <sup>a</sup> (3.045)	-0.012 (-0.042)	0.213 <sup>a</sup> (3.461)	0.383	2.724 [8.439]	39-63
Y <sub>6</sub>	9.085 <sup>a</sup> (4.192)	-1.287 <sup>b</sup> (-2.687)	0.264 <sup>b</sup> (2.608)	0.537	2.511 [14.908]	39-63
Y <sub>7</sub>	16.861 <sup>a</sup> (3.497)	-3.03 <sup>a</sup> (-2.844)	-0.139 (-0.617)	0.231	1.751 [4.597]	39-63
Y <sub>8</sub>	9.443 <sup>a</sup> (7.692)	-1.347 <sup>a</sup> (-4.966)	0.171 <sup>a</sup> (2.979)	0.735	1.711 [34.206]	39-63
Y <sub>9</sub>	6.496 (1.069)	-0.774 (-0.577)	-0.73 <sup>b</sup> (-2.567)	0.185	2.167 [3.722]	39-63
Y <sub>10</sub>	-1.844 (-1.176)	1.262 <sup>a</sup> (3.644)	-0.135 <sup>a</sup> (-1.841)	0.564	1.992 [16.529]	39-63
Y <sub>11</sub>	-0.532 (-0.083)	0.821 (0.581)	0.165 (0.552)	-0.07	1.226 [0.21]	39-63
Y <sub>12</sub>	-0.915 (-0.729)	1.067 <sup>a</sup> (3.849)	-0.136 <sup>e</sup> (-2.323)	0.621	1.473 [20.632]	39-63

(注) R<sup>2</sup>: 自由度調整決定係数。  
 ( ): t 値, [ ] : F 値。  
 有意水準: a = 1%, b = 2%, c = 5%, d = 10% (両側検定)。  
 $\log(Y_i) = a_0 + a_1 \cdot \log(X_1) + a_2 \cdot \log(X_2) + U_i$   
 Y<sub>1</sub> = 職権探知件数  
 Y<sub>2</sub> = 摘発件数(新規審査件数)  
 Y<sub>3</sub> = 有罪件数(正式+勧告+同意審決件数)  
 Y<sub>4</sub> = 全勧告件数  
 <価格カルテル>  
 Y<sub>5</sub> = 勧告件数/全勧告件数  
 Y<sub>6</sub> = 自発的排除件数/全自発的排除件数  
 Y<sub>7</sub> = 証拠不十分件数/全証拠不十分件数  
 Y<sub>8</sub> = 審査打ち切り件数(Y<sub>6</sub>+Y<sub>7</sub>)/全審査打ち切り件数  
 <不正取引>  
 Y<sub>9</sub> = 勧告件数/全勧告件数  
 Y<sub>10</sub> = 自発的排除件数/全自発的排除件数  
 Y<sub>11</sub> = 証拠不十分件数/全証拠不十分件数  
 Y<sub>12</sub> = 審査打ち切り件数(Y<sub>10</sub>+Y<sub>11</sub>)/全審査打ち切り件数  
 X<sub>1</sub> = 審査部職員数  
 X<sub>2</sub> = 審査活動費用/(審査活動費用/公取委総予算)×100%

(出所) 審査部職員数は『行政機関図』(行政管理庁行政管理局監修, 各年度版),  
 審査活動費用は『年次報告』(公正取引委員会, 各年度版)による。

関関係があり、とくに職員数との相関性が高かった。

次に、全勧告件数(Y<sub>4</sub>)との関係を見ると、両説明変数とも正の相関関係があり、とりわけ職員数との間には一層、強い相関関係が確認された。これは勧告前置主義の表われである。ただし、この結果だけをもって、勧告前置主義を実証したことはならない。以下でみる行為類型別の勧告件数にかんする結論をもみなければならぬ。

Y<sub>5</sub>からY<sub>12</sub>は行為類型別にみたものである。Y<sub>5</sub>からY<sub>12</sub>は価格カルテルについての結果である。勧告件数(Y<sub>4</sub>)には有意性はないが職員数と負、審査活動費用とは一層水準有意な強い相関関係があった。つまり、表6で得た価格カルテルへの勧告前置主義は人員という審査能力よりも、審査に要する費用の増加と関係があった。このことは、価格カルテルを抑制するには審査費用の構成を一層、充実すべき必要のあることを示唆している。審査打ち切り件数(Y<sub>8</sub>)は職員数とは負、費用とは正の強い相関関係があった。打ち切り件数を減らすには職員数を増やすことが費用を増やすよりも一層望ましい、と言える。内訳をみると、自発的排除件数(Y<sub>6</sub>)を増やし、価格カルテルを抑制するには審査活動費用の増加に期待するしかない。一方、職員数と費用のうち、とりわけ職員数を増やせば、証拠不十分件数(Y<sub>7</sub>)が一層、減少するということは、公取委の職員増は捜査能力(内容)の充実につながることを十分に示唆している。

Y<sub>9</sub>からY<sub>12</sub>は、不正取引についてみたものである。一見して、わかるように、価格カルテルの場合とは(勧告件数を除き)符号関係が完全に逆転していた。このことは両違法行為を審査するときの

公取委の審査内容に違いのあることを示唆しており、その原因として価格カルテル事件は不正取引事件よりも一層モニタリングが容易であるということが考えられる。

### 結 び

本稿での結論を要約すれば、次のようになる。

一、公取委の審査活動の特徴として、勧告件数や勧告審決件数が増加していたり、不問処分件数、警告・注意件数が増加しつつあった。その裏側では、審判開始決定数が極めて少なかった。こうした事件処理方法は公取委が違法行為の排除措置を第一目的とするかぎり、その目的は達せられている。しかし、十九条違反審決件数に大きな変動がなかった一方で、当該事件の審査打ち切り件数が増加しつつあることや八条違反審決件数が減少しつつある一方で、事業者団体の自発的排除件数が増えているというような事例は、本来、法的措置を受け入れるべき行為を団体が事前に回避していることと表われており、審査活動の充実が望まれる。

二、公取委の審査能力と審査活動との間の回帰分析結果をみると、違法行為を抑制するには、いずれかの審査能力指標に依存していることがわかった。職権探知件数、摘発件数を増やすには、審査部の職員数を増やすことが有効な手段であった。いずれかの審決を命じるには、審査能力自体を増やせばよかった。価格カルテルと不正取引については、符号関係が逆転していたことより、公取委の審査内容自体に違いのあることがわかった。例えば、モニタリングが容易であると考えられる価格カルテルには勧告前置主義があたりはまり、

価格カルテルを抑制するには、その審査費用の構成を充実すること  
が求められる。

本稿は日本経済政策学会第四九回大会における発表に基づいてい  
る。学会発表では、討論者の小林逸太教授（東海大学）、およびフ  
ロアーから植草益教授（東京大学）、伊東光晴教授（放送大学）、滝  
川敏明教授（富山大学）より詳細な助言をいただいた。また、本  
誌のレフェリーからも有益な助言をいただいた。ここに記して、  
感謝いたします。なお、本稿は平成三年度文部省科学研究費補助金  
（課題番号〇三七三〇〇二四）に基づく研究成果の一部として公表  
したものである。

(1) 独禁政策の効果を知るには、独禁法の改正時ごとの公取委の法運  
用姿勢の変化を調べたり、時代区分をすべきであるが、本稿では昭  
和二年からの運用姿勢を概観するという目的から単純に約一〇年  
ごとの数値の推移をみる。

#### 参考文献

- [1] 今村成和『独占禁止法入門』（第三版）有斐閣、一九九二年。
- [2] 小林逸太「独占禁止行政の政治経済学——米国連邦取引委員会の  
場合——」柏崎利之輔編『経済政策の形成過程』文眞堂、一九九〇  
年。
- [3] 実方謙二『独占禁止法と現代経済』（増補版）成分堂、一九七八年。
- [4] 松下満雄『アメリカ独占禁止法』東京大学出版会、一九八二年。
- [5] 三輪芳郎『独禁法の経済学』日本経済新聞社、一九八二年。
- [6] 村上政博「独占禁止法の日米比較（上、中、下）」——政策・法制  
・運用の相違——』弘文堂、一九九一、一九九二年。

## 人口動態と家計消費支出からみた米国内自動車市場

沖山 充  
〈現代文化研究所〉

### 一 はじめに

米国内自動車産業は二度のオイルショックを経て小型車シフトが顕  
著にみられた米国内市場への訴求力を急速に低下させた一方、日本自  
動車産業は小型車を中心に高品質・高性能を武器に米国内市場でシェ  
アを拡大させた。その結果、通産省の指導による日本車輸出自主規  
制が八〇年代初めから始まり、日本の自動車産業は完成車輸出から  
北米地域での現地生産へと海外生産を展開した。こうしたなかで現  
地生産車などを含めた日本車は、米国内自動車市場（乗用車と小型ト  
ラックハ車両総重量一万ポンド以下Vの個人ベースの新車需要台  
数）が八三年から八六年にかけて年率一一・一％と高い伸びで推移  
した拡大期で国産車とともに着実に販売台数を拡大したが、日米間  
に大きな問題はみられなかった。しかし、八七年以降の年率マイナ  
ス五・〇％とマイナス成長で推移した後退期では、この時期横這いで  
推移したラグジュアリーやミディアムクラスで日本車が堅調であっ  
たことや、成長が著しいミニバン市場でも好調であったため、日本  
車の販売台数は横這いで推移した。その結果、日本車の市場シェア  
が上昇し、とりわけ景気後退と重なって市場が大幅に落ち込んでい  
る近年では、シェアが急伸し、日本車総量規制やミニバンのダンピ

[1] Block, M. K., Nold, F. C & Sidak, J. G., "The Deterrence  
Effect of Antitrust Enforcement," *Journal of Political Econ-*  
*omy* (June 1981).

[2] Posner, R. A., "A Statistical Study of Antitrust Enforce-  
ment," *Journal of Law and Economics* (October 1970).

ング問題を発生させている。

こうした問題は市場の変化に多く起因している。特に、米国は成  
熟化した市場と言われて久しいなかで、世帯数の伸びで割り引いた  
八〇年代の自動車保有台数（個人ベース）の実質伸び率は約一％前  
後で、六〇年代後半から七〇年代前半にかけての約二％に比べ半  
分であるが、七〇年代後半から八〇年代の初頭にかけてのゼロ成長に  
比べれば増加した。この背景に乗用用途としての小型トラック市場  
の拡大があげられるように、八〇年代の市場変動要因を探るととも  
に、九〇年代の新たな日米自動車摩擦の可能性を見極めるためにも  
『自動車普及上限仮説』を検証することが必要なのである。

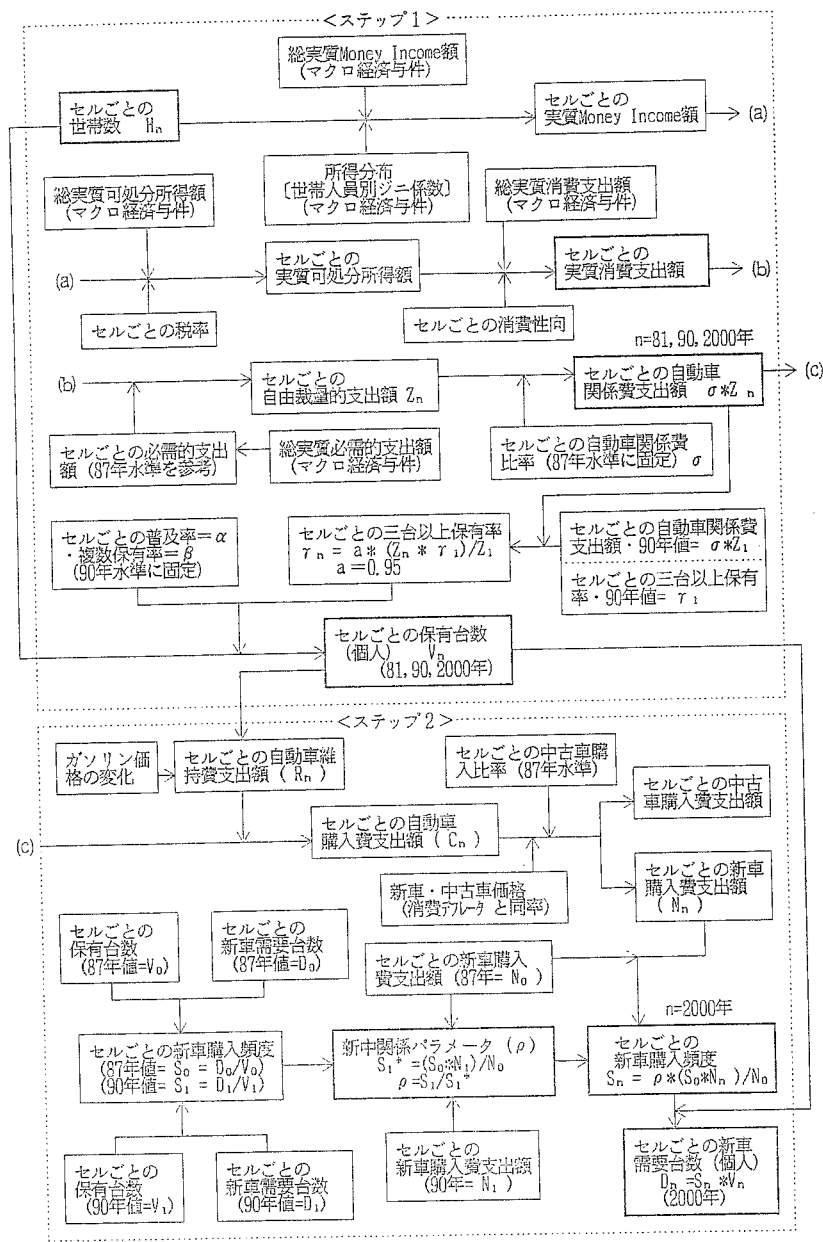
そこで、本研究では八〇年代の市場変動要因を探るために新しい  
分析フレームを構築し、上記の仮説を検証するとともにこの分析フ  
レームを九〇年代に当てはめることで将来の市場像を描き、日米間  
で発生すると予想される問題に対して日本政府当局が採らなければ  
ならない産業政策の一つの方向性を提示することにある。

### 二 仮説と分析フレーム

#### (1) 仮説の設定

自動車の保有規模を決定する大きな要因として所得要因と人口動

図1 分析フレーム（家計消費構造と収入構造とのリンク・フレーム）



態要因があげられる。例えば、タイやインドネシアのように自動車普及の未成熟な国では所得要因が自動車の保有規模を大きく決定する。これは自動車購入可能世帯が高所得層に限定されているため、勤労者層がこうした世帯となる所得水準に達するまで保有規模の拡大は望めない。しかし、世帯財として自動車の普及が進んでいる国では所得要因と人口動態要因が自動車の保有規模を大きく決定する。これは世帯主の収入増や主婦の有業化による収入から世帯所得が増加することで世帯の複数保有化が進展することを意味する。このように世帯財から個人財へ、さらに一人二台という用途財として自動車普及の成熟化が進んだ国では所得要因効果がなくなり、人口動態が自動車の保有規模を大きく決定するという仮説が立てられる。本研究ではこれを『自動車普及上限仮説』と定義する。

(2) 分析フレームの特徴

『自動車普及上限仮説』を検証するフレームは、①自動車保有の変化を所得要因と人口動態要因に分解できること。②自動車を世帯財、個人財、用途財とそれぞれの上限を見極めることができること。③消費構造から家計が自動車を保有し、かつ買い替えなどが可能な消費構造になっているかをチェックできること。④全体の所得水準や消費水準を決定するマクロ経済指標とリンクしていること、以上の点を満足しなければならない。

そこで、本研究のフレームでは全世帯を世帯人員別（五区分）かつ世帯年収別（八区分）の四〇セルに分ける。そのセルごとに普及率、複数保有率を所与とし、三台以上保有率は各セルでの自由裁量の支出水準で決定されるとする。そして、人口動態や全体の所得水

準の変化で各セルの世帯数がどのように変化してきたのか、今後どのように変化するかを予測し、それに普及率、複数保有率、三台以上保有率を乗することで、自動車保有台数を算出する。次に、「ステップ2」では実績期間での各セルの新車需要台数と自動車保有台数から『新車購入頻度』を算出し、それと家計消費支出の自動車新車購入費の関数から各セルの新車需要台数を算出する（図1）。

上記のフレームの特徴として、第一に各セルの可処分所得や消費支出の水準がマクロ経済指標である税引き前所得や民間消費支出から、セル間の世帯分布や所得分配とセル毎の税率や消費傾向という指標を介して導き出される点にある。そのため、このフレームは仮に将来の総世帯数と世帯分布、将来のマクロ経済条件が与えられれば、そのマクロ経済条件の水準になるためにはセル間の所得分配がどのようにならなければならないかを明示することができる。第二に保有水準から需要水準を導き出す際に、セル毎の新車購入費から求めている点にある。これは自動車維持費や必需的支出、自動車関係費以外の自由裁量的支出との配分で決定される。仮に家計の消費支出を一定とし、必需的支出が増加すると、その分自由裁量的支出が抑制され、自動車関係費の配分を通して新車購入費の減少に繋がる。ひいては、それが需要水準を引き下げる要因として働くというメカニズムから新車需要台数を算出している点にある。

三 分析結果とそのインプリケーション

(1) 八〇年代の仮説の検証

八〇年代の自動車市場を前節のフレームで分析すると、八〇年代（八一〜九〇年）の個人ベースの自動車保有台数増分は二、六二三万台と推測される。①これを所得要因と人口動態要因に要因分解すると、所得要因つまり保有率上昇要因が全体の保有増分の五八％を占め、人口動態要因の四二％を上回った。特に三台以上保有世帯の増加が三七％を占めている。②世帯年収別に八〇年代の保有増変化をみると、五万〜七・五万ドル（八七年価格）層は所得増によるセールの世帯数変化も加わり年率六・九％（全体は二・一％）と極めて高く、増分も一、三三四万台と他の年取層の四〇〇万台以下に比べれば約三倍以上になっている（表し）。

こうした分析結果から八〇年代の米国内市場における『自動車普及仮説』は検証されなかった。むしろ、八〇年代では中・高所得層を中心に一人や二人世帯で一人二台保有世帯が増加し、三人以上世帯でも世帯に三台以上を保有する世帯が増加したことは、七〇年代前半までに世帯二台普及が行き渡り成熟化したと言われた米国内市場で八〇年代を通して一人二台保有や一人一台保有が進展したことを意味する。

こうした背景には以下の点があげられる。①人口・世帯面から一六〜二四歳人口はピークを過ぎてはいるが、依然高水準が続いていることで保有しやすい主体の人口ボリュームが大きかったことに加え、親元を離れない若者の増加で一八歳以上の子供がいる夫婦世帯は三人〜四人世帯を中心に七〇年代の約一〜二％から五〜六％へと急伸した。こうした世帯類型間の変化が三台以上保有世帯を増加させた。②所得・消費環境面から八〇年代は中・高所得層で減税による可処分

所得の増加がみられ、こうしたホワイト・カラー層は八三年から八八年までの五年間で約一割近く実質収入が増加した。さらに、八〇年代は比較的高収入である管理・専門職に就く女性が目立ち、こうした共稼ぎ世帯での世帯収入は八七年の税引き前年取で約五・四万ドルと妻が無職の夫婦世帯に比べて約二・三万ドルも高いなど、二人や三人世帯のベビーブーマー世代を中心に三台以上保有が増加したと推察される。③自動車市場環境面から八〇年代のガソリン価格の低下は自動車維持費を低下させ、その分自動車購入費に振り向けることができた。これに加え、八〇年代は乗用用途としての小型トラックへの需要が目立った。例えば、コンパクト系のスポーツ・ニューテイルテイヤやミニバンなどの魅力的な商品投入があげられる。このように車型選択幅が広がった小型トラックへの増車が保有を拡大させたと言える。

② 九〇年代の当てはめ

(a) 予測のため前提

九〇年代の保有・需要動向を二つの経済・社会シナリオから見通す。まず、両者とも経済成長率が二・三％と堅調に推移するとしたシナリオであるが、経済・自動車市場を見通す上での前提となる九〇年代の世帯数の伸びは一・〇％と八〇年代より若干鈍化し、世帯数増分は九二七万世帯と予測する。従って、こうした九〇年代の人口動態から二・三％の経済成長を達成するにはベビーブーマー世代の大幅な所得の増加がなければならない。特に三人〜四人世帯の所得分布の変化ではベビーブーマー世代が中年化することで所得分布の中心がより高い所得層の方にシフトすることが必須となる。

表1 世帯人員別個人保有増の要因分解と世帯年収別保有増 (80年代)

90-81年 の变化分	人口動態 要因増②	所得要因 増③	世帯年収 (87年価格・フル) ④									
			世帯1台	世帯2台	世帯3台~	~14,999	~24,999	~34,999	~49,999	~74,999	75,000~	
全 世帯	2.1 2,623	42 1,114	58 1,509	6 153	15 401	37 957	▲0.1 ▲23	0.5 114	1.3 279	2.0 487	6.9 1,354	3.6 433
一人世帯	2.9 460	50 232	15 228	15 73	34 155	0 0	0.9 59	2.2 95	5.7 127	6.1 94	8.2 52	13.8 33
二人世帯	2.2 929	66 612	34 317	4 36	12 112	18 169	▲0.5 ▲36	0.2 16	2.0 153	2.5 202	8.3 468	3.5 126
三人世帯	2.1 521	34 180	66 342	3 15	12 63	51 264	▲0.2 ▲7	▲0.1 ▲6	0.5 26	1.8 99	6.2 284	4.8 126
四人世帯	2.5 602	43 259	57 343	3 16	7 44	47 283	▲0.7 ▲16	0.4 12	▲0.2 ▲8	1.8 103	6.6 345	5.5 166
五人以上世帯	0.6 112	▲168	280	12	28	240	▲1.1 ▲24	▲0.1 ▲2	▲0.6 ▲19	▲0.3 ▲11	5.6 186	▲0.7 ▲18

(注) 左肩・①と④は年率 (90/81), ②と③は構成比。単位: 万台, %。

表2 シナリオ別にみた世帯人員別個人保有増の要因分解の見通し (90年代)

2000-90年 の变化分	シナリオA 【家計収支の赤字が縮小しないケース】					シナリオB 【家計収支の赤字が縮小するケース】						
	人口動態 要因増	所得要因 増	世帯1台	世帯2台	世帯3台以上	人口動態 要因増	所得要因 増	世帯1台	世帯2台	世帯3台以上		
全 世帯	100 1,910	78 1,495	22 415	8 158	14 274	▲1 ▲17	100 1,672	88 1,479	12 193	10 158	15 249	▲13 ▲214
一人世帯	100 354	77 272	23 82	16 57	7 25	0 0	100 327	82 269	18 58	18 57	0 0	0 0
二人世帯	100 392	54 210	47 183	10 40	20 113	8 30	100 363	58 209	43 154	11 40	31 113	0 1
三人世帯	100 928	55 881	5 47	2 21	6 56	▲3 ▲30	100 875	99 889	1 6	9 21	6 57	▲8 ▲71
四人世帯	100 309	86 267	14 42	8 25	16 49	▲10 ▲31	100 249	262	▲13	25	49	▲86
五人以上世帯	100 ▲74	▲135	60	16	31	14	100 ▲142	▲130	▲12	16	31	▲59

(注) 左肩: 構成比。単位: 万台。

こうした前提の基でシナリオA【家計収支の赤字が縮小しないケース】は、八〇年代の政府収支や家計収支の赤字が改善されず、消費性向は若干低下にとどまり、個人消費の伸びは二・〇%と経済成長を下支えするとみなす。一方、シナリオB【家計収支の赤字が縮小するケース】は、高所得層を中心とした増税により財政赤字が改善されるとともに、低・中所得層を中心とした債務返済のために消費性向の低下がみられ、家計赤字が改善される。従って、個人消費の伸びは一・五%にとどまるもの、ドル安や外国投資による輸出や設備投資の伸びが経済成長を下支えするとみなす。

(b) 九〇年代の市場像

シナリオAでは九〇年代の個人保有の伸びは八〇年代の二・一%から一・三%に鈍化し、保有増分は一、九一〇万台と試算できる。

①これを所得要因と人口動態要因に要因分解すると、八〇年代とは逆に人口動態要因が全体の七八%を占め、所得要因の二二%を大幅に上回る。特に三台以上保有世帯の寄与はなく、一人二台保有(一人世帯の二台と二人世帯の三台以上)や世帯の三台以上保有(二人以上世帯の三台以上)は二〇〇〇年で上限に近づくとことになる。②保有増を世帯人員別と世帯年収別で見ると、五万ドル〜七・五万ドル層の三人〜四人世帯と三・五万ドル〜五万ドル層の二人〜三人世帯を中心に保有増が見込まれる。一方、九〇年代の新車需要(個人ベース)の増分は二〇二万台(年率一・七%)で二〇〇〇年時点での新車需要台数が一、二九九万台と過去最高であった八六年の水準近くまで回復する。特に九〇年代の需要増分を支える層は三・五万ドル〜五万ドルの二人〜三人世帯、五万ドル〜七・五万ドルの三人

世帯、七・五万ドル以上の高所得層と言える(表2、表3)。

しかし、シナリオBでは九〇年代の個人保有の伸びはシナリオAより〇・三ポイント減の一・〇%まで低下し、保有増分は一、六七二万台と試算される。そのうち人口動態要因は八八%を占め、九〇年代中には普及上限近くまで達する。特に一人二台保有や世帯の三台以上保有は九〇年代中に普及上限に達し、三人〜四人世帯の保有増分は人口動態要因のみとなる。一方、九〇年代の新車需要(個人ベース)の増分は八一万台(年率〇・七%)で二〇〇〇年時点での新車需要台数が一、一七七万台と八九年水準まで回復するに過ぎない。これを世帯人員別かつ世帯年収別に見ると、シナリオAでは二・五万ドル〜三・五万ドル層の需要増がみられるが、シナリオBではこの層は九〇年代を通して需要が減少し、三・五万ドル〜五万ドル層は需要の増分が減少する。従って、五万ドル以上の三人世帯を中心とした需要増しか望めない(表2、表4)。

以上のシミュレーション結果からどちらのシナリオも八〇年代の保有増を支えた三台以上保有世帯がマイナスに寄与し、特にシナリオBでは三台以上保有世帯を中心に保有中止が大層に発生することを意味する。この背景には八〇年代の借入金や消費性向の上昇による消費の拡大が九〇年代を通して調整されることで家計の消費支出が抑制され、買い替え需要が困難となり保有中止によるスクラップ化が進むと予想されるためである。

(3) シミュレーション結果からのインプ리케이션

九〇年代の米国内市場で上記の分析から二つの問題を指摘できる。第一に北米地域を中心としたオーバーキャパシティ問題の現実化

表3 世帯人員別×世帯年収別個人保有増と個人需要増の見通し・シナリオA【家計収支の赤字が縮小しないケース】

2000—90年 の变化分	保有増分	世帯年収(87年価格・ドル)					新車需要					
		~24,999	~34,999	~49,999	~74,999	75,000~	分	~24,999	~34,999	~49,999	~74,999	75,000~
全世帯	1.3 1,910	0.8 3,377	0.9 240	2.6 899	2.2 722	2.4 427	1.7 202	0.2 4	1.0 20	3.1 71	2.1 65	2.1 51
一人世帯	1.6 354	0.2 20	3.1 114	5.0 143	4.4 54	4.0 23	2.3 34	0.1 1	2.9 11	5.1 14	4.0 6	4.0 3
二人世帯	0.7 392	1.2 204	4.1 8	3.0 346	1.4 140	2.2 118	1.2 52	0.8 6	0.1 1	3.3 28	1.1 13	2.2 18
三人世帯	2.7 928	0.8 70	1.2 66	3.7 300	3.9 318	4.0 175	3.5 92	1.8 8	1.7 7	4.5 24	4.5 35	4.0 18
四人世帯	1.0 309	1.8 102	1.3 66	1.3 98	1.8 159	1.9 89	1.2 26	1.2 4	1.2 5	1.3 10	1.9 9	9 9
五人以上世帯	0.4 474	3.9 160	0.1 3	0.3 11	1.0 51	0.7 21	0.2 2	4.1 4	0.6 1	0.0 0	0.4 1	0.7 2

(注) 左肩：年率(2000/90)、単位：万台、%。

表4 世帯人員別×世帯年収別個人保有増と個人需要増の見通し・シナリオB【家計収支の赤字が縮小するケース】

2000—90年 の变化分	保有増分	世帯年収(87年価格・ドル)					新車需要					
		~24,999	~34,999	~49,999	~74,999	75,000~	分	~24,999	~34,999	~49,999	~74,999	75,000~
全世帯	1.0 1,672	1.0 4,911	0.7 198	2.5 840	2.1 698	2.4 427	0.7 81	3.6 71	0.1 2	2.2 49	1.8 18	5.5 24
一人世帯	1.5 327	0.0 3	3.0 113	4.9 140	4.4 54	4.0 23	1.2 18	2.3 14	2.8 10	4.8 12	4.0 6	4.0 3
二人世帯	0.7 363	1.3 223	4.1 12	2.9 341	1.4 139	2.2 118	0.3 13	1.3 32	0.1 9	2.6 22	1.1 13	2.2 18
三人世帯	2.6 875	0.6 49	1.1 59	3.5 281	3.8 312	4.0 175	2.1 52	4.2 9	0.1 1	3.1 16	3.6 27	4.0 18
四人世帯	0.8 249	2.4 129	1.0 52	1.1 83	1.8 154	1.9 89	0.4 8	0.4 10	0.4 1	0.3 1	1.1 9	1.9 9
五人以上世帯	0.7 4142	1.6 185	0.4 13	0.1 5	0.8 39	0.7 21	1.0 10	0.4 7	2.2 3	1.1 3	0.3 1	0.7 2

(注) 左肩：年率(2000/90)、単位：万台、%。